

個人情報保護制度の事務手引

令和 7 年 4 月



改正履歴等

改正日	改正内容等	備考
昭和 62 年 4 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を作成し、公表する。	
平成 8 年 3 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を改訂し、「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」を公表する。	
令和 7 年 4 月	「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」のうち、個人情報保護制度に係る事務の内容を改訂し、「個人情報保護制度の事務手引」を公表する。	個人情報保護制度の事務手引 初版

目次

凡例.....	1
はじめに	4

1 個人情報保護制度の概要

個人情報の定義等	7
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う杉並区の対応.....	21
個人情報保護制度の体系.....	24
個人情報保護制度の概略.....	25

2 個人情報等の取扱い

2－1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

個人情報の保有に関する制限	35
利用目的の変更	37
利用目的の明示	39
不適正な利用及び取得の禁止	42
正確性の確保	44
従事者の義務	45
漏えい等の報告等.....	47
利用及び提供の制限.....	62
保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求.....	69
個人関連情報の取扱い	71
仮名加工情報の取扱い	75

2－2 保有個人情報の安全管理措置

保有個人情報の安全管理措置について	85
漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ.....	99
安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れ.....	100

2－3 個人情報の取得、利用等に伴う措置

個人情報の取得、利用等に伴う措置.....	103
個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷.....	104
個人情報の取得、利用等に係る自己点検について.....	106
個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れ	107

2－4 関係書式集

個人情報に係る特記仕様書.....	113
杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表 表紙	117
自己点検表①（個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得）	119
自己点検表②-1（ ☐ 外部委託・ ☐ 指定管理者）	120
自己点検表②-2（ ☐ 外部委託・ ☐ 指定管理者）	121
自己点検表③-1（労働者派遣）	122
自己点検表③-2（労働者派遣）	123
自己点検表④-1（ ☐ 目的外利用・ ☐ 外部提供）	124
自己点検表④-2（ ☐ 目的外利用・ ☐ 外部提供）	125
自己点検表⑤-1（電算入力）	126
自己点検表⑤-2（電算入力）	127
自己点検表⑥-1（外部結合）	128

自己点検表⑥-2（外部結合）	129
個人情報の保有の記録	130
外部委託の記録	131
指定管理の記録	132
労働者派遣の記録.....	133
目的外利用をした（された）記録.....	134
外部提供の記録	135
電子計算組織への記録	136
外部結合の記録	137

3 個人情報ファイル簿

3－1 個人情報ファイル簿について

個人情報ファイル簿について	145

3－2 関係書式集

個人情報ファイル簿.....	155
個人情報ファイル簿 別紙.....	157

4 保有個人情報の開示、訂正、利用停止

4－1 開示等の請求に関する基本事項.....	163

4－2 制度の流れ

開示請求制度（手続の流れ）	173
開示請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）	174
訂正請求制度（手続の流れ）	175
訂正請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）	176
利用停止請求制度（手続の流れ）	177
利用停止請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）	178
審査請求制度（手続の流れ）	179

4－3 保有個人情報開示請求制度

開示請求の主体	183
開示請求の対象となる情報	187
開示請求の手続（開示請求書）	189
開示請求の手続（本人確認）	192
開示義務	195
不開示情報（個人に関する情報）	196
不開示情報（法人等に関する情報）	200
不開示情報（審議、検討等に関する情報）	202
不開示情報（事務又は事業に関する情報）	204
部分開示	206
裁量的開示	207
保有個人情報の存否に関する情報	208
開示請求に対する決定等	210
開示請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）	214

開示請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）	215
事案の移送.....	217
第三者に対する意見提出の機会の付与（任意的意見聴取）	219
第三者に対する意見提出の機会の付与（必要的意見聴取）	220
第三者に対する意見提出の機会の付与（反対意見書を提出した場合の手続）	221
開示の実施.....	222
他の法令による開示の実施との調整.....	227
手数料	228

4－4 保有個人情報訂正請求制度

訂正請求の主体	233
訂正請求の対象となる情報.....	235
訂正請求の手続（訂正請求書）	237
訂正請求の手続（本人確認）	240
訂正義務	241
保有個人情報の存否に関する情報.....	242
訂正請求に対する決定等	244
訂正請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）	247
訂正請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）	248
事案の移送.....	250
保有個人情報の提供先への通知	251

4－5 保有個人情報利用停止請求制度

利用停止請求の主体.....	255

利用停止請求の対象となる情報	257
利用停止請求の手続（利用停止請求書）	259
利用停止請求の手続（本人確認）	261
利用停止義務	262
保有個人情報の存否に関する情報.....	263
利用停止請求に対する決定等	265
利用停止請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）	268
利用停止請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）	269

4－6 審査請求制度

区の機関に対する審査請求制度	273
情報公開・個人情報保護審査会への諮問	275
第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	281

4－7 様式集

第1号様式（第10条関係）	保有個人情報開示請求書	285
第2号様式（第11条関係）	法定代理人による開示請求についての意思確認書	287
第3号様式（第12条関係）	任意代理人による開示請求についての意思確認書	289
第4号様式（第13条関係）	開示決定通知書	291
第5号様式（第13条関係）	不開示決定通知書.....	293
第6号様式（第13条関係）	開示決定期間延長決定通知書	295
第7号様式（第13条関係）	開示決定等期限特例延長決定通知書	297
第8号様式（第13条関係）	開示請求事案移送通知書	299
第9号様式（第14条関係）	意見照会書（法第86条第1項関係）	301

第9号様式（第14条関係）	別紙 意見照会書（法第86条第1項関係）	303
第10号様式（第14条関係）	意見照会書（法第86条第2項関係）	305
第10号様式（第14条関係）	別紙 意見照会書（法第86条第2項関係）	307
第11号様式（第14条関係）	反対意見書に係る開示決定通知書	309
第12号様式（第16条関係）	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	311
第13号様式（第19条関係）	保有個人情報訂正請求書	313
第14号様式（第19条関係）	代理人による訂正請求についての意思確認書	315
第15号様式（第20条関係）	訂正決定通知書	317
第16号様式（第20条関係）	不訂正決定通知書	319
第17号様式（第20条関係）	訂正決定等期間延長決定通知書	321
第18号様式（第20条関係）	訂正決定等期限特例延長決定通知書	323
第19号様式（第20条関係）	訂正請求事案移送通知書	325
第20号様式（第20条関係）	訂正実施通知書	327
第21号様式（第21条関係）	保有個人情報利用停止請求書	329
第22号様式（第21条関係）	代理人による利用停止請求についての意思確認書	...331
第23号様式（第22条関係）	利用停止決定通知書	333
第24号様式（第22条関係）	不利用停止決定通知書	335
第25号様式（第22条関係）	利用停止決定等期間延長決定通知書	337
第26号様式（第22条関係）	利用停止決定等期限特例延長決定通知書	339

4－8 関係書式集

保有個人情報開示請求に対する意見書	343
保有個人情報開示請求に伴う決定期間延長連絡票	345
保有個人情報開示請求に伴う決定期間特例延長連絡票	347

保有個人情報開示請求に対する取下書	349
保有個人情報開示請求書の補正について	351
保有個人情報開示請求に対する補正書	353
保有個人情報開示請求の却下について	355
保有個人情報訂正請求に対する意見書	357
保有個人情報訂正請求に伴う決定期間延長連絡票	359
保有個人情報訂正請求に伴う決定期間特例延長連絡票	361
保有個人情報訂正請求に対する取下書	363
保有個人情報訂正請求書の補正について	365
保有個人情報訂正請求に対する補正書	367
保有個人情報訂正請求の却下について	369
保有個人情報利用停止請求に対する意見書	371
保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間延長連絡票	373
保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間特例延長連絡票	375
保有個人情報利用停止請求に対する取下書	377
保有個人情報利用停止請求書の補正について	379
保有個人情報利用停止請求に対する補正書	381
保有個人情報利用停止請求の却下について	383

5 関係例規等

個人情報の保護に関する法律	387
個人情報の保護に関する法律施行令	457
個人情報の保護に関する法律施行規則	475
杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例	498

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例	502
杉並区個人情報の保護に関する条例	504
杉並区個人情報の保護に関する規則	509
杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準	517
杉並区区政イノベーション推進本部設置要綱	528
杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領	531
主要参考文献	533

凡例

◆ この事務手引において引用する主な例規等は、次のとおり省略する。

略称	正式名称	番号
法	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年法律第 57 号
政令	個人情報の保護に関する法律施行令	平成 15 年政令第 507 号
旧条例	杉並区個人情報保護条例	昭和 61 年杉並区条例第 39 号
新条例	杉並区個人情報の保護に関する条例	令和 5 年杉並区条例第 6 号
規則	杉並区個人情報の保護に関する規則	令和 5 年杉並区規則第 21 号
安全管理措置等基準	杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準	令和 5 年 3 月 31 日杉並第 71119 号

◆ この事務手引において使用する用語は、次のとおりとする。

用語	解説
行政機関等	行政機関（法第 2 条第 8 項に定める機関）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人の総称。
行政機関の長等	行政機関の長（法第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人の総称。
区の機関	区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の総称。 なお、区議会事務局は含まない。
保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検	個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長）が、安全管理措置等基準第 4 条から第 34 条までの措置の状況について行う自己点検。
個人情報の取得、利用等に伴う措置に関する自己点検	個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長）が、安全管理措置等基準第 42 条から第 47 条までの措置を講じるときに行う自己点検。
部会	杉並区デジタル・セキュリティ部会の略称。
審議会	杉並区情報公開・個人情報保護審議会の略称。
開示請求	保有個人情報開示請求の略称。
訂正請求	保有個人情報訂正請求の略称。

用語	解説
利用停止請求	保有個人情報利用停止請求の略称。
開示等の請求	保有個人情報開示請求、保有個人情報訂正請求及び保有個人情報利用停止請求の総称。
請求者	区の機関が保有する自己に関する情報の開示等の請求をした者。
請求対象情報	開示等の請求の対象となる情報。
標準処理期間	開示等の請求に対する決定等を行うまでに要する標準的な期間。 (開示請求の場合は、請求があった日の翌日から起算して 14 日目までの期間。 訂正請求及び利用停止請求の場合は、請求があった日の翌日から起算して 20 日目までの期間。詳細は 214、248、268 頁参照。)
開示請求制度	法に基づき、区の機関が保有する自己に関する情報の開示を請求できる制度。
不開示情報	法第 78 条第 1 項各号の規定により、開示できない情報。
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	法第 78 条第 1 項第 1 号の規定により、開示できない情報。
開示請求者以外の個人に関する情報	法第 78 条第 1 項第 2 号の規定により、開示できない情報。
法人等に関する情報	法第 78 条第 1 項第 3 号の規定により、開示できない情報。
審議、検討等に関する情報	法第 78 条第 1 項第 6 号の規定により、開示できない情報。
事務又は事業に関する情報	法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により、開示できない情報。
被覆	開示請求の対象となった情報の全部又は一部を不開示とする処理。
訂正請求制度	区の機関が保有する自己に関する情報の内容が、事実でないと思われるとき、法に基づき、訂正を請求できる制度。
不訂正情報	訂正請求の対象となった情報のうち、事実であった又は事実であるか否かが判明しなかったため、訂正しないこととした情報。
利用停止請求制度	区の機関が保有する自己に関する情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、不正な手段により取得されているとき及び利用目的以外の目的のために利用又は提供されていると思われるとき、法に基づき、利用の停止、消去及び提供の停止を請求できる制度。

用語	解説
不利用停止情報	利用停止請求の対象となった情報のうち、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明した又は該当するか否かが判明しなかったため、利用停止しないこととした情報。
審理員	開示等の請求に係る審査請求において審理手続を行う者。
審査会	杉並区情報公開・個人情報保護審査会の略称。
標準審理期間	開示等の請求に係る審査請求に対する裁決を行うまでに要する標準的な期間。 (一部期間を除き、4 か月とする。詳細は 279、280 頁参照。)

はじめに

個人情報保護制度は、区による個人情報の適正な管理、利用等を徹底するだけでなく、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の開示等を求める権利を保障するための重要な制度です。杉並区自治基本条例第 18 条では、「区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、（中略）自己を本人とする個人情報の開示を求める権利を保障する等、個人情報の適正な取扱いを図ることにより、その保護に努めなければならない。」と規定しています。

杉並区は、昭和 61 年（1986 年）に旧条例を制定して以後、個人情報の適正な取扱い及び権利や利益の保護に努めてきました。また、昭和 62 年（1987 年）には、審議会を設置し、区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集、管理等を行うことを区に義務付け、有識者や区民等を委員として、区による個人情報の管理、利用等を厳正にチェックしてきました。

本手引は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を目的として、旧条例下の制度の実務上の手引として、昭和 62 年（1987 年）の作成以来、平成 8 年（1996 年）の改訂を経て、主に職員に活用されてきました。その後、令和 3 年（2021 年）のデジタル改革関連法の制定に伴い、法が改正されたことにより、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日に旧条例を廃止し、同日、新条例を施行しました。このため、旧条例下の制度から変更した点や新制度の解説を行う必要があることから、この度、本手引を新たに改訂することとしました。

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を行うためには、職員一人ひとりが理解と認識を深めることが何よりも重要であり、さらに、これを実践していかなければなりません。皆様が事務を行う上で、本手引が大いに活用され、個人情報保護制度の水準の維持及び向上に寄与できれば幸いです。

令和 7 年（2024 年）4 月

政策経営部情報管理課

1 個人情報保護制度の概要

個人情報の定義等

法第2条では、一般的な概念として呼称される個人情報を、類型ごとに定義している。本手引では、法で定義する次の用語を用いて制度の解説を行う。

- ◆ 「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報**であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう（法第2条第1項）。

「**個人に関する情報**」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等、個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価等を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像及び音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かを問わない。

なお、「**個人**」には、日本国民だけでなく、外国人も含む。

- 「他の情報と容易に照合することができ」るとは、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって、照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

≪個人情報に該当する事例≫

- ・事例1 本人の氏名
- ・事例2 生年月日、連絡先（住所、居所、電話番号、メールアドレス等）、会社における職位、所属等に関する情報と、本人の氏名を組み合わせた情報
- ・事例3 防犯カメラに記録された情報等、本人が判別できる映像情報
- ・事例4 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

1 個人情報保護制度の概要

- ・事例5 特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジノイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）
- ・事例6 個人情報を取得後に、当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）
- ・事例7 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

《個人情報に該当しない情報》

○ 法人等に関する情報

法人等の団体は、個人に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は、個人情報に該当しない。ただし、役員、従業員等に関する情報は、個人情報に該当する。

○ 死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは、生存する個人であることから、個人情報の範囲に、死者に関する情報は含まれていない。よって、これに反して死者に関する情報を、条例で個人情報に含めることはできない。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し、開示等の請求の対象となる。

- ◆ 「**個人識別符号**」とは、情報単体から特定の個人を識別することができるものとして、政令第1条第1号に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は、個人情報となる（法第2条第2項）。具体的な内容は、次の**1**から**8**までのとおりである。

- 1 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
- 2 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- 3 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- 4 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質
- 5 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- 6 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- 7 指紋又は掌紋
- 8 1から7までのものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

- ◆ 「**保有個人情報**」とは、「行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されているもの」をいう（法第60条第1項）。

- 「行政機関等（法第58条第1項各号に掲げる者を含む。）の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち、公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

1 個人情報保護制度の概要

- 「当該行政機関等が保有している」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について、事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が、個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が、当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。
- 「行政文書」とは、行政機関情報公開法第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいい、「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。
- 「地方公共団体等行政文書」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次の **1** 及び **2** に類するものは、「地方公共団体等行政文書」から除外される（政令第 16 条）。
 - 1 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの**
 - 2 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの**
 - ① 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
 - ② 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
 - ③ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - ・ 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関情報公開

1 個人情報保護制度の概要

法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。) が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

- ・当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- ・当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

- ④ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- ⑤ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

◆ 「個人情報ファイル」とは、「保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）」又は「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）」をいう（法第 60 条第 2 項）。

- 「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の所掌事務又は業務の全部又は一部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報

1 個人情報保護制度の概要

報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより、全体として多様な事務に用いられるものも含む。

- 「「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの※が想定される。

※ 例えば、診療録や学籍簿等、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているものが該当する。

- ◆ 「**要配慮個人情報**」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして次の**1**から**11**までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。
なお、次の**1**から**11**までの情報を推知させるに過ぎないもの※は、要配慮個人情報には含まない。

※ 例えば、宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等が該当する。

1 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や外国人という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

2 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

3 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

4 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分※が該当する。

※ 例えば、特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等が該当する。

5 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

6 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。

具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

7 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること

次の①から④までの情報をいう。その他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報※も該当する。

※ 例えば、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたことがわかる情報が該当する。

① 「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・事例 1 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・事例 2 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・事例 3 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

1 個人情報保護制度の概要

② 「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・事例 1 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ・事例 2 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・事例 1 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ・事例 2 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・事例 医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。

8 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、

ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。

なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。また、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合も該当しない。

9 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

○ 「指導」が行われたこととは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師及び管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。

その他、保健指導等を受けたという事実も該当する。

○ 「診療」が行われたこととは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。

1 個人情報保護制度の概要

また、病院等を受診したという事実も該当する。

- 「調剤」が行われたこととは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

10 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

11 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの※が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第 2 条第 2 号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第 2 条第 3 号）に該当し得る。

※ 例えば、将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等が該当する。

- ◆ 「**条例要配慮個人情報**」とは、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報」をいう（法第 60 条第 5 項）。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。※

※ 条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和 7 年 4 月時点）。

- ◆ 「**仮名加工情報**」とは、「個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した個人に関する情報」をいう（法第 2 条第 5 項）。

- ◆ 「**匿名加工情報**」とは、「個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」をいう（法第 2 条第 6 項）。

- ◆ 「**行政機関等匿名加工情報**」とは、次の 1 から 3 までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう（法第 60 条第 3 項）。※
なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で、保有個人情報を加工するものである。したがって、保有個人情報に、行政機関情報公開法に規定する不開示情報が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は、加工対象から除外している。ただし、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報（個人に関する情報）が含まれている場合であっても、加工の対象となる。また、同条第 2 号ただし書に規定する情報（法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報となるが公益的理由から例外的に開示対象となる情報）は、加工の対象から除かれる。

1 個人情報保護制度の概要

※ 行政機関等匿名加工情報は、杉並区においては、本制度に関する十分なノウハウが蓄積されておらず、適切な運用について懸念があることから、当面の間、本制度の導入については見合わせることにしている（令和 7 年 4 月時点）。

1 法第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと

本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するための仕組みとして個人情報ファイル簿（法第 75 条第 1 項。147 頁参照。）の作成及び公表の仕組みが設けられていることを踏まえ、本人が気づき知らないところで、自らの個人情報から、行政機関等匿名加工情報が作成又は提供されることがないようにするため、個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象から除外される、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査及び犯則事件の調査等のために作成又は取得するもの等は加工対象とならない。

2 行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求〔中略〕があったとしたならば、これらの者が次の①又は②のいずれかを行うこととなるものであること

① 「当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること」

行政機関情報公開法第 3 条等に基づく開示請求があった場合、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとしている。

② 「行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条

第1項若しくは第2項又は情報公開条例〔中略〕の規定により意見書の提出の機会を与えること」

行政機関情報公開法第13条は、第三者に関する情報が記録されている「行政文書」について開示請求があったときは、第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置を定めている。これは、開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であるところ、**1**の判断を行い得るのは、この手続を要しない場合に限られる。このことを踏まえ、法第60条第3項第2号ロは、保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、**1**とは別に、行政機関情報公開法等の規定により意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであることを要件として規定している。

3 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること

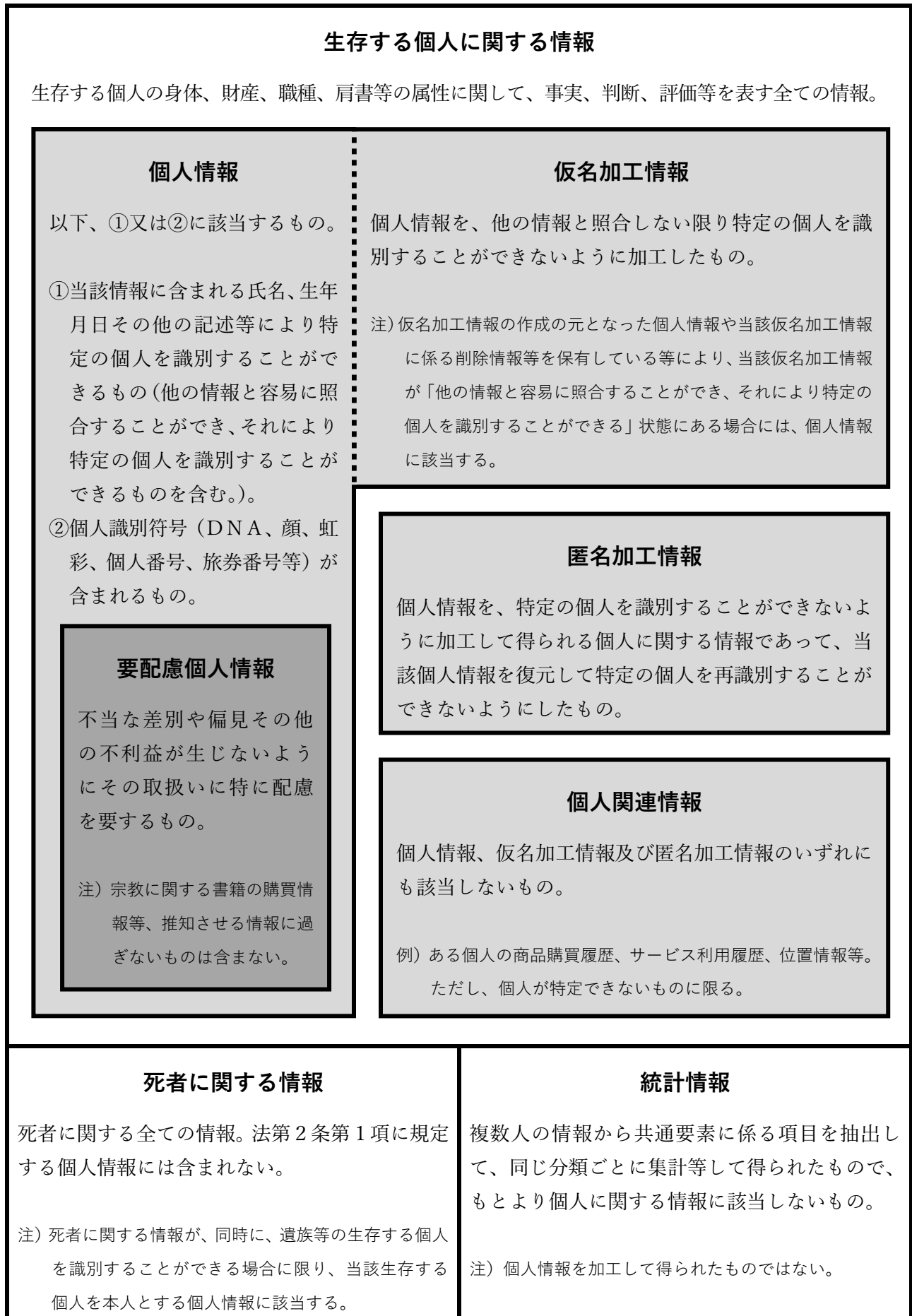
行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して、匿名加工情報を作成することができるものであることとするものである。

なお、**2**の適用については、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用がないことから、加工対象から除外する不開示情報及び文書の開示の請求があった場合には、意見書の提出の機会を与えることとなることについて、国の情報公開法の規定に相当する情報公開条例の規定により定められていることが必要となる。

- ◆ 「**個人関連情報**」とは、「生存する個人に関する情報ではあるものの、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいう（法第2条第7項）。

1 個人情報保護制度の概要

《概念図》



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う杉並区の対応

我が国における個人情報保護制度は、昭和 40 年代（1965 年～）中盤以降、電子計算組織（コンピュータ）の利用が急速に拡大したことに伴い、プライバシー侵害の危険に対する懸念が生じたことから、昭和 48 年（1973 年）6 月に徳島県徳島市において電子計算組織運営審議会条例が制定されたことを嚆矢として、国に先行する形で全国の地方公共団体において個人情報保護に関する条例の制定が広がっていったことから始まる。

杉並区では、昭和 53 年（1978 年）に東京都杉並区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（以下「杉並区電算条例」という。）を制定し、さらに、この杉並区電算条例を発展させ、昭和 61 年（1986 年）に、旧条例と杉並区情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）を同時に制定した。これらの制度が同時に実施されたのは、特別区では初めてであり、全国でも 3 番目という画期的なものだった。

旧条例に基づき、区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集、管理等を行うことを区に義務付けるとともに、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の開示等を求める権利を保障する制度を確立した。また、昭和 62 年（1987 年）に設置された審議会は、情報公開制度とともに個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進のために、区民や有識者等を委員として、区による個人情報の管理及び利用等を厳正にチェックし、個人情報の保護の水準の維持及び向上に重要な役割を果たしてきた。

昭和 63 年（1988 年）、国は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律を制定し、平成 15 年（2003 年）に、改正前の法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）を制定し、制度の運用を進めてきたが、地方公共団体については、これらの法律の適用対象外であったため、杉並区では引き続き、旧条例に基づき、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めた。

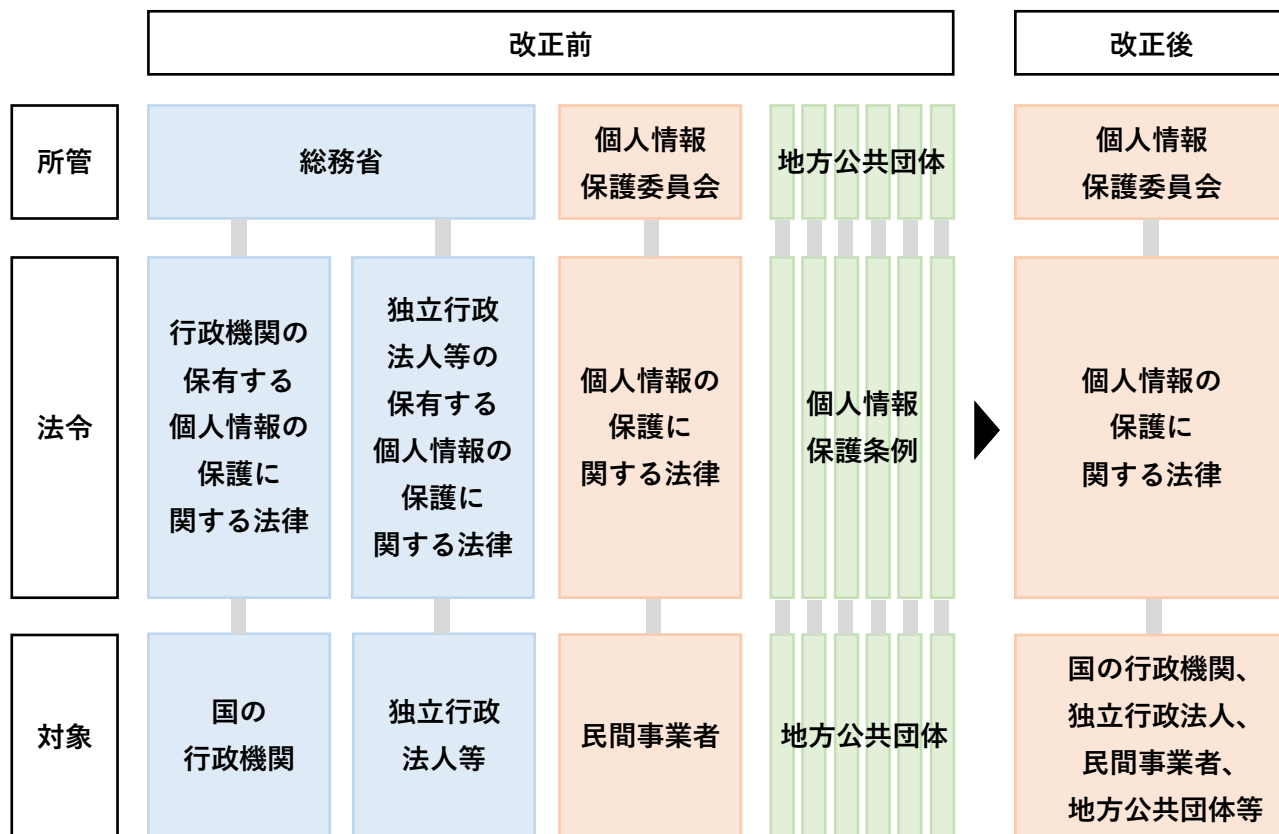
その後、ネットワークインフラの技術進歩やデータ連携の進展等、環境の変化に伴い、官民や地域の枠を超えてデータを利活用すること及び個人情報の保護と適正かつ効果的な活用を両立させることが

1 個人情報保護制度の概要

重要な課題となる中、機関ごとの制度の不均衡や不整合により、データの利活用に支障が出ているとの指摘や、独立した監督機関である個人情報保護委員会の監視監督が公的部門には及ばないため、国際的な制度調和を図る観点から、公的部門、民間部門の別を問わない新たな監視監督体制の確立が必要であるとの指摘がなされる状況となった。

こうしたことを受けて、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立、データ保護に関する国際基準に対応すること等を目的として、改正前の法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が1つに統合された。地方公共団体の個人情報保護制度についても、その先導的な役割に留意したうえで、改正後の法を適用することにより全国的な共通ルールを設定するとともに、個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとした。そして、このような内容を盛り込んだデジタル改革関連法の法案が、令和3年（2021年）5月12日に成立し、同年5月19日に公布され、令和5年（2023年）4月1日以降、改正後の法が地方公共団体にも適用されるに至った。

◆ イメージ図



1 個人情報保護制度の概要

法改正の影響を受け、杉並区では、旧条例を廃止し、改正後の法において条例に規定することを委任されている事項及び条例で定めることが許容されている事項を規定する新条例を制定し、また、改正後の法第 66 条の規定に則り、安全管理措置等基準を策定した。

新条例の制定等を契機に、**新たに個人情報を取り扱う業務を開始するとき又は従前から個人情報を取り扱っている業務の内容に変更があるときは、担当課において自己点検を行い、その結果を部会に報告する取組**（以下「**部会に関する取組**」という。）や、個人情報ファイル簿とは別に、**個人情報登録簿を作成及び公表する取組**を実施することとした。

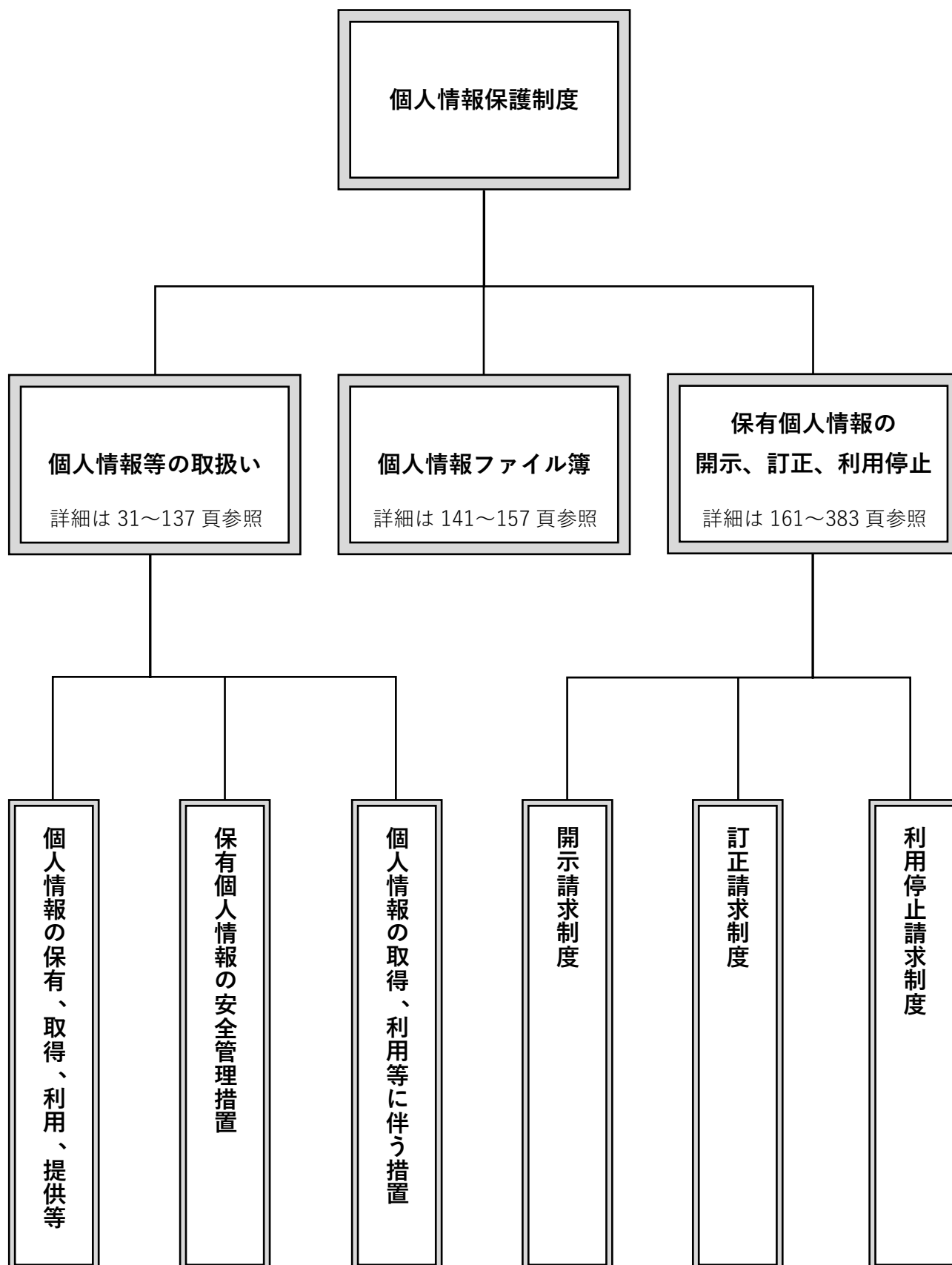
部会に関する取組は、個人情報を取り扱うにあたり、講じるべき措置内容を自ら点検し、点検内容の妥当性を内部会議体である部会が点検することで、不必要な情報を収集しないことや、収集した個人情報の管理体制の徹底を図るものである。**個人情報登録簿を作成及び公表する取組**は、個人情報の適正な収集、管理等のため、個人情報を取り扱う業務であれば、対象とする人数等に関わらず手続を必要とするものである。

このように、法改正後においても、これまで杉並区が取り組んできた個人情報の保護の水準が低下することのないよう、独自の取組を行っている。

区は、今後も、法令の規定を遵守しながらも、こうした取組を行うことにより、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めていかなければならない。

個人情報保護制度の体系

◆ イメージ図



個人情報保護制度の概略

個人情報等の取扱い

《個人情報の保有、取得、利用、提供等》 35～81 頁参照

区の機関は、個人情報の保有、取得、利用、提供等にあたり、次の点に留意しなければならない。

- 個人情報の保有にあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない（法第 61 条）。
- 本人から直接書面により個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない（法第 62 条）。
- 違法又は不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（法第 63 条及び第 64 条）。
- 法令に基づく場合や本人の同意があるとき等を除いては、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供してはならない（法第 69 条）。
- 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（区の機関から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない（法第 73 条）。

《保有個人情報の安全管理措置》 85～100 頁参照

区の機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法第 66 条）。

《個人情報の取得、利用等に伴う措置》 103～109 頁参照

個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長。以下同じ。）は、個人情報の取得、利用等に伴う措置に関する自己点検の結果について、作成した自己点検表を添えて部会に報告し、その内容について承認を受けなければならない（安全管理措置等基準第 48 条）。

個人情報ファイル簿

《個人情報ファイル簿について》 145～152 頁参照

区の機関は、保有している個人情報ファイルごとに、その名称、利用目的、記録項目等、各個人情報ファイルの概略を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第 75 条）。

保有個人情報の開示、訂正、利用停止

《開示請求制度》 183～229 頁参照

何人も、区の機関に対し、当該区の機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる（法第 76 条）。

《訂正請求制度》 233～251 頁参照

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第 90 条）。

なお、開示請求制度によって開示を受けていない保有個人情報についても、訂正請求を行うことができることとしている（新条例第 17 条第 1 項）。

《利用停止請求制度》 255～270 頁参照

何人も、自己を本人とする保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長し、もしくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、もしくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用停止の請求を行うことができる（法第 98 条）。

なお、開示請求制度によって開示を受けていない保有個人情報についても、利用停止請求を行うことができることとしている（新条例第 17 条第 1 項）。

《不服申立て（審査請求）について》 273、274 頁参照

審査請求を含む行政上の不服申立て制度は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行服法」という。）で手続等が定められた「行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその審査等を求める行為」であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

《開示等の請求に対する審査請求制度》 273、274 頁参照

開示等の請求に対する審査請求制度とは、開示等の請求に対する決定処分不服がある者が、不服申立て（審査請求）ができる制度である。行服法第 1 条では「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下、単に「処分」という。）」と規定されているため、法の規定に基づく開示等の請求に対する決定等についても、審査請求の対象となり得る。

《審査会について》 275～280 頁参照

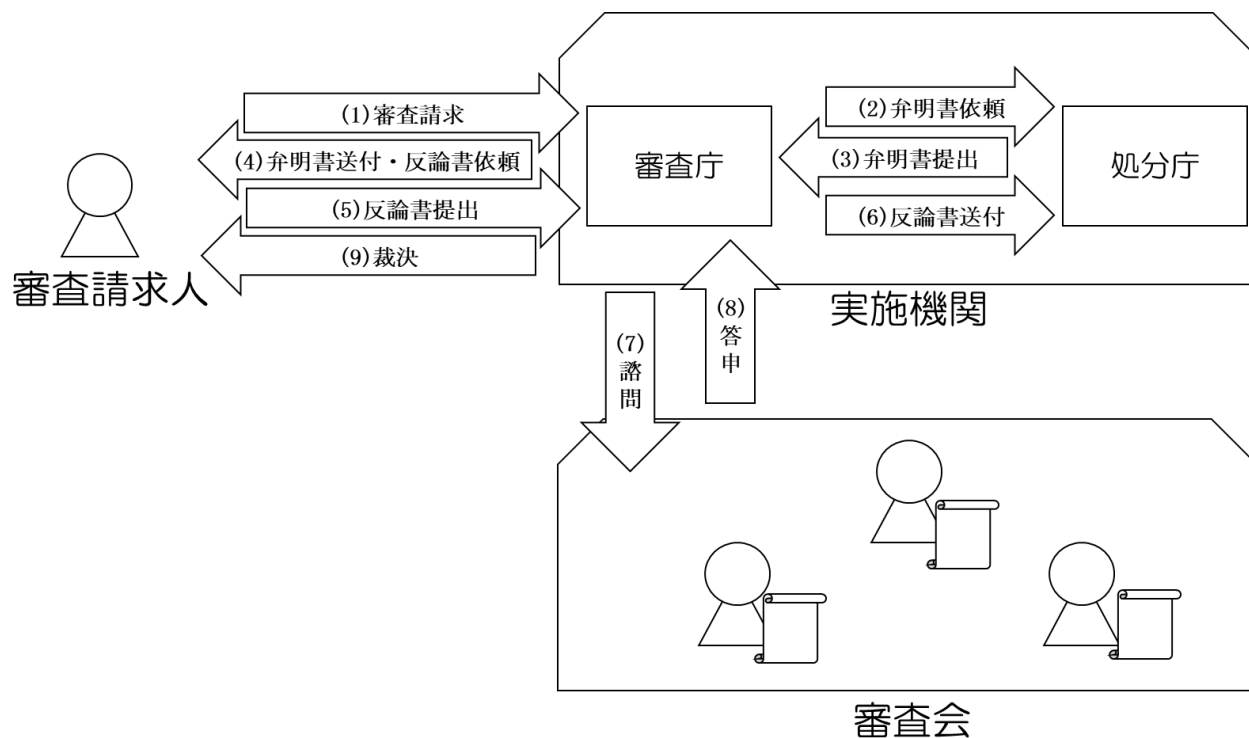
法に基づく処分に対し審査請求が提起された時には、一定の場合を除き、第三者機関である審査会に審査請求に係る諮問を行い、審査会の審議を経た上で、最終決定となる裁決を行わなければならない（法第 105 条第 3 項の規定により準用される同条第 1 項）。これは、開示等の請求に対する審査請求制度が、処分を行った区の機関に対し、再度その処分の適否の判断を求めるものである観点から、審議の中に専門的な知識を有する第三者機関が関与することで、行政庁の恣意的な判断を避け、公正性を担保するためである。杉並区では、決定処分が妥当であったか否かを中立的な立場で審査を行う機関として、学識経験者 3 名で構成する審査会を設置し、処分を受けた審査請求人及び処分を行った行政庁の主張書面や審査対象情報等について、調査、審議を行っている。

なお、審査会は、開示等の請求に対する審査請求においては、審査対象情報の中身を実際に確認し、開示、不開示等の判断の妥当性等を確認することができる（行服法第 74 条から第 77 条まで）。

また、開示等の請求に係る審査請求の標準審理期間は、一部期間を除き、**4 カ月**とする。

1 個人情報保護制度の概要

≪審査請求に係る手続の概略図≫



- (1) 審査請求 審査請求人が審査請求書を審査庁に提出すること。
- (2) 弁明書依頼 審査庁が処分内容及び理由を記載した弁明書の提出を処分庁に依頼すること。
- (3) 弁明書提出 処分庁が弁明書を審査庁に提出すること。
- (4) 弁明書送付・反論書依頼 審査庁が弁明書を審査請求人に送付し、当該弁明書に対する反論を記載した反論書の提出を依頼すること。
- (5) 反論書提出 審査請求人が反論書を審査庁に提出すること。
- (6) 反論書送付 審査庁が反論書を処分庁に送付すること。
- (7) 諮問 審査庁が審査請求を審査会に諮問すること。
- (8) 答申 審査会から諮問に対する答申がされること。
- (9) 裁決 審査庁が審査請求に対する最終決定を行うこと。

※ 審査庁 審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁

※ 処分庁 審査請求に係る処分をした行政庁

2 個人情報等の取扱い

以下の内容については、各頁を参照してください。

- ◆ 所管課における保有個人情報の取扱いの留意事項について（35～44 頁参照）
- ◆ 保有個人情報の取扱いに係る従事者の義務について（45、46 頁参照）
- ◆ 保有個人情報の漏えい等の報告について（47～61 頁参照）
- ◆ 保有個人情報の利用及び提供の制限について（62～68 頁参照）
- ◆ 個人関連情報の取扱いについて（71～74 頁参照）
- ◆ 仮名加工情報の取扱いについて（75～81 頁参照）
- ◆ 保有個人情報の安全管理措置について（85～100 頁参照）
 - 保有個人情報の取扱い（88～90 頁参照）
 - 情報システムにおける安全の確保等（91～93 頁参照）
 - 個人情報の取扱いの委託（94、95 頁参照）
 - 漏えい等安全管理上の問題への対応（96、97 頁参照）
 - 保有個人情報の安全管理措置に関する監査及び点検の実施について（97、98 頁参照）
 - 漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れについて（99 頁参照）
 - 安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れについて（100 頁参照）
- ◆ 個人情報の取得、利用等に伴う措置について（103 頁参照）
- ◆ 個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷について（104、105 頁参照）
- ◆ 個人情報の取得、利用等に係る自己点検について（106 頁参照）
- ◆ 個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れについて（107～109 頁参照）

2 個人情報等の取扱い

2－1 個人情報¹の保有、取得、利用、提供等

個人情報の保有に関する制限

（個人情報の保護に関する法律）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

趣 旨

行政機関等（区の機関）は、法令で行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第1項の「法令」には条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

解 釈

- 1 「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り、許容されることをいう。

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

- 2 「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を区の機関の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

なお、法第 82 条第 1 項の規定により、開示請求で特定した情報の利用目的を請求者に対して通知しなければならないことから、内部において適切に整理及び管理する必要がある。そのため、利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応等が考えられる。

また、利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

利用目的の変更

(個人情報の保護に関する法律)

第六十一条

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第六十九条

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

趣 旨

時代の変化に伴い、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない事態が生じることは一般に想定し得るところであり、区の機関の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。しかし、当初の利用目的との関連性を問わず、無制限に変更できることとなれば、利用目的を定める実質的意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる。

解 釈

- 1 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

- 2 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、区の機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことが、個人情報の取得前から判明している場合は、あらかじめ利用目的に設定しておく必要がある。

利用目的の明示

（個人情報の保護に関する法律）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

趣 旨

行政機関等（区の機関）は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、法第 62 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

解 釈

「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法として、申請書等の様式への記載、窓口における掲示、口頭での明示等が考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

他方、区の機関に対して個人情報を含む書面が一方的に送りつけられてきた場合のように、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能な場合も想定されるため、区の機関に「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

運 用

◆ 利用目的の明示の適用除外

利用目的を明示することにより、他の権利利益を損なうおそれがある場合、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合、利用目的が明らかである場合にまで、あらかじめ利用目的を明示することを一律に求めることは合理的でなく、次の **1** から **4** までは、これらの適用除外について定めている。

1 「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」(法第 62 条第 1 号)

本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

2 「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」(法第 62 条第 2 号)

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

3 「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(法第 62 条第 3 号)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判

断せざるを得ないが、例えば、児童虐待の調査（安全確認）等、利用目的を明示することにより、適正な評価、判断が困難になり、以後の個人情報の収集に支障を及ぼすおそれがある場合、これに該当すると考えられる。

4 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（法第 62 条第 4 号）

個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。例えば、特定の申請手続を行うため、本人が自己の個人情報を記載した申請書を区に提出する場合であって、区が、当該申請手続の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

不適正な利用及び取得の禁止

（個人情報の保護に関する法律）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、個人情報の適正な取扱いに対する区民等の信頼確保の観点から、違法又は不当な行為を、助長する又は誘発するおそれがある方法により、個人情報を利用してはならない。また、個人情報の適正な取扱いに対する区民等の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならぬ。

なお、個人情報を含む情報が、インターネット等により公にされている場合であって、単にこれを開覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

解 釈

- 1 「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- 2 「おそれ」の有無は、区の機関による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における区の機関の認識

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、区の機関が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、区の機関が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

正確性の確保

(個人情報の保護に関する法律)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。

個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報は、法第 61 条第 2 項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

解 釈

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価、判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価、判断は、個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。

本条において正確性を確保すべき対象は「事実」（氏名や年齢等の客観的な事実）にとどまり、評価、判断の内容についてまで正確性を確保することは求められていない。ただし、「事実」について訂正を行った結果、評価、判断の内容についても変更が及ぶことはあり得る。

なお、評価、判断の内容自体は「事実」に含まれないが、「個人Aが〇〇※と評価、判断された」、「評価者Bが〇〇※と評価、判断した」という情報は「事実」に含まれる。

※ 「〇〇」は、評価、判断の内容を指す。

従事者の義務

（個人情報の保護に関する法律）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

趣 旨

個人情報の取扱いに従事する行政機関等（区の機関）の職員若しくは職員であった者や法第 66 条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者、行政機関等（区の機関）において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

解 釈

- 1 「行政機関等の職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員、独立行政法人等の役員又は職員、地方独立行政法人法第 12 条及び第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤のいずれかの者も含む。
- 2 「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

- 3 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。
- 4 「知り得た」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。また、本条では、単に個人情報とし、保有個人情報としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。
- 5 「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。
- 6 「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用すること、その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

運 用

本条に違反した者が、区の機関の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（地方公務員法第 29 条等）。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第 34 条及び第 60 条等）の適用があり得る。

本条に違反した者が、区の機関からの委託業務の従事者である場合は、区の機関との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。委託元となる区の機関においては、委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除等、必要な内容を規定することが求められる。

なお、個人情報の不適正な取扱いをした区の機関の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第 176 条及び第 180 条に規定する罰則が適用され得る。

漏えい等の報告等

【個人情報保護委員会への報告】

(個人情報の保護に関する法律)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(個人情報の保護に関する法律施行規則)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

【本人への通知】

（個人情報の保護に関する法律）

第六十八条

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが高いものとして規則で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない。

解 釈

- 1 「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は「漏えい」に該当しない。

また、行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合は「漏えい」に該当しない。

《保有個人情報の漏えいに該当する事例》

- ・事例1 保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- ・事例2 保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- ・事例3 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合
- ・事例4 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- ・事例5 保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等が盗難された場合
- ・事例6 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合
- ・事例7 保有個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合
- ・事例8 区の機関のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該機関が、当該ページに入力される個人情報を法第60条第1項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

2 「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

なお、次の事例に該当する場合であっても、その内容と同じ情報が区の機関内において他に保管されている場合は「滅失」に該当しない。また、区の機関が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は「滅失」に該当しない。

《保有個人情報の滅失に該当する事例》

- ・事例1 保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合※1
- ・事例2 保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等を区の機関内部で紛失した場合※2

※1 当該帳票等が適切に廃棄されていない場合、保有個人情報の漏えいに該当する可能性がある。

※2 当該行政機関等の外部に流出した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

3 「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

なお、次の事例2及び事例3の場合であっても、その内容と同じ情報が区の機関において他に保管されている場合は「毀損」に該当しない。

《保有個人情報の毀損に該当する事例》

- ・事例1 保有個人情報の内容が改ざんされた場合
- ・事例2 暗号化された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- ・事例3 ランサムウェア※1等により保有個人情報が暗号化され復元できなくなった場合※2

※1 ランサムウェアとは、身代金を意味する「Ransom（ランサム）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた造語。暗号化することでファイルを利用不可能な状態にした上で、そのファイルを元に戻すことと引き換えに金銭（身代金）を要求するマルウェア（悪意のあるソフトウェア）を指す。

※2 同時に保有個人情報が窃取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

- 4 「発生したおそれがある事態」とは、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの、確証がない場合をいう。

運 用

◆ 漏えい等報告の対象となる事態

法に基づく漏えい等の個人情報保護委員会への報告を要する事態は、次の **1** から **5** までのとおりである。

なお、法第 8 条、第 9 条及び第 11 条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、行政機関等（区の機関）は、法に基づく報告の対象とならない場合であっても、区民等の不安を招きかねない事案※については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。また、漏えい等事案については、原則として本人通知の対象となるが、本人以外との関係という観点において、当該事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表を行うこととする。

※ 例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等が該当する。

- 1 要配慮個人情報（12～17 頁参照）が含まれる保有個人情報（高度な暗号化が施されている等、当該保有個人情報の第三者の閲覧が困難な状態になっている場合を除く。以下②から⑤までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**

- ・事例 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

2 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- ・事例 収納業務で取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報の漏えいした場合

3 不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為による保有個人情報（当該区の機関が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態※

※ なお、不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為の主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。また、不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為の相手方には、区の機関が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合における委託先及び区の機関が保有個人情報を取り扱うに当たり、第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

- ・事例 1 不正アクセスにより保有個人情報（法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。以下、事例 5）まで同じ。）が漏えいした場合
- ・事例 2 ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合
- ・事例 3 保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等が盗難された場合
- ・事例 4 従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合※

※ 例えば、保有個人情報又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

- ・事例 5 区の機関の職員の私用の端末又は業務上やりとりする民間事業者の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と区の機関のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、保有個人情報が漏えいした場合
- ・事例 6 区の機関のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該区の機関が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

- ・事例 7 区の機関のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンを利用者がクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該利用者が当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該区の機関が、入力ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき
- ・事例 8 区の機関が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を本人に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、区の機関が、当該個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

4 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（「保有個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で報告対象に該当する。また、本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、報告対象に該当する。）

- ・事例 1 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合
- ・事例 2 書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合
- ・事例 3 ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が 100 人を超える場合

5 条例要配慮個人情報※が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

※ 条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和 7 年 4 月時点。17 頁参照。）。

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

《参考：サイバー攻撃により「漏えい」が発生したおそれがあると考えられる具体例》

サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の①から⑤までの場合が考えられる。

- ① 保有個人情報（法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。②において同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合
- ② 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合
- ③ 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末が、C&C サーバ（コマンド&コントロールサーバ。マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送ったり、盗み出した情報を受け取ったりするサーバ）と通信したことが確認された場合
- ④ 個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合
- ⑤ 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

◆ 報告義務の主体

保有個人情報の取扱いを、区の機関が民間事業者等に委託している場合、委託元である区の機関と委託先の双方が保有個人情報又は個人情報を取り扱っており、あるいは取得しようとしていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。

区の機関が保有個人情報の取扱いを委託する場合、委託先が①**個人情報取扱事業者**であることや、②**他の行政機関等**であることが考えられる。

①の場合、委託元である区の機関については、法第 68 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については、法第 26 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負うこととなる。他方、②の場合、法第 68 条第 1 項の規定に基づき、区の機関と他の行政機関等がそれぞれ報告義務を負うこととなる。

なお、①の場合には、委託先が、報告義務を負っている委託元に、当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（法第 26 条第 1 項ただし書）、②の場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が報告する義務を負うこととなると考えられる。※

※ 例えば、行政機関等 A が、保有個人情報 a の取扱いを事業者 C に委託しており、別の行政機関等 B も、保有個人情報 b の取扱いを事業者 C に委託していた場合、保有個人情報 b の取扱いにおいて、報告の対象事態が発生したときは、行政機関等 A は報告義務を負わず、行政機関等 B 及び事業者 C が報告義務を負うことになる。

◆ 速報

区の機関は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、概要等必要な事項（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-4-1-(8)①～⑨参照）を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

報告期限の起算点となる**知った**時点については、個別の事案ごとに判断されるが、区の機関のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。また、**速やか**の日数の目安については、個別の事案によるものの、区の機関が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。

個人情報保護委員会への報告については、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

◆ 確報

区の機関は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる）、当該事態を知った日から30日以内（規則第43条第3号の事態においては60日以内）に、当該事態に関する必要な事項（速報と同じ項目）を報告しなければならない。

なお、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる**知った**時点については、速報と同様に、区の機関のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を1日目とする。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内※）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

※ 確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日又は祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日から1月3日まで）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条及び杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第2条）。

◆ 本人への通知

区の機関は、法第 68 条第 1 項に規定する場合（個人情報保護委員会への報告対象となる事態が生じた場合）には、原則として、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、区民等の不安を招きかねない事案として個人情報保護委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対しても、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

保有個人情報の取扱いを委託している場合において、委託元である区の機関と委託先の双方が、保有個人情報又は個人情報を取り扱い、あるいは取得しようとしていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当するときは、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。漏えい等した保有個人情報又は個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

なお、委託先が個人情報取扱事業者である場合には、委託先が、本人への通知義務を負っている委託元に、当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は、本人への通知義務を免除されるところ（法第 26 条第 2 項）、委託先が、他の行政機関等である場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が通知する義務を負うこととなると考えられる。

また、区の機関は、規則第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならないが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

《その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例》

- ・事例 漏えいした複数の保有個人情報が、インターネット上の掲示板等にアップロードされており、区の機関において、当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了していない段階や、漏えい等のおそれが生じたものの事案がほとんど判明しておらず、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがない段階などで、本人に通知することで、かえって混乱が生じるおそれがある状況にある場合

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 44 条第 1 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（規則第 43 条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）に限られている。

なお、これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

また、本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合、その時点で通知を要するものではないが、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

なお、当初、報告対象事態に該当すると判断したものの、その後、実際には、報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

注）不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。また、漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

◆ 本人への通知の例外

区の機関は、個人情報保護委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次の **1** 又は **2** のいずれかに該当するときには、本人への通知義務を負わない。

1 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき

《本人への通知が困難な場合に該当する事例》

- ・事例1 保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合
- ・事例2 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

《代替措置に該当する事例》

- ・事例1 事案の公表
- ・事例2 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

2 当該保有個人情報に法第 78 条第 1 項各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれるとき。

◆ 内部報告及び公表について

96 頁「**事案の内部報告及び再発防止措置**」、97 頁「**公表等**」及び 99 頁「漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ」参照。

《漏えい等事案の個人情報保護委員会への報告（概要）》

個人情報保護委員会への報告について

- 保有個人情報の漏えい等が発生又はそのおそれがある場合、その情報を取り扱う区の機関※は、個人情報保護委員会にその旨を報告する義務がある。

※ 保有個人情報の取扱いを委託している場合、原則として委託元と委託先双方が報告する義務を負う。

- 報告は、個人情報保護委員会ホームページ上の報告用フォームにより行う。

速 報

報告対象事態を知った後、速やか（概ね3～5日以内）に当該事態に関する次の①から⑨までの事項を報告しなければならない。※

- ①概要
- ②保有個人情報の項目
- ③保有個人情報に係る本人の数
- ④原因
- ⑤二次被害又はそのおそれの有無及び内容
- ⑥本人への対応の実施状況
- ⑦公表の実施状況
- ⑧再発防止のための措置
- ⑨その他参考となる事項

※ 速報の時点では、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りるが、**確報の時点では、上記①から⑨までの全てを報告しなければならない。**なお、速報時点で全てを報告出来る場合は、速報と確報を兼ねて提出することも可能。

確 報

報告対象事態を知った日から30日以内※に確報を提出しなければならない。

※ 不正の目的をもって行われた漏えい等の発生又はそのおそれがある場合は「60日以内」。

≪漏えい等事案の本人への通知（概要）≫

本人への通知について

- 保有個人情報の漏えい等が発生又はそのおそれがある場合、その情報を取り扱う区の機関※は、本人への通知を行わなければならない。

※ 保有個人情報の取扱いを委託している場合、原則として委託元と委託先双方が通知する義務を負うことになるが、委託元及び委託先が連携し、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

時間的制限

報告対象事態の状況に応じて速やかに※本人への通知を行わなければならない。

※ 実際に通知を行う時点については、個別の事案ごとに「その時点で把握している事態の内容」、「通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性」、「通知を行うことで生じる弊害」等を勘案して判断する。

内 容

- 概要
- 保有個人情報の項目
- 原因
- 二次被害又はそのおそれの有無及び内容
- その他参考となる事項

方 法

本人にとって分かりやすい形で通知する。

- ・ 電子メール
- ・ 郵送

など

本人への通知が困難である場合は、代替措置を取ることも可能。

- ・ 事案の公表
- ・ 問合せ窓口の設置

など

利用及び提供の制限

(個人情報の保護に関する法律)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

解 釈

「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が、既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして、合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用及び提供することができる。

ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等（区の機関）が、所管の機関又は職員に対して、命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、条例以外のもの（規則等）はここでいう「法令」に含まれない。

なお、第2項第2号の「法令の定める」の「法令」には規則等が含まれる（65頁参照）。

運 用

◆ 法令に基づく場合

本条にいう「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず、区の機関の包括的な権能を定めている規定がある場合、当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、区の機関の設置根拠となる条例において「所掌事務」等を定める条文中に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

なお、法第69条第1項において、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

《該当し得る法令の例》

- ・ 会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 24 条から第 28 条まで
- ・ 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条
- ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 4 項
- ・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 507 条
- ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 118 条第 6 項
- ・ 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 3 から第 58 条の 5 まで
- ・ 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 186 条、第 223 条第 1 項及び第 226 条
- ・ 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項

◆ 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（本条第 2 項）

次の 1 から 4 までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供することができない。なお、利用目的以外の目的のための利用又は提供を恒常的に行うことを、個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用又は提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

1 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（第 1 号）

「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。保有個人情報が、利用目的以外の目的のために利用又は提供されることを、本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり、判断できる能力を有していない等の場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、「本人の同意があるとき」や「本人に提供するとき」であっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、利用目的以外の目的のために利用又は提供することはできない。例えば、「本人の同意」があったとしても、その同意が強制されたものである場合や、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。また、「本人に提供するとき」とは、区の機関の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に、本人に対して提供をする場合も含まれる※。なお、本号に基づく本人への保有個人情報の提供や開示は、法第 76 条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

※ 口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。

なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等の請求における本人確認の方法等（168～170 頁参照）も参考に、適切に対応する必要がある。

2 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第 2 号）

ここでいう「所掌事務又は業務」には、区の機関の設置の根拠となる条例、規則において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている「所掌事務又は業務」のほか、「権限」を定める条文上で規定されている「所掌事務又は業務」や作用法上規定されている「所掌事務又は業務」が含まれる。

なお、地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、ここでいう「法令」には、条例が含まれる（法第 61 条第 1 項）ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

また、「相当の理由があるとき」とは、区の機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも社会通念上、客観的に合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるか否か

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

は、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、区の機関が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

3 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第3号）

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、2と同様である。ちなみに、区の異なる機関間※における保有個人情報の提供が行われる場合であって、当該保有個人情報について、法令に基づかずに、かつ、利用目的以外の目的のために提供する場合についても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、法第69条第2項第3号の要件を満たす必要がある。

※ 例えば、杉並区長と杉並区教育委員会の間等が該当する。

なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる。

4 1から3までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が、専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について、特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

また、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合等が含まれる。例えば、意思表示が困難な高齢者等要介護者の介護情報等の保有個人情報について、介護手続又は介護作業のため等、当該要介護者の生命、身体又は財産の保護のために必要な範囲で入所予定介護施設や当該要介護者に係る給付手続等を行う親族に提供する場合などが考えられる。

《提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例》

- ・事例1 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合
- ・事例2 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来区の機関において厳格に管理すべき個人情報について、当該区の機関以外の者に例外として提供※することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①**行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること**、②**提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること**、③**提供を受ける側の事務が緊急を要すること**、④**当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。**

※ 行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

◆ 他法令との適用関係（本条第3項）

第2項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

《該当する他の法令の例》

- ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条
- ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の29
- ・ 特許法（昭和34年法律第121号）第186条

◆ 行政機関等（区の機関）の内部における利用の制限（本条第4項）

区の機関の内部※においては、本条第2項第2号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、区の機関は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部署又は職員に限定することとし、それ以外の部署は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる。

※ 例えば、区長部局内の異なる部署間等が該当する。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等が該当する。）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいために、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。

また、「特定の部局若しくは機関又は職員に限る」については、区の機関単位ではなく、さらに特定の部課等に限ることも可能である。

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

（個人情報の保護に関する法律）

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報を提供する次の **1** から **3** までの場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。

- 1 利用目的のために提供する場合**
- 2 法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に提供する場合**
- 3 法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に提供する場合**

運 用

◆ 「必要があると認めるとき」

保有個人情報の提供を受ける者に対して措置要求を行う「必要がある」か否かは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、区の機関が個別具体的に判断することになる。

2 - 1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

◆ 「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る保有個人情報について付与する「制限」又は「措置」としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（法第 93 条第 1 項）を行った場合において、提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等が考えられる。

◆ 措置要求の遵守状況の把握等

区の機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

個人関連情報の取扱い

（個人情報の保護に関する法律）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、第三者に個人関連情報を提供する際、当該第三者が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。

解 釈

- 1 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報ではあるものの、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人に関する情報とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価等を表す全ての情報である。

個人に関する情報のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは個人情報に該当する。また、個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報は、仮名加工情報に該当する。また、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにしたものは、匿名加工情報に該当する。

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

なお、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、「個人関連情報」にも該当しない。

《個人関連情報に該当する事例※》

※ 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは、個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

- ・事例1 Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- ・事例2 メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢、性別、家族構成等
- ・事例3 ある個人の行政サービスの利用履歴
- ・事例4 ある個人の位置情報
- ・事例5 ある個人の興味、関心を示す情報

2 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。提供先の第三者が、ID等を介して提供先が保有する他の個人情報に、提供を受けた個人関連情報を付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

3 「想定される」とは、提供元（区の機関）において、提供先の第三者が①「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合又は②一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。

① 「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合

提供元（区の機関）が、提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合をいう。

《現に想定している場合に該当する事例》

- ・事例1 提供元（区の機関）が、個人情報を保有する提供先の第三者に対し ID 等を用いることで、個人関連情報を、個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合
- ・事例2 提供元（区の機関）が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に、個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

② 一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合

提供元(区の機関)において、現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務又は事業の内容等の客観的事実情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

《通常想定することができる場合に該当する事例》

- ・事例 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合

運 用

◆ 契約等による対応

個人関連情報の提供元（区の機関）及び提供先の第三者間の契約等において、当該個人関連情報を提供先の第三者が個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されず、法第 72 条は適用されない。この場合、提供元（区の機関）は、提

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されない。

もっとも、提供先の第三者が、実際には、個人関連情報を個人情報として利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるか否か判断する必要がある。

◆ 「必要があると認めるとき」

個人関連情報の提供を受ける者に対して措置要求を行う必要があるか否かは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、区の機関が個別具体的に判断することになる。

◆ 「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況※に関する所要の報告の要求等が考えられる。

※ 提供先においては、個人情報として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供する行政機関等においては提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。

◆ 措置要求の遵守状況の把握等

区の機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

仮名加工情報の取扱い

（個人情報の保護に関する法律）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報※を第三者（区の機関から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

※ 仮名加工情報には、個人情報（法第 2 条第 1 項）に該当するものと該当しないものがあり、本条は仮名加工情報のうち、個人情報に該当しないものを対象としている。

また、区の機関は、仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

なお、仮名加工情報の作成等（法第 41 条）の規定は、行政機関等には適用がないことから、区の機関自体は、仮名加工情報を作成することはできない。このため、本条は、第三者から取得した仮名加工情報の取扱いに係る規定となる。

解 釈

- 1 「法令」には、法令の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。
- 2 「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて、次の①又は②の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - ① 法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。

② 法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」「個人情報」の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、依然として法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって、生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるか否かによるものである。

仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

《個人情報に該当する仮名加工情報》

仮名加工情報の作成の元となった個人情報や、当該仮名加工情報に係る削除情報等（法第73条第3項参照）を保有している等により、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあるもの。

《個人情報に該当しない仮名加工情報》

既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にないもの。

運 用

◆ 仮名加工情報の明確化

仮名加工情報には、識別行為の禁止義務（法第 73 条第 3 項）や本人への連絡等の禁止義務（法第 73 条第 4 項）が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の取扱者が、不適正な取扱いをすることがないように、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報の取扱者にとって、その情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

◆ 識別行為の禁止

区の機関は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の **1** 又は **2** の行為を行ってはならない。

1 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること

2 当該仮名加工情報を他の情報※と照合すること

※ 他の情報に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

《識別行為に当たらない取扱いの事例》

- ・事例 1 複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること
- ・事例 2 仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること

2-1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

《識別行為に当たる取扱いの事例》

- ・事例1 個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること
- ・事例2 仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること

◆ 連絡先等の利用の禁止

区の機関は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。ここでいう電磁的方法とは、次の**1**から**3**までのいずれかの方法をいう。

1 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第49条第1号）

いわゆるショートメールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

2 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第49条第2号）

電子メールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

3 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第49条第3号）

電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で、情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

《受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法の事例》

- ・事例1 いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法

- ・事例2 CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の 内容をインターネット上で表示する方法

◆ 委託を受けた者への準用

区から仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者に対しても法第73条第1項から第4項までの規定が準用される。

なお、当該委託を受けた者には、再委託を行った場合の再委託先等、二以上の段階における委託を受けた者も含む。

2－1 個人情報の保有、取得、利用、提供等

2－2 保有個人情報^{（注）}の安全管理措置

保有個人情報の安全管理措置について

（個人情報の保護に関する法律）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

（中略）

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止、その他の保有個人情報の安全管理のため、法第 66 条の規定に基づき、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

安全管理措置には、区の機関が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

安全管理措置の種類

安全管理措置には、**組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握**があり、それぞれ次の事例が挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に、再委託の際の条項等、適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

◆ 組織的安全管理措置

- ・ 組織体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ・ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

◆ 人的安全管理措置

- ・ 従事者の教育

◆ 物理的安全管理措置

- ・ 個人情報を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

◆ 技術的安全管理措置

- ・ アクセス制御
- ・ アクセス者の識別と認証

- ・ 外部からの不正アクセス等の防止
- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

◆ 外的環境の把握

- ・ 保有個人情報が取り扱われる外国の特定
- ・ 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

区の機関が具体的に講じなければならない安全管理措置について、杉並区では、安全管理措置等基準において定めている。

サイバーセキュリティ対策との連携

デジタル化が進む中、個人情報の取扱いや情報システムの構築、利用について安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。

区の機関が、サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準である杉並区情報セキュリティ対策基準（平成29年3月24日杉並第63727号。以下「情報セキュリティ対策基準」という。）等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らし、かつ、日々変貌していくサイバー攻撃等のリスクへの対策を講じる等、適正な水準を確保する必要がある。

委託先、指定管理者への準用

法第 66 条第 2 項第 1 号に基づき、行政機関等（区の機関）から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、区の機関と同様の安全管理措置義務を負う。

個人情報の取扱いの委託とは、契約の形態、種類を問わず、行政機関等（区の機関）が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

また、法第 66 条第 2 項第 2 号に基づき、指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、区の機関と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、法第 66 条第 2 項各号に掲げられた者が、個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当し、又は個人情報取扱事業者とみなされる（法第 58 条第 2 項）場合には、区の機関と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなる。

保有個人情報の取扱い

◆ アクセス制限

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質、程度等を考慮し、その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

また、アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

◆ 複製等の制限

職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理責任者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い行う。

- ・ 保有個人情報の複製
- ・ 保有個人情報の送信
- ・ 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- ・ その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

◆ 誤りの訂正等

職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

◆ 媒体の管理等

職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード、IC カード、生体情報等を使用して権限を識別する機能を設定する等、アクセス制御のために必要な措置を講ずる。

◆ 誤送付等の防止

個人情報保護管理責任者は、職員等による保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

2-2 保有個人情報の安全管理措置

◆ 委託先への保有個人情報の引渡し

職員等は、委託先に保有個人情報を引き渡すにあたり、誤った相手方への引渡しを防止するため、委託契約の相手方であることを証するものの提示を求める等の必要な措置を講じる。

◆ 廃棄等

職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

◆ 保有個人情報の取扱状況の記録

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

なお、台帳等については、情報セキュリティ対策基準第14条に定める**情報資産目録**が想定される。

◆ 外的環境の把握

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が外国※において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

※ 例えば、民間事業者が提供するクラウドサービスを利用するような場合、クラウドサービス提供事業者が所在する国や、個人データが保存されるサーバが所在する国が該当することとなる。

情報システムにおける安全の確保等

◆ アクセス制御

個人情報保護管理責任者は、情報システムにおいて取り扱う保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

また、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

◆ アクセス記録

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に分析するために必要な措置及びアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

◆ アクセス状況の監視

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が、情報システムからダウンロードされた場合に、警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

◆ 管理者権限の設定

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を、不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

2-2 保有個人情報の安全管理措置

◆ 外部からの不正アクセスの防止

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

◆ 不正プログラムによる漏えい等の防止

個人情報保護管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

◆ 情報システムにおける保有個人情報の処理

職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため、複製等を行う場合には、その対象を必要最小限にとどめ、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理責任者は、当該保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

◆ 暗号化

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

◆ 記録機能を有する機器、媒体の接続制限

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器、媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

◆ 端末の限定

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

◆ 端末の盗難防止等

個人情報保護管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。また、職員等は、個人情報保護管理責任者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではない。

◆ 第三者の閲覧防止

職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて、情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

◆ 入力情報の照合等

職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

◆ バックアップ

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

◆ 情報システム設計書等の管理

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

個人情報の取扱いの委託

◆ 業務の委託等

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託※する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書もしくは（特記）仕様書（113～115 頁参照）に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

※ 契約の形態、種類を問わず、行政機関等が他の者に、個人情報の取扱いを行わせることを指す。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

- ・ 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- ・ 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）※の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

※ 委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

- ・ 個人情報の複製等の制限に関する事項
- ・ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- ・ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- ・ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ・ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- ・ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

また、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならず、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制

及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

なお、実地検査の実施については、次の表の考え方にに基づき、所管課において適切に判断する。

契約形態	対応方法
長期継続契約	原則年1回実施。委託先による特記事項遵守事項の報告に代えることも可能だが、報告内容に不備、疑問点がある場合は実地検査を実施（「契約期間内に1回」は実地検査を実施する）。
1年の契約	原則年1回実施。委託先による特記事項遵守事項の報告に代えることも可能だが、報告内容に不備、疑問点がある場合は実地検査を実施。
1か月以上1年未満の契約	必要に応じて履行期間内に実施。
1か月未満の契約	実施不要※

※ 1か月未満の契約については、実施不要としているが、当該業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、所管課において実施が必要と判断した場合には、実施することは妨げない。

委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

保有個人情報の取扱いに係る業務を、派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

◆ その他

保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

漏えい等安全管理上の問題への対応

◆ 事案の内部報告及び再発防止措置

保有個人情報の漏えい等、安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理責任者に報告する。

報告を受けた個人情報保護管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等を、ネットワークから遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。また、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報保護統括責任者（政策経営部区政イノベーション担当部長。以下同じ。）に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに個人情報保護統括責任者に当該事案の内容等について報告する。その他、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

個人情報保護統括管理者（政策経営部情報管理課長。以下同じ。）は、報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を区長に速やかに報告する。

◆ 法に基づく報告及び通知

漏えい等が生じた場合であって、法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合には、「◆ 事案の内部報告及び再発防止措置」と並行して、速やかに所定の手続（詳細は 47～61 頁参照）を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

◆ 公表等

法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

区民の不安を招きかねない事案※については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。

※ 例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等が該当する。

保有個人情報の安全管理措置に関する監査及び点検の実施

◆ 保有個人情報の安全管理措置に関する監査

個人情報保護監査責任者（政策経営部情報管理課長。以下同じ。）は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、基準第 4 条から第 36 条までに記載する措置の状況を含む、区の機関における保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を取りまとめ、部会に報告する。

なお、監査は毎年度、全課において「◆ 保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検」が実施された後に行うものとする。

◆ 保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検

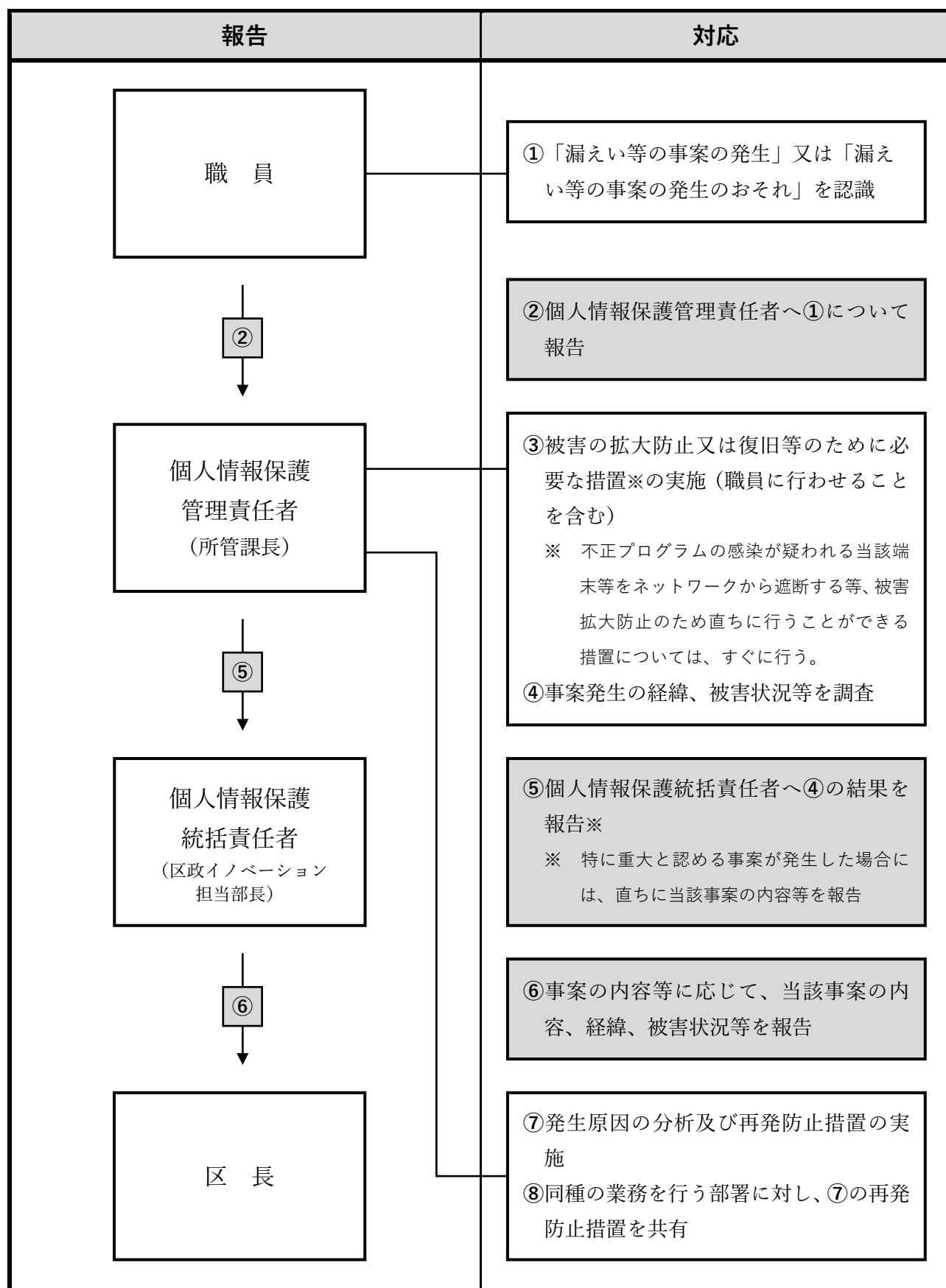
個人情報保護管理責任者は、所属する課における基準第 4 条から第 36 条までに記載する措置の状況について、毎年度（実施時期は個人情報保護統括管理者からの通知による）及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を個人情報保護統括管理者に報告する。報告を受けた個人情報保護統括管理者は、自己点検結果及びその結果に基づく改善等を取りまとめ、部会に報告する。

2－2 保有個人情報の安全管理措置

◆ 評価及び見直し

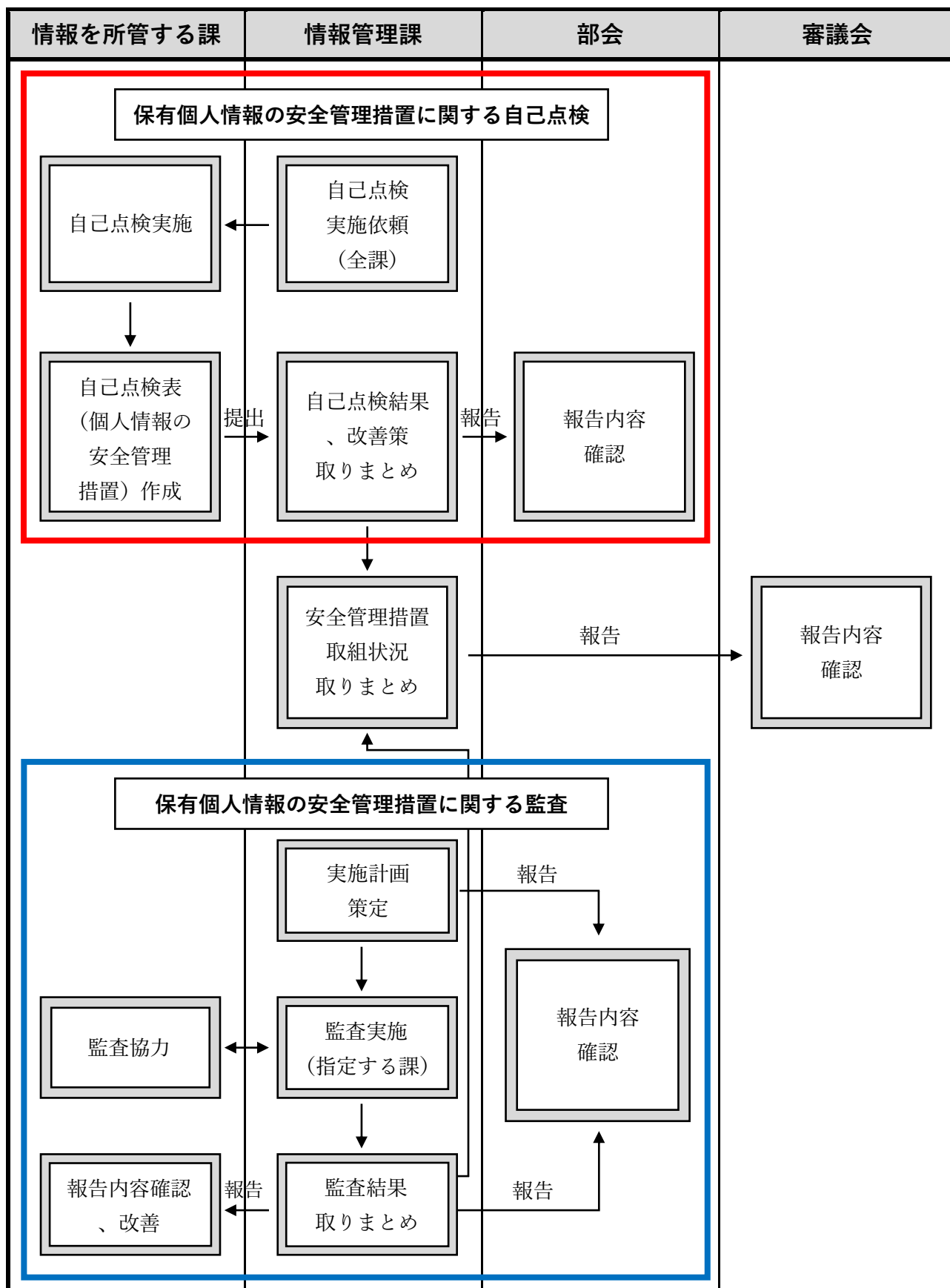
個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から、保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ



(役職は令和7年4月1日現在)

安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れ



2－3 個人情報取得、利用等に伴う措置

個人情報の取得、利用等に伴う措置

旧条例においては、各条文に基づき、個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録及び電子計算組織の結合禁止）について、審議会への事前諮問又は報告を行い、審議会の答申を受けて取扱いを実施してきたが、法施行後は、**個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない**とされ、法を所管する個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示した。

区は、審議会が設置した条例改廃検討部会からの報告に基づく答申を受け、審議会への類型的な諮問及び報告が許容されないことになるため、**内部点検を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準について、審議会に諮問し、審議会の意見を取り入れながら、内部点検を行う体制を確保することで、個人情報の適正な取扱いを実施することとし、具体的な方法として、審議会の下承を得た自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準に基づいて、内部点検を実施することとした。**

内部点検の結果については、審議会に報告することとし、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準に基づく内部点検の実施状況を審議会が確認する機会を確保することとした。

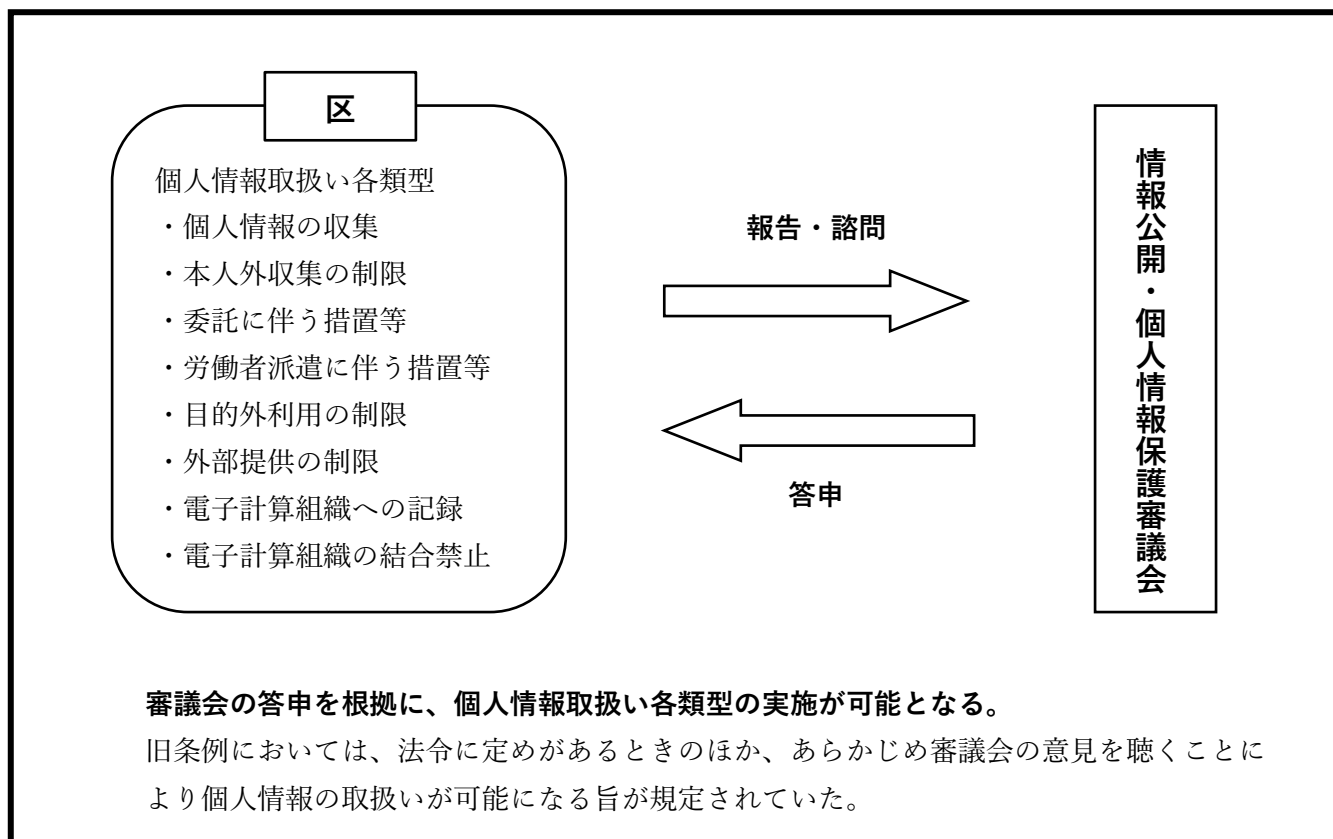
これらの経緯を踏まえ、**内部点検を実施する会議体として部会を設置するとともに、安全管理措置等基準を策定し、基準の規定に基づき、個人情報を取り扱う際には、主管課による自己点検を実施するとともに、点検結果を部会に報告し、自己点検内容の妥当性について承認を受けることとした。**

このように、区では法施行後においても、法の許容する範囲内で、個人情報保護の水準を引き続き維持していくために、個人情報の取得、利用等に伴う措置として、区独自の取組を行っている。

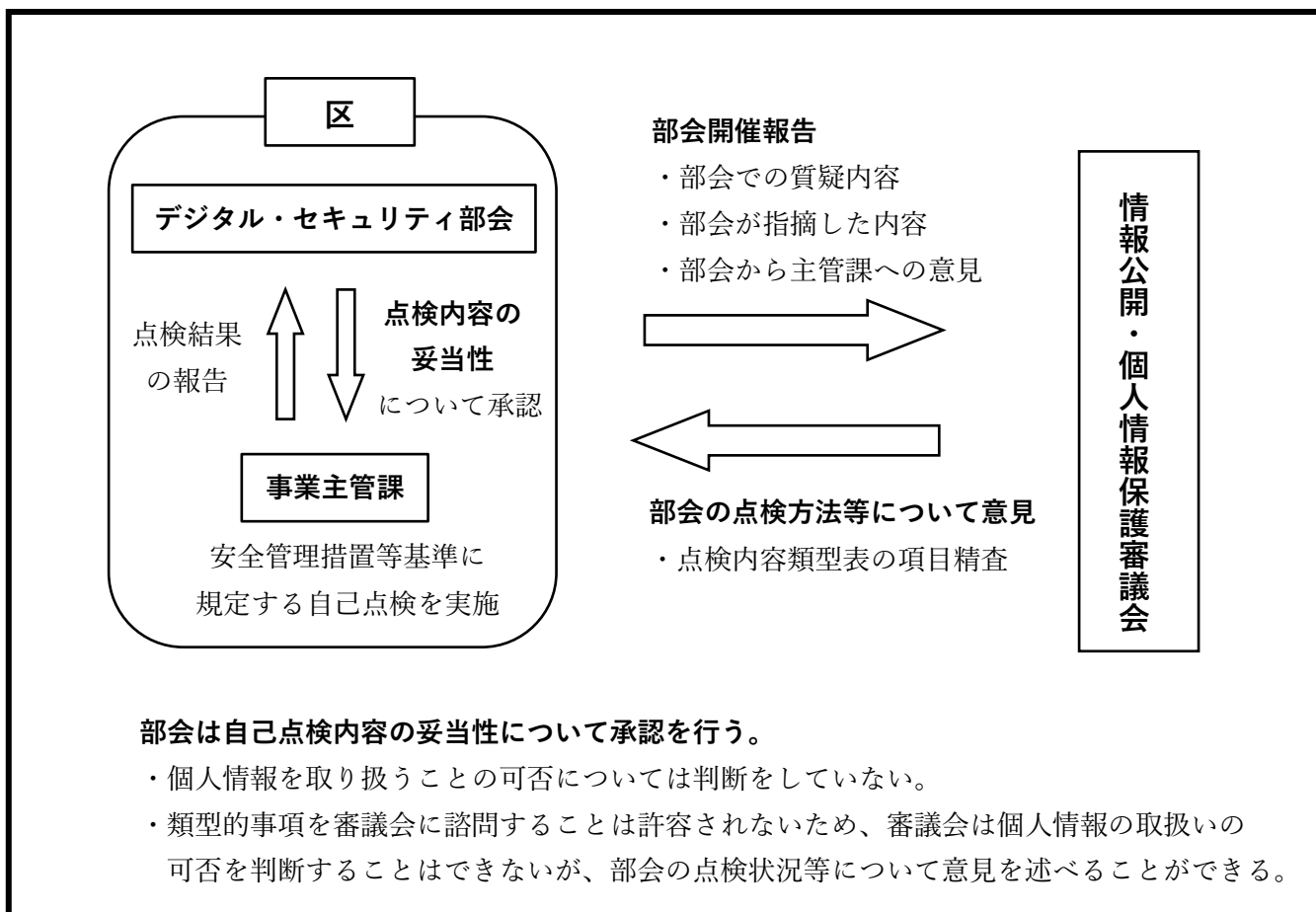
個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
手続に係る会議体	情報公開・個人情報保護審議会 (条例設置、区長附属機関。以下「審議会」という。) 審議会委員構成 ・区民委員（10名以内） ・区議会議員委員（6名以内） ・学識経験者委員（5名以内）	デジタル・セキュリティ部会 (要領設置、内部会議体。以下「部会」という。) 部会員構成 ・区政イノベーション担当部長（部会長） ・政策経営部情報管理課長（副部会長） ・政策経営部デジタル戦略担当課長（副部会長） ・政策経営部企画課長 ・総務部総務課長 ・区民生活部管理課長 ・保健福祉部管理課長 ・子ども家庭部管理課長 ・都市整備部管理課長 ・環境部環境課長 ・教育委員会事務局庶務課長 ・その他部会長が特に必要と認める者 (役職は令和7年4月1日現在)
手続形態	報告及び諮問 (報告事項、諮問事項は条例に規定)	法第66条第1項に規定する安全管理措置として各課が実施した自己点検内容を報告
手続の効果	個人情報取扱い各類型（外部委託、外部結合等）の実施については、条例の規定に基づき区長が審議会に諮問し、審議会からの答申が根拠となる（条例に規定）。	個人情報取扱い類型の実施の可否は判断しておらず、各課が安全管理措置等基準に照らして実施した、個人情報取扱い各類型を実施するに当たり、講じるべき措置に係る自己点検内容の妥当性について、部会が点検し、承認している。
手続方法	報告、諮問事項について、個人情報登録票、外部委託記録票等の帳票を用いて審議会に説明、質疑に対応する。	自己点検表を用いて、主管課において自己点検した結果を部会に報告し、個人情報登録簿各帳票、自己点検表の内容に係る質疑に対応する。
審議会との関係	審議会は、各帳票をもとに主管課との質疑を経て、諮問に対して答申をする。	審議会は、部会での質疑内容、点検内容等について報告を受け、点検方法や点検の際の留意点について意見する。

◆ 旧条例における個人情報の取扱いに係る手続（令和5年3月31日まで）



◆ 安全管理措置等基準における個人情報の取扱いに係る手続（令和5年4月1日から）



個人情報の取得、利用等に係る自己点検について

◆ 自己点検の趣旨

法第 66 条第 1 項に基づき、区の機関が講じる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置として、実施するものである。

各課においては、業務において個人情報の取得、利用等をする際には、適切な措置を講じて、個人情報を適正に取り扱う必要があるため、自己点検を実施し、その結果を部会に報告し、点検内容の妥当性について承認を受ける必要がある。部会の承認を受けることで、各課において適切な措置が講じられていることの確認を行っている。自己点検を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等基準は、審議会に諮問し、了承されたものである。これにより、審議会の意見を取り入れながら内部で点検を行う体制を構築している。

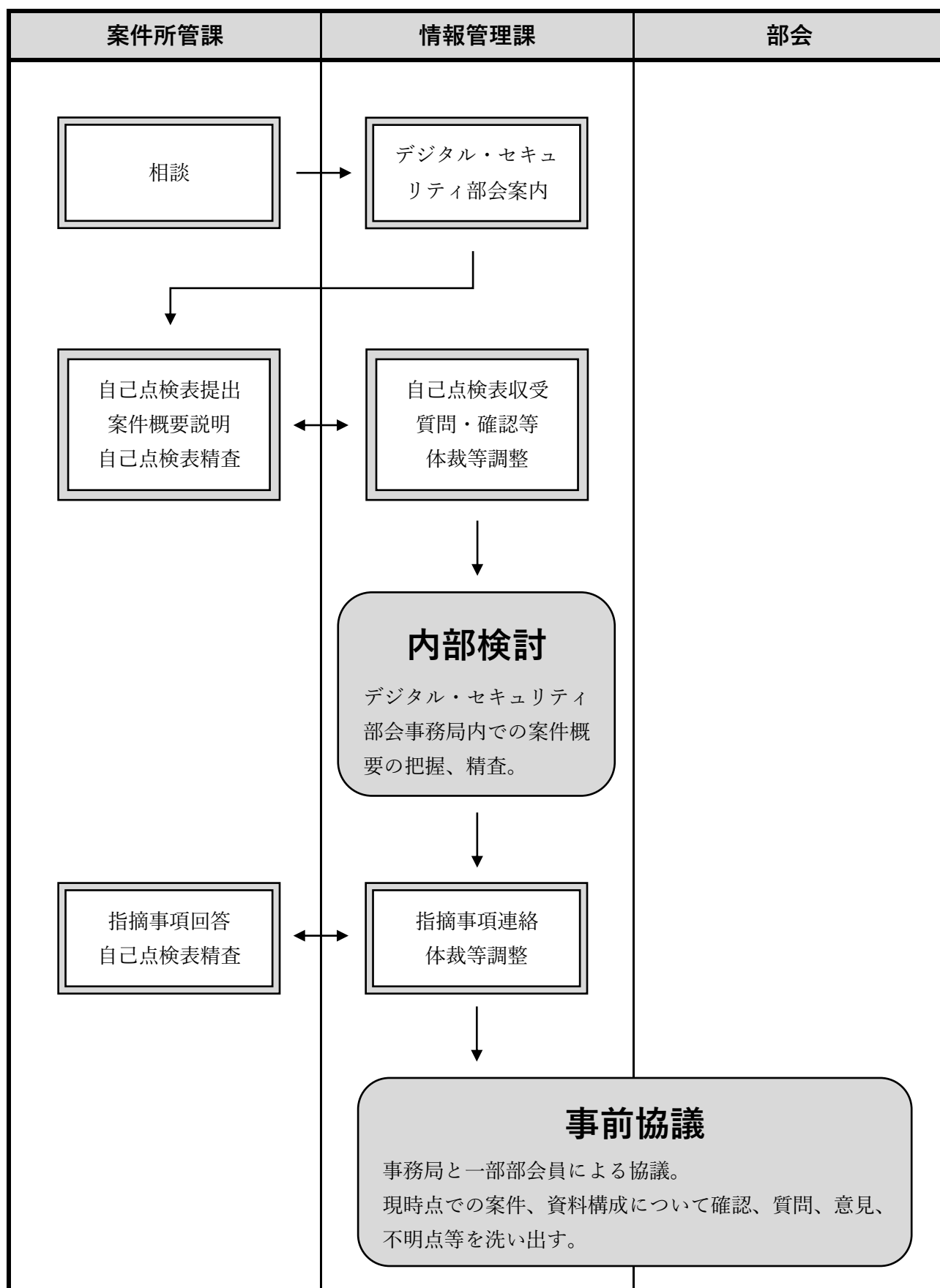
◆ 自己点検表（2 - 4 関係書式集参照）

自己点検は、自己点検表により実施することが安全管理措置等基準に定められている。自己点検表は、設問に安全管理措置等基準の規定が落とし込まれているため、設問に回答する形で点検を実施することで、安全管理措置等基準が求める措置内容について確認できるようになっている。完成した自己点検表は、個人情報の取扱いに当たって講じるべき措置を確認した記録であることから、手続のための点検にとどまることなく、当該業務に関わる職員全てが把握している必要がある。

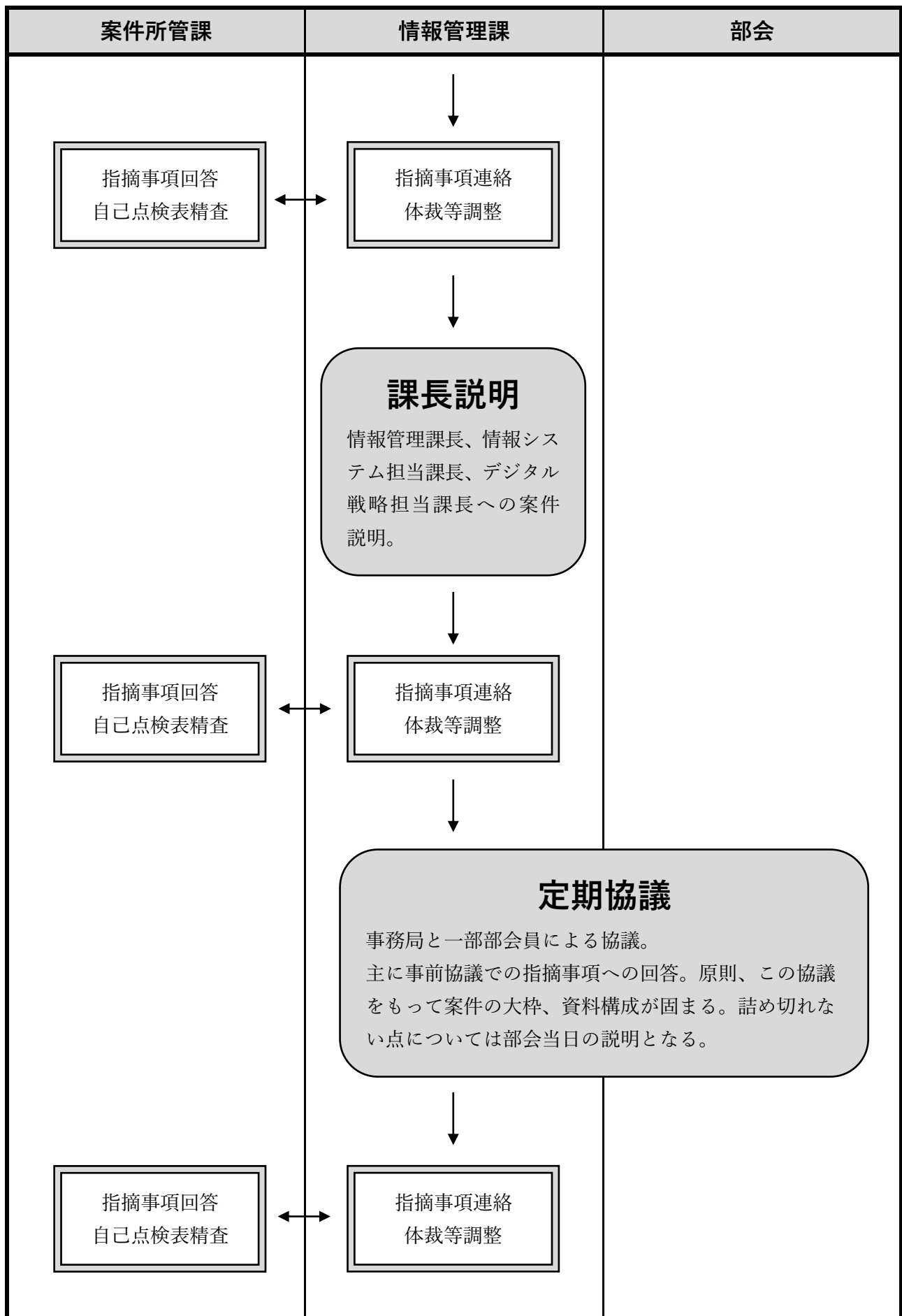
◆ 自己点検及び自己点検表並びに個人情報登録簿（2 - 4 関係書式集参照）の関係

各課の業務において個人情報を取り扱う場合、業務単位で個人情報登録簿が作成され、個人情報取扱い各類型の記録も併せて綴られている。旧条例においては、新たに個人情報を取り扱う場合や、取り扱う個人情報を追加する場合等には、条例の規定に従い審議会に報告又は諮問を行い、審議会の答申を受けて当該取扱いを開始するとともに、個人情報登録簿の作成、変更を行っていたが、法施行後においては、前述のとおり類型的事項は審議会への諮問ができないため、個人情報の取扱いに係る自己点検内容の妥当性について承認を受けた上で個人情報登録簿等の修正を行う。

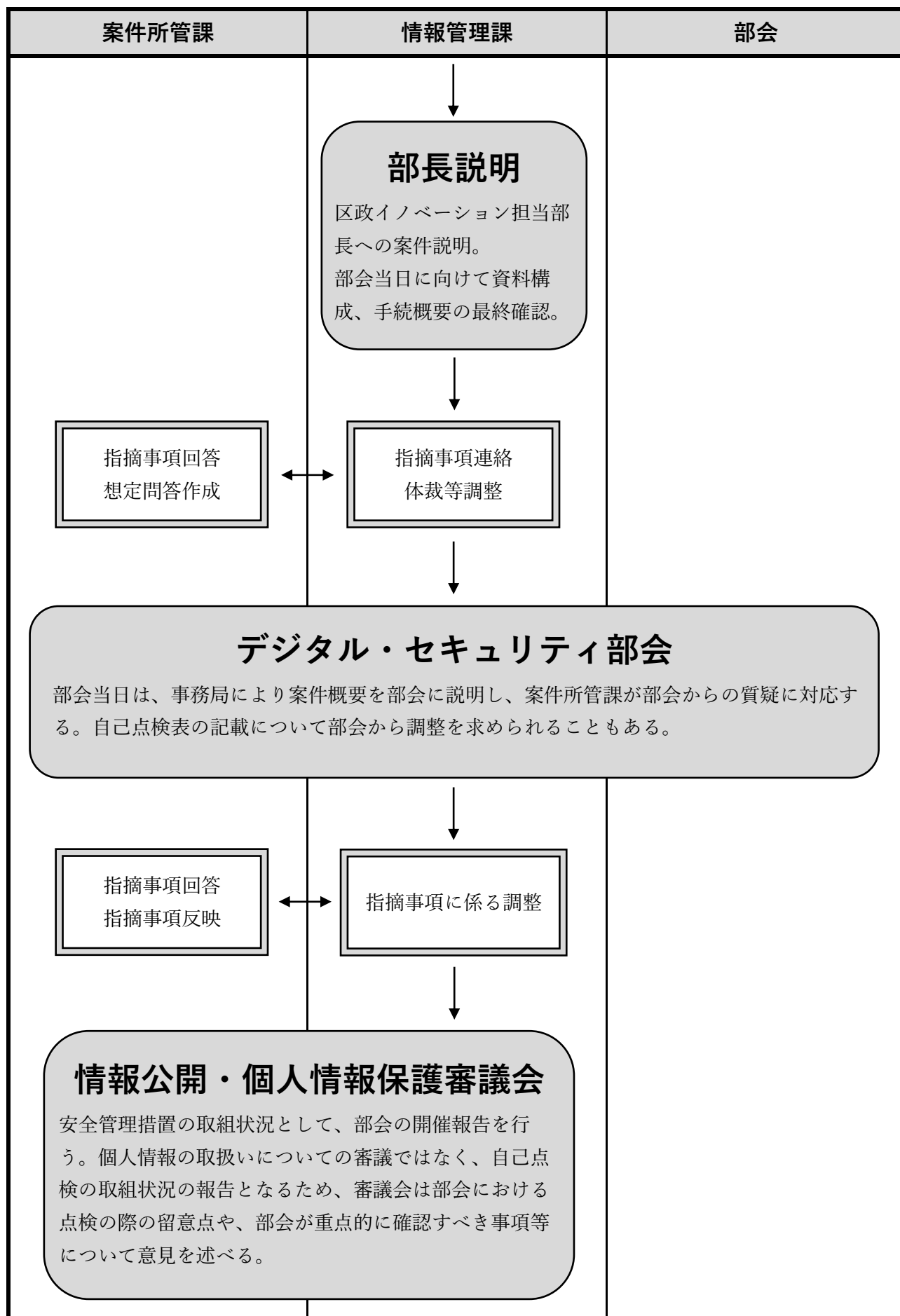
個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れ



(次頁へ続く)



(次頁へ続く)



(役職は令和7年4月1日現在)

2－3 個人情報の取得、利用等に伴う措置

2 - 4 関係書式集

(参考例)

個人情報に係る特記仕様書

1 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報を取り扱う業務を履行するときは、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざん等の事故防止その他の個人情報を適切に管理するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 情報管理責任者の選任等、情報の管理体制を整備すること。
- (2) 情報管理台帳を作成すること。
- (3) 情報を記録した紙及び電磁的記録媒体（USB メモリ、CD、DVD 等（PC 等のハードディスクを含む。））は、盗難対策（施錠管理）その他情報漏えい等の事件・事故を防止するための安全管理措置を講じること。
- (4) 情報を記録した情報システムには、取り扱う個人情報の質や量に応じて、不正アクセス対策、不正プログラム対策、データ損失対策その他情報漏えい等の事件・事故を防止する安全管理措置を講じることにより、適切な安全性を確保すること。また、情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を講じる、新しい手法の攻撃への対策を講じる等、安全性が継続的に確保できるような対策を行うこと。

なお、コンピュータを使用する場合には、パスワード使用等の安全管理措置を講じること。

- (5) 個人情報を保管している事業所から個人情報を持ち出す場合には、盗難・紛失防止に努めること。また、個人情報を持ち出す場合には、事前に甲の承認を得ること。
- (6) 従事者に対して個人情報保護に関する教育及び指導を行うこと。
- (7) 受託者は、本特記仕様の遵守状況について区が求めるときには、報告を行うこと。但し、契約期間が1か月以上の場合と同期間内に1回以上、契約期間が1年を超える場合は年1回以上、必ず報告を行うこと。
- (8) 契約締結後10日以内に下記を定め、提出すること。
 - ① 情報管理体制表
情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を明記すること。
 - ② 研修計画
個人情報に関する必要な研修の計画について具体的に記載すること。
- (9) 研修を実施したときは、研修実施後速やかにその旨を書面により区に届け出ること。

2 秘密の保持

受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 再委託の制限

- (1) 受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に文書により区の承認を受けた場合は、その一部に限り再委託（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）も含む。以下同じ。）をすることができる。

2-4 関係書式集

- (2)(1) ただし書きにより受託者が、個人情報を取り扱う業務の一部を第三者に再委託する場合は、杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準（令和5年4月1日杉並第71119号）第43条第1項第1号から第5号までの規定と同様の措置を講じなければならない。

4 目的外の使用の禁止

受託者は、受託業務を履行するために区から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。

5 第三者への提供の制限

受託者は、受託業務を履行するために区から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区が個人情報の第三者への提供を前提として委託する業務で、本人の同意がある場合又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第27条第1項各号のいずれかに該当し、あらかじめ区の許可を得た場合に限り、個人情報を第三者に提供することができる。

6 複写及び複製の制限

受託者は、個人情報の複写・複製を区から委託された場合及び区から文書による複写・複製の承認があった場合を除き、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。受託した業務のための複写・複製であっても情報管理責任者の管理の下で複写・複製しなければならない。

また、情報管理責任者は、その返還又は廃棄を確認しなければならない。

7 個人情報の返還・廃棄

受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報（当該個人情報を複写・複製したもの及び当該個人情報を記録した媒体を含む。以下この項において同じ。）は、速やかに区に返還しなければならない。ただし、区から個人情報の廃棄の指示があった場合は、区の指示する方法により速やかに廃棄しなければならない。

8 個人情報の取扱いに関する実地検査

区は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等に立入り、個人情報の管理状況等について実地検査を実施することができる。但し、契約期間が1年を超えるものについては、契約期間内に1回以上、実地検査を行うものとする。

なお、受託者が保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受託者を通じて又は区自らが実地検査を実施することができる。

これらの場合において、受託者又は受託者の再委託先が法に基づく規定を定めているときは、その規定を尊重し、実地検査を実施する。

9 事故発生時の報告

受託者は、受託した業務で使用している個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに区に報告するとともに、自己の情報管理体制を活用し、最善の方策を講じなければならない。

10 関係法令の遵守

受託者は、法及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）等の関係法令を遵守し、個人情報を取り扱う業務を適正に履行しなければならない。

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名				
主管部課名				
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要				
デジタル・セキュリティ部会での 審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

案件番号	

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

対象となる個人の範囲 (第1号)	

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☐ 利用目的	☐ 変更前の利用目的との相当の関連性	☐ 利用目的を明示する方法等	☐ 根拠法令又は相当の理由
1		☐	☐	☐	☐
2		☐	☐	☐	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

案件番号	

自己点検表②-1(□外部委託・□指定管理者)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
						委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

案件番号	

自己点検表②-2(□外部委託・□指定管理者)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☒	選定に使用した選定基準等	
☐	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☒	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☐	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
☐	③ 【外部委託の場合】 再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
☐	④ 【指定管理者の場合】 委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☐	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
☐	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
☐	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
☐	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
☐	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
☐	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
☐	⑪ 【外部委託の場合】 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☐	⑫ 【指定管理者の場合】 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☐	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☒	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☐	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	
☐	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
☐	⑯ 【外部委託の場合】 委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
☐	⑰ 【指定管理者の場合】 指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☐	⑱ 委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
☐	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

案件番号	

自己点検表③-1(労働者派遣)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

労働者派遣の役務を受ける 業務の内容<第1号>	
派遣契約期間	

No	派遣労働者が 取り扱う 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	1. 派遣労働者に取り扱わせる保有個人情報の 妥当性(第5号)	No	派遣労働者が 取り扱う 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	1. 派遣労働者に取り扱わせる保有個人情報の 妥当性(第5号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り 扱わせる必要があるか。<第5号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り 扱わせる必要があるか。<第5号>
		☒ 派遣労働者に取り扱わせることが必要な理由			☒ 派遣労働者に取り扱わせることが必要な理由
1		☐	11		☐
2		☐	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

案件番号	

自己点検表③-2(労働者派遣)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

2. 労働者派遣に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たって、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☒	契約書への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☐	① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
☐	② 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
☐	③ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
☐	④ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
☐	⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
☐	⑥ 労働者派遣契約終了時における個人情報の消去、媒体の返還に関する事項〈第3号ク〉	
☐	⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
☐	⑧ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	
3. 労働者派遣に係る確認事項(第4号・第5号)		
・労働者派遣の役務を受けるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第9号・第10号〉		
☒	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☐	⑨ 派遣労働者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、役務の提供を受ける業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
☐	⑩ 派遣労働者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

案件番号	

自己点検表④-1(□目的外利用・□外部提供)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	
		方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1		☐	11		☐
2		☐	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

案件番号	

自己点検表④-2(□目的外利用・□外部提供)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☒	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☐	① ・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒	
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】
☐	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
☐	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
☐	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
☐	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☒	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☐	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
☐	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
☐	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

案件番号	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

システム名	
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1		☐	11		☐
2		☐	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

案件番号	

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☐	①	対象者数 <第2号ア>		人	☐	②	操作員数 <第2号イ>		人	☐	③	操作員種別 <第2号ウ>		操作員の詳細 <第2号ウ関連>	
☐	④	データ処理 件数 <第2号エ>		件	☐	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>				(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>				
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
☒	確認事項							確認事項への具体的対応・代替措置等							
☐	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☐	バックアップ					
									☐	データの暗号化					
									☐	ログの取得管理					
									☐	パスワード認証					
									☐	ICカード認証					
									☐	生体認証					
									☐	データ持ち出し管理 ソフトの導入					
									☐	ウイルス対策ソフト の導入					
									☐	無停電電源装置 (UPS)の導入					
									☐	(その他)					
☐	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>													
☐	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>													

案件番号	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

システム名	
外部結合を行う 業務の内容	

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1			☐	
2			☐	
3			☐	
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

案件番号	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	
主管部課名	
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☐	①	外部結合の相手方<第3号>	相手方の詳細<第3号関連>	
☐	②	外部結合の方法<第4号>	その他の場合の詳細<第4号関連>	
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☐	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠 根拠をブルダウンから選択⇒	
			根拠	
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】
☐	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
☐	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
☐	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☐	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		
☐	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
☐	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
☐	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

個人情報登録簿

登録年月日

年

月

日

個人情報の保有の記録

業務の名称	に関する業務		
部課名			
個人情報の利用目的			
対象となる個人の範囲			
個人情報の取得方法	☐ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容					

個人情報登録簿

外部委託の記録

業務の名称	に関する業務	
部課名		
委託先の区分		
委託の期間	☐ 単年度 ☐ 継続	
委託の内容		
再委託の内容・理由		
委託の条件	☐ 個人情報に関する秘密保持	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☐ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限	☐ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☐ 個人情報の複製等の制限	☐ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☐ 個人情報の安全管理措置	☐ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

登録年月日

年

月

日

指定管理の記録

公の施設の 名称		
所管部課名		
指定管理者の 区分		
指定管理者の 指定期間		
公の施設の 管理の 業務内容		
個人情報の 取扱いに係る 管理の基準	☐ 個人情報に関する秘密保持	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☐ 保有個人情報に係る業務の委託の制限	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限	☐ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☐ 個人情報の複製等の制限	☐ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☐ 個人情報の安全管理措置	☐ 関係法令の遵守
個人情報の 授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

労働者派遣の記録

業務の名称	に関する業務		
部課名			
派遣元事業主の区分			
労働者派遣の期間	☐ 単年度 ☐ 継続 派遣の始期 令和 年 月		
派遣労働者が従事する業務内容			
労働者派遣の条件	☐ 個人情報に関する秘密保持	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☐ 個人情報の複製等の制限	☐ 関係法令の遵守	
	☐ 個人情報の安全管理措置		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:		
	外部結合による授受		

項番	派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

目的外利用をした(された)記録

目的外利用をした 業務の名称	(a) に関する業務	
目的外利用をした業務の 利用目的		
目的外利用の 根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は 相当の理由	
目的外利用の 方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用を された 業務の名称	(b) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

外部提供の記録

業務の名称	に関する業務		
部課名			
外部提供を受ける者			
外部提供を受ける者の利用目的			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠又は相当の理由		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称			
利用業務	No	業務名	部課名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

個人情報登録簿

外部結合の記録

業務の名称	に関する業務
部課名	
外部結合の相手方	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☐ インターネット回線 ☐ 専用回線： ☐ その他：
外部結合を行う理由	
関連帳票	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

3 個人情報ファイル簿

以下の内容については、各頁を参照してください。

- ◆ 個人情報ファイルと個人情報ファイル簿の定義について（147 頁参照）
- ◆ 個人情報ファイル簿の作成及び公表について（148～152 頁参照）

3 個人情報ファイル簿

3－1 個人情報ファイル簿について

個人情報ファイル簿について

(個人情報保護に関する法律)

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

3-1 個人情報ファイル簿について

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

（個人情報保護に関する法律施行令）

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有する個人情報ファイルについて、法第75条第2項又は第3項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報ファイルと個人情報ファイル簿

◆ 個人情報ファイルとは

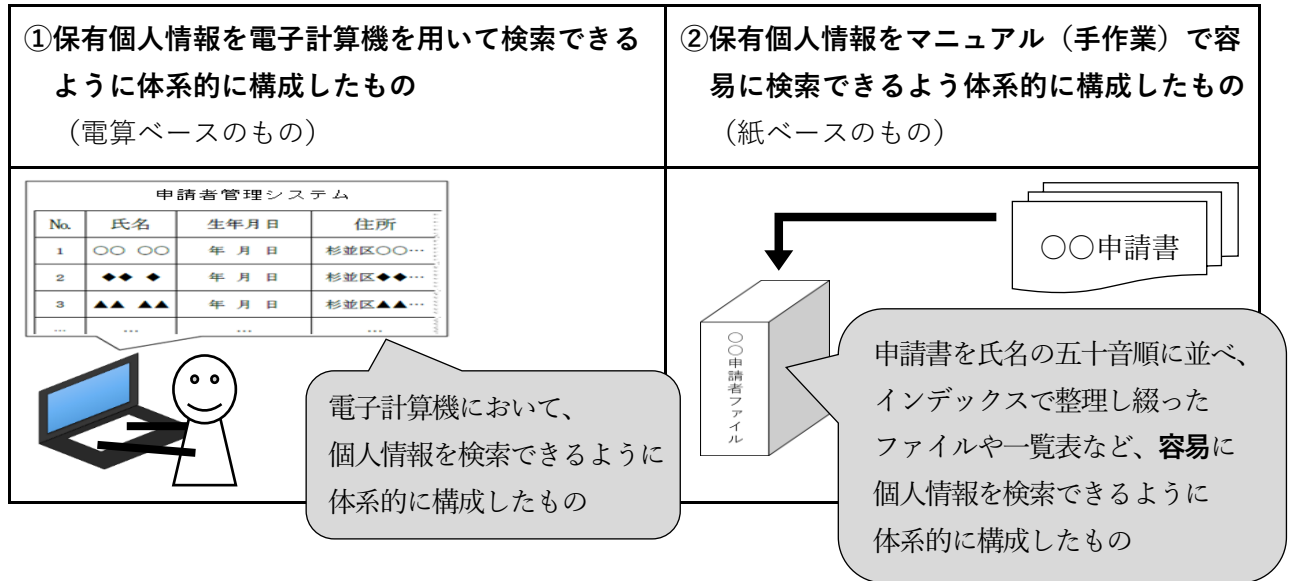
個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために①保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの又は②保有個人情報をマニュアル（手作業）で容易に検索できるよう体系的に構成したものをいう（表1 参照）。

◆ 個人情報ファイル簿とは

個人情報ファイル簿とは、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿をいう（「個人情報ファイル簿」と、条例第6条に基づき作成する「個人情報登録簿（106頁参照）」の相違点については表2 参照）。

3-1 個人情報ファイル簿について

《表1 「個人情報ファイル」のイメージ》



《表2 「個人情報ファイル簿」と「個人情報登録簿」の相違点》

	個人情報ファイル簿	個人情報登録簿
根拠規定	法第75条(全国共通の取組)	条例第6条(区独自の取組)
作成単位	1,000人以上の個人情報ファイルごと(個人情報のまとまりごと)に作成	1人以上の個人情報を取り扱う業務ごとに個人情報登録票、外部委託記録票等を作成
公表方法	区政資料室での閲覧、区ホームページへの掲載	

個人情報ファイル簿の作成及び公表

◆ 個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務

区の機関は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより、透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が、自己に関する個人情報の利用の実態を、よりの確に認識することができるようにするために、法第75条第2項又は第3項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

個人情報ファイル簿は、その存在及び利用の実態を、できる限り区民等に明らかにするという観点から、電子計算機処理に係る個人情報ファイルのほか、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについても、作成及び公表を行う必要がある。ただし、既に、個人情報ファイル簿に掲載して公表している、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、当該電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿においてその存在を明らかにすれば足りる。

◆ 個人情報ファイル簿の記載事項

区の機関が作成する個人情報ファイル簿には、区の機関が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報※が含まれているときは、その旨を記載しなければならない。

※ 条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和7年4月時点。17頁参照。）。

また、地方公共団体の機関においては、当該地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿※を作成し、公表することも可能であるとされている。

※ 杉並区の場合は「個人情報登録簿」が該当する。

なお、そのような帳簿を作成及び公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関においては、個人情報ファイル簿についても作成及び公表を行わなくてはならない。

法及び政令に基づき、次の1から20までの項目を個人情報ファイル簿に掲載することとなるが、本区においては、現状、行政機関等匿名加工情報に係る項目（14から18まで）と条例要配慮個人情報に係る項目（19）については対象がないため、記載項目から除外している。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 行政機関等の名称
- 3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 4 個人情報ファイルの利用目的
- 5 個人情報ファイルの記録項目

3-1 個人情報ファイル簿について

- 6 記録範囲
- 7 記録情報の収集方法
- 8 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 9 記録情報の経常的提供先
- 10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地
- 11 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度
- 12 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別
- 13 政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無
- 14 行政機関等匿名加工情報（17～19頁参照）に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 15 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地
- 16 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地
- 18 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間
- 19 条例要配慮個人情報が含まれる旨
- 20 備考

◆ 個人情報ファイル簿の作成時期

区の機関は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

◆ 個人情報ファイル簿の作成対象外となる個人情報ファイル

区の機関は、次の 1 から 4 までの個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要はない。

1 法第 74 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル

- ① 国の安全、外交上の秘密等国の重大な利益に関する事項を記録した個人情報ファイル
- ② 犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査等のために作成、取得した個人情報ファイル
- ③ 区の職員又は区の職員であった者の人事、給与等に関する事項を記録した個人情報ファイル（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ④ 試験的な電子計算機処理の用に供するために作られた個人情報ファイル
- ⑤ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- ⑥ 資料、物品、金銭の送付や業務連絡のためだけに利用するものであって、相手方の氏名、住所その他の送付等に必要な事項のみを記録した個人情報ファイル
- ⑦ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得するものであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用する個人情報ファイル
- ⑧ 本人の数が政令で定める数（1,000 人）に満たない個人情報ファイル
- ⑨ 区職員以外の行政機関等の職員の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録する個人情報ファイル（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ⑩ ③及び⑨に規定する者の被扶養者又は遺族の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録する個人情報ファイル

2 既に個人情報ファイル簿により公表されている個人情報ファイルのコピー、バックアップ用ファイル

3-1 個人情報ファイル簿について

3 既に個人情報ファイル簿で公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電子データ）に付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（紙データ）※

※ この場合、個人情報ファイル簿は電子データ分のみ作成し、紙データ分は作成しない。また、該当する個人情報ファイルが存在する場合、当該電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿にその存在を明記する（「個人情報ファイルの種別」の欄）。

4 記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

◆ 個人情報ファイル簿の公表方法

作成した個人情報ファイル簿は、情報管理課情報公関係で内容を確認の上、区政資料室への配架、また、区公式ホームページへの掲載により公表する。

また、個人情報ファイル簿の①新たな作成、②修正又は③消除があった場合は、遅滞なく、①新たに作成した個人情報ファイル簿の公表、②公表中の個人情報ファイル簿の修正又は③消除を行うものとする。

3 - 2 関係書式集

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
区の機関		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	☐ 含む	
記録情報の経常的提供先		
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 政策経営部情報管理課情報公開係	
	(所在地) 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿 別紙

【個人情報ファイルの名称】

1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

4 保有個人情報の開示、訂正、利用停止

以下の内容については、各頁を参照してください。

- ◆ 情報公開請求制度と開示請求制度の違いについて（165 頁参照）
- ◆ 開示等の請求の対象となる情報の範囲について（165、187、188、235、236、257、258 頁参照）
- ◆ 情報を所管する課の役割について（166 頁参照）
- ◆ 開示等の請求書の提出方法について（167 頁参照）
- ◆ 開示等の請求があった日の考え方について（167 頁参照）
- ◆ 開示等の請求の決定期限の考え方について（168 頁参照）
- ◆ 開示等の請求を受け付けるために必要な書類について（168～170、192～194、240、261 頁参照）
- ◆ 請求の方法について
 - 開示請求（183～194 頁参照）
 - 訂正請求（233～240 頁参照）
 - 利用停止請求（255～261 頁参照）
- ◆ 不開示情報について
 - 個人に関する情報（196～199 頁参照）
 - 法人等に関する情報（200、201 頁参照）
 - 審議、検討等に関する情報（202、203 頁参照）
 - 事務又は事業に関する情報（204、205 頁参照）
- ◆ 裁量的開示について（207 頁参照）
- ◆ 存否を明らかにできない情報について
 - 開示請求（208、209 頁参照）
 - 訂正請求（242、243 頁参照）
 - 利用停止請求（263、264 頁参照）

4 保有個人情報の開示・訂正・利用停止

◆ 決定までの期間について

- 開示請求（214～216 頁参照）
- 訂正請求（247～249 頁参照）
- 利用停止請求（268～270 頁参照）

◆ 請求対象情報に区以外の第三者に関する情報が含まれている場合について（219～221 頁参照）

◆ 開示の実施方法について（222～226 頁参照）

◆ 費用について（228、229 頁参照）

4－1 開示等の請求に関する基本事項

情報公開請求制度と開示請求制度

情報公開条例に基づく情報公開請求制度は、区民に情報の公開を求める権利を保障し、情報を原則公開することにより、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図るための制度である。

一方、法に基づく開示請求制度とは、区の機関が保有する自己を本人とする個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保するための制度である。

両制度の主な違いは、**対象情報に特定の個人に関する情報が含まれていた場合、公開（開示）されるか否かである。**

情報公開請求制度の場合、何人に対しても同一の決定を行うため、**対象情報に請求者自身の情報が含まれていたとしても、非公開情報に該当するときは、非公開となる。**

一方、開示請求制度の場合、本人の情報を本人又は代理人に開示する制度であるため、**対象情報に本人の情報が含まれていれば、不開示情報に該当しないときは、開示となる。**

開示等の請求の対象となる情報の範囲

開示等の請求の対象となる情報は、請求があった日時点において、区の機関が現に管理しているものであるから、**請求があった日の翌日以降に作成又は取得した情報は、開示等の請求の対象にならない。**

また、電子メールや職員が職務を執行する過程において作成した起案文書の草稿、備忘的メモ等であっても、各課の共有フォルダや執務室内の共用の文書キャビネットに保存されている等、**実態として区の機関が組織的に管理しているとみなせるもの又は職務遂行において、必要な情報として作成又は取得されたものであれば、開示等の請求の対象となる。**

なお、開示等の請求の対象となる情報は、保存年限の到来等にかかわらず、**開示等の請求に係る全ての処理が終了するまでは、廃棄してはならない。**

開示等の請求の対象となる機関

区の機関とは、次の5つの機関をいう。

- ◆ 区長
- ◆ 教育委員会
- ◆ 選挙管理委員会
- ◆ 監査委員
- ◆ 農業委員会

上記以外の機関等（杉並区議会、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される執行機関の附属機関及び区の公の施設の指定管理者等）については、開示等の請求の対象となる機関には含まれない。ただし、これらの機関等が作成した情報であっても、請求があった日時点において、区の機関が現に管理しており、自己を本人とする保有個人情報に該当すれば対象として取り扱う。

情報管理課と情報を所管する課の役割

開示等の請求の受付は、情報管理課情報公関係で行っているが、当該部署はあくまでも各課に対する請求の補助執行を行っている窓口であり、情報を所管している部署ではない。よって、情報を所管する課は、一次的可否判断を行った上で、担当者印、係長級職員印、所管課長印の押印のある、開示、不開示等の意見を記載した意見書（書式は343、357、371頁参照）を提出しなければならない。その後、当該意見を踏まえて、政策経営部情報管理課長は、可否決定を行い、請求者に通知しなければならない。

開示等の請求書の提出方法

開示等の請求書の提出方法は、次のいずれかにより行う。

・窓口での提出

場所：杉並区役所西棟 2 階（14 番窓口） 情報管理課情報公開係

・郵送での提出

住所：〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

提出先：杉並区役所情報管理課情報公開係

開示等の請求があった日の考え方

郵送による請求の場合、開示等の請求書が区の機関に到達した日を、請求があった日とする。

なお、請求先の区の機関を誤って、開示等の請求書を提出した場合、請求者に対して請求先が異なる旨を伝え、返戻するか又は正しい区の機関に補正するかのどちらかの措置を行うこととなる。この場合、請求があった日は正しい区の機関に到達した日とする。

請求者の氏名

請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。

開示等の請求の決定期限の考え方

開示等の請求の決定期限の算定に当たっては、土日又は祝日も含める。ただし、決定期限日が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日から1月3日まで）の場合は、その翌日を決定期限とする（杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第2条）。

開示等の請求を受け付けるために必要な書類

開示等の請求を受け付けるために必要な書類は、「開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧」（170頁参照）のとおりとする。

また、死者に関する情報を生存する個人が自身の情報として開示等の請求を行う場合、死者に関する情報が、当該請求者の情報とみなすことができることを証明できる書類※を提出する必要がある。

※ 例えば、遺産分割協議書、不動産登記事項証明書、土地や建物の権利書等が該当する。

「開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧」における用語の定義は、次のとおりである。

◆ 本人確認書類

・政令第22条第1項第1号に該当する書類

（例）運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

・政令第22条第1項第2号に該当する書類（やむを得ない理由により政令第22条第1項第1号に

該当する書類を提示又は提出できない場合のみ有効)

(例) 政令第22条第1項第1号に該当する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証

◆ **住民票の写し**

- ・ 原本かつ30日以内に作成されたもの

◆ **未成年者の法定代理人の資格を証明する書類**

- ・ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本又は戸籍抄本（請求者本人の記載のあるもの）
- ・ 法定代理人と請求者本人が同一世帯で、法定代理人が世帯主の場合に限り、両者が記載された続柄入りの住民票

◆ **成年被後見人の法定代理人の資格を証明する書類**

- ・ 成年後見登記の登記事項証明書
- ・ 家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条）

◆ **任意代理人の資格を証明する委任状**

- ・ 原本かつ30日以内に作成されたもの

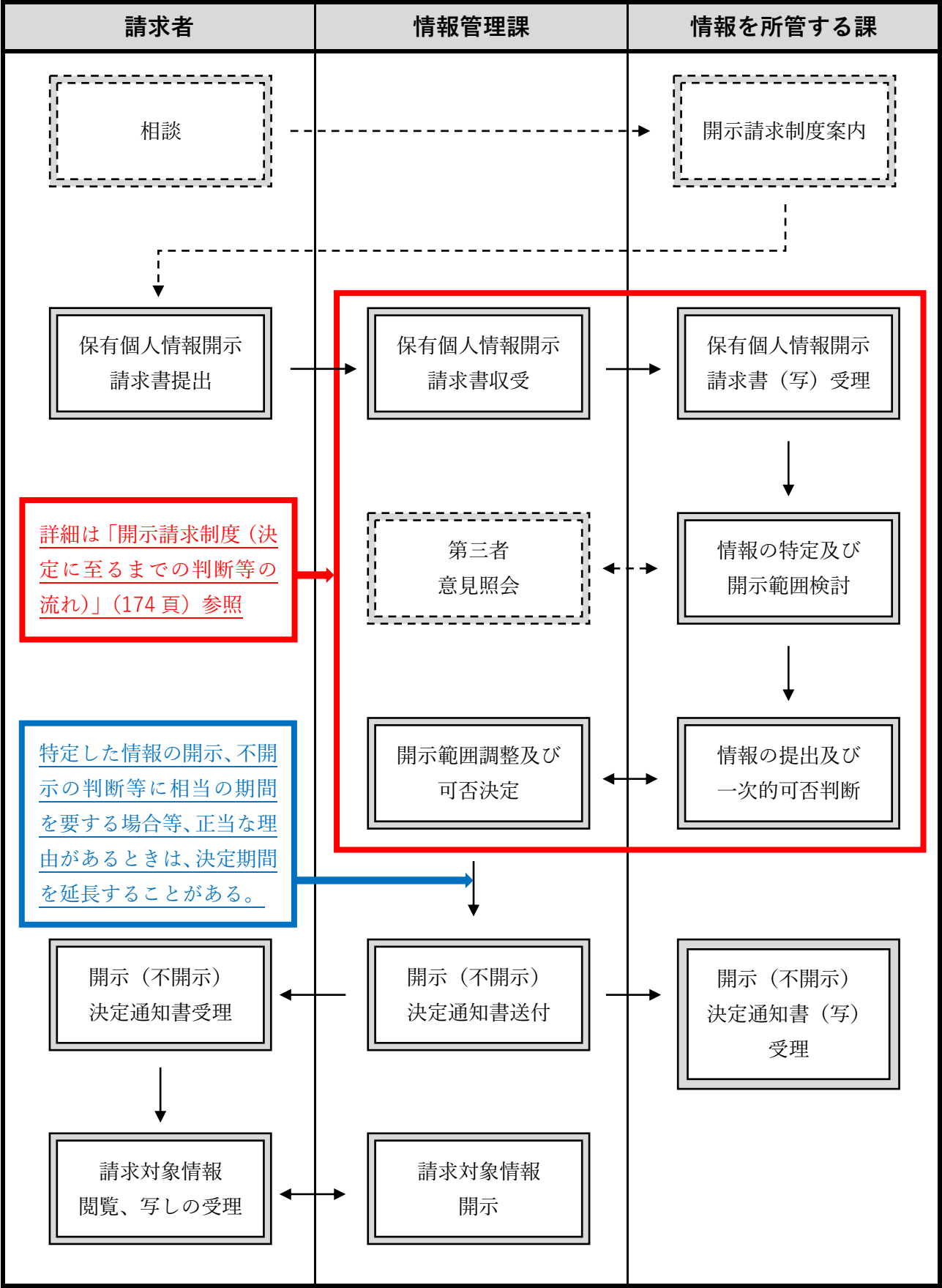
4 - 1 開示等の請求に関する基本事項

≪開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧≫

請求者	請求方法	必要な書類
本人	窓口	本人確認書類
	郵送	① 本人確認書類の複写物 ② 住民票の写し
法定代理人	窓口	① 法定代理人の本人確認書類 ② 法定代理人の資格を証明する書類
	郵送	① 法定代理人の本人確認書類の複写物 ② 法定代理人の住民票の写し ③ 法定代理人の資格を証明する書類
任意代理人	窓口	① 任意代理人の本人確認書類 ② 任意代理人の資格を証明する委任状 ③ 次のいずれかの書類（法令上の義務はなく、運用上の措置） ・ 印鑑登録証明書（委任状に委任者の実印を押印した場合） ・ 委任者本人に対し一に限り発行される本人確認書類の写し
	郵送	① 任意代理人の本人確認書類の複写物 ② 任意代理人の住民票の写し ③ 任意代理人の資格を証明する委任状 ④ 次のいずれかの書類（法令上の義務はなく、運用上の措置） ・ 印鑑登録証明書（委任状に委任者の実印を押印した場合） ・ 委任者本人に対し一に限り発行される本人確認書類の写し

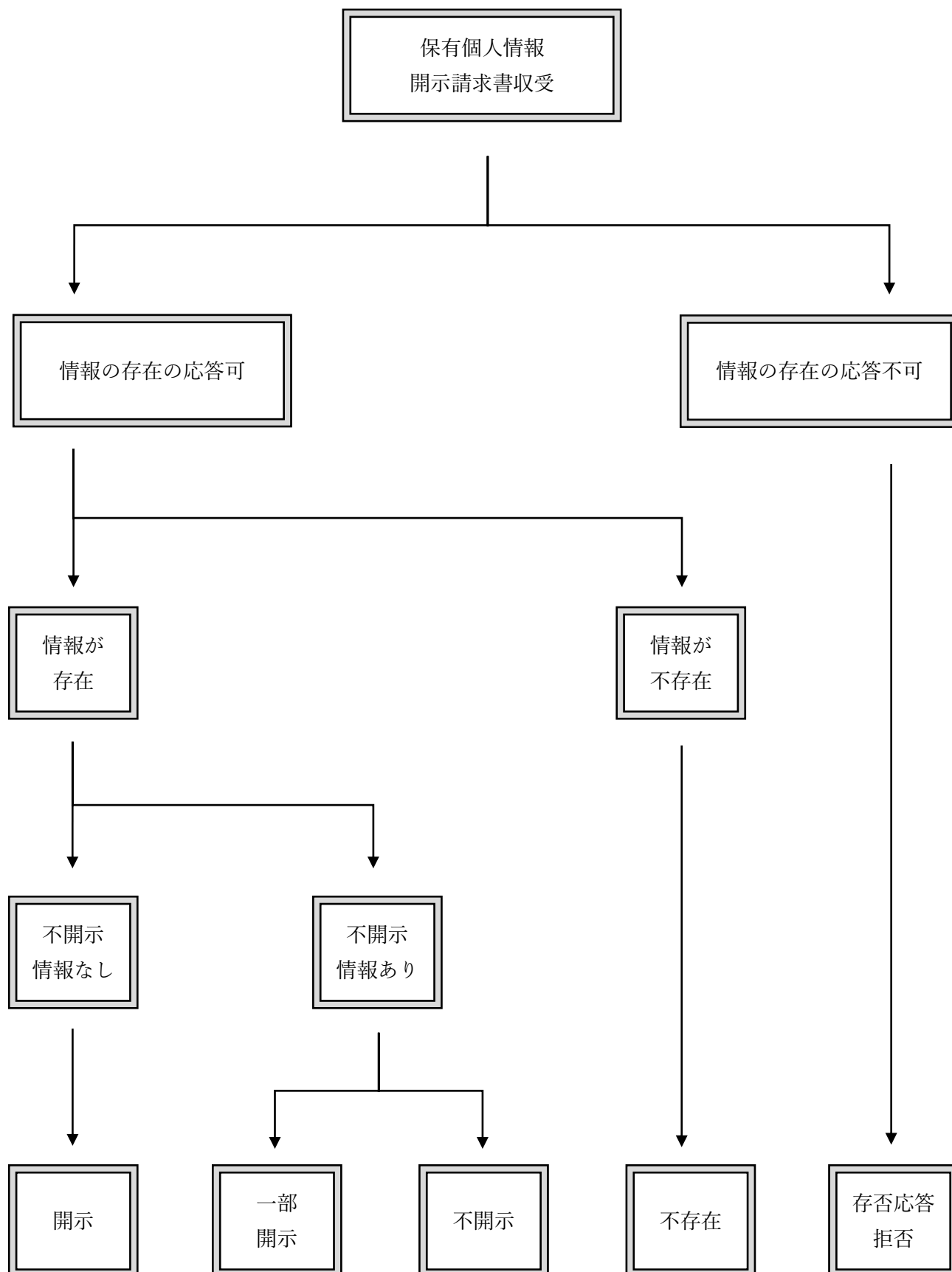
4 - 2 制度の流れ

開示請求制度（手続の流れ）

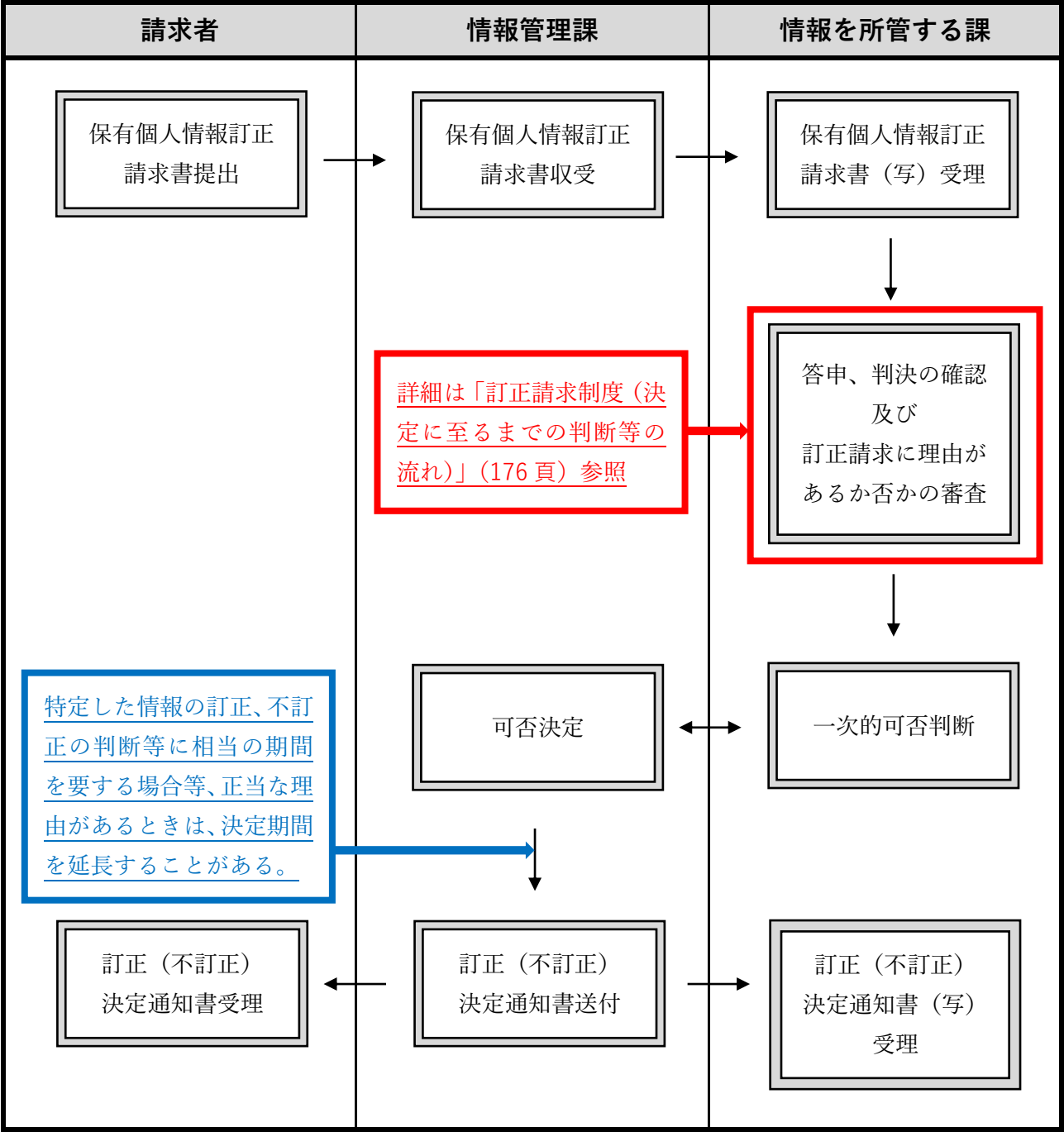


※ 点線で示した箇所は、実施しない場合がある。

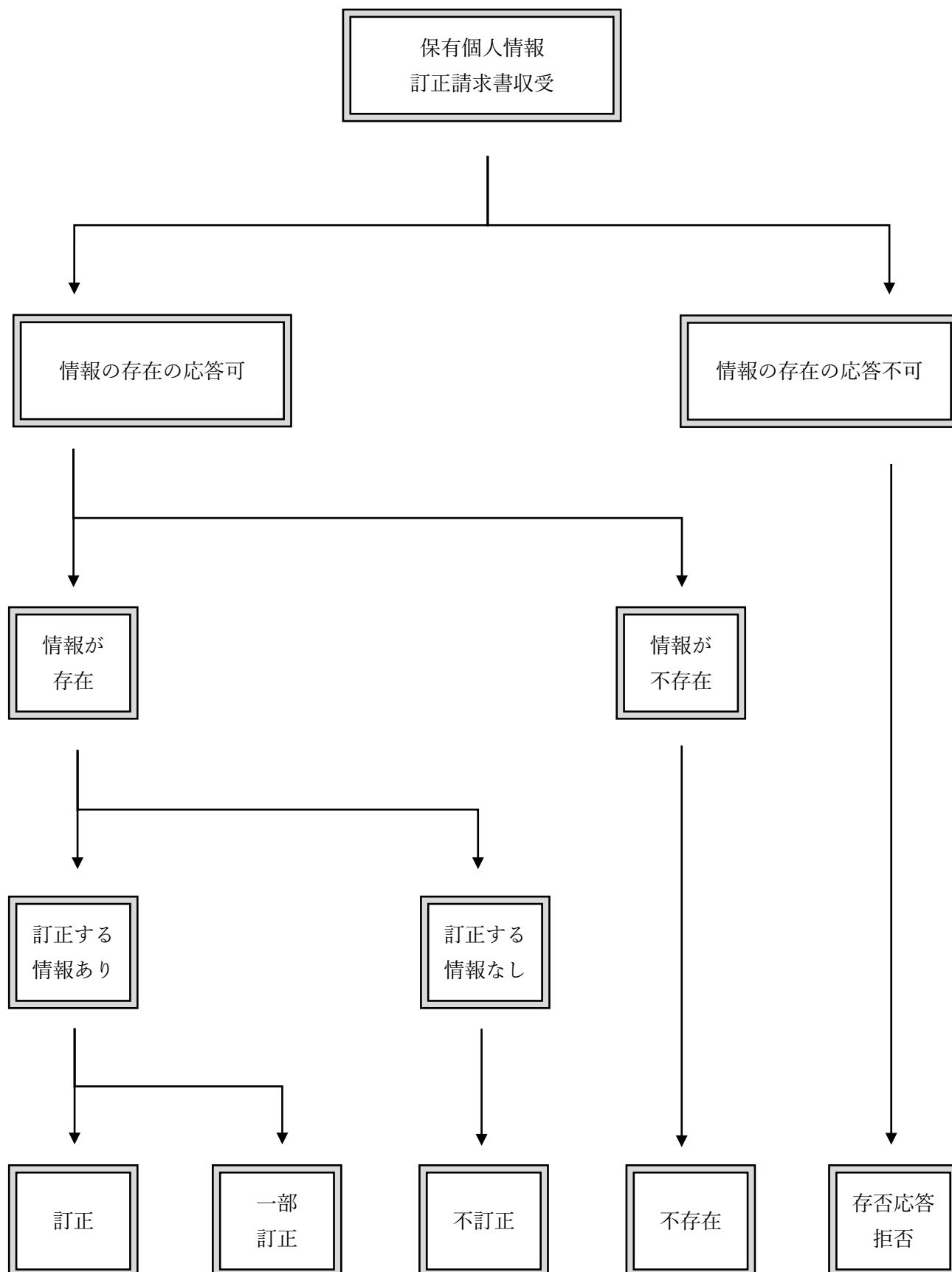
開示請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）



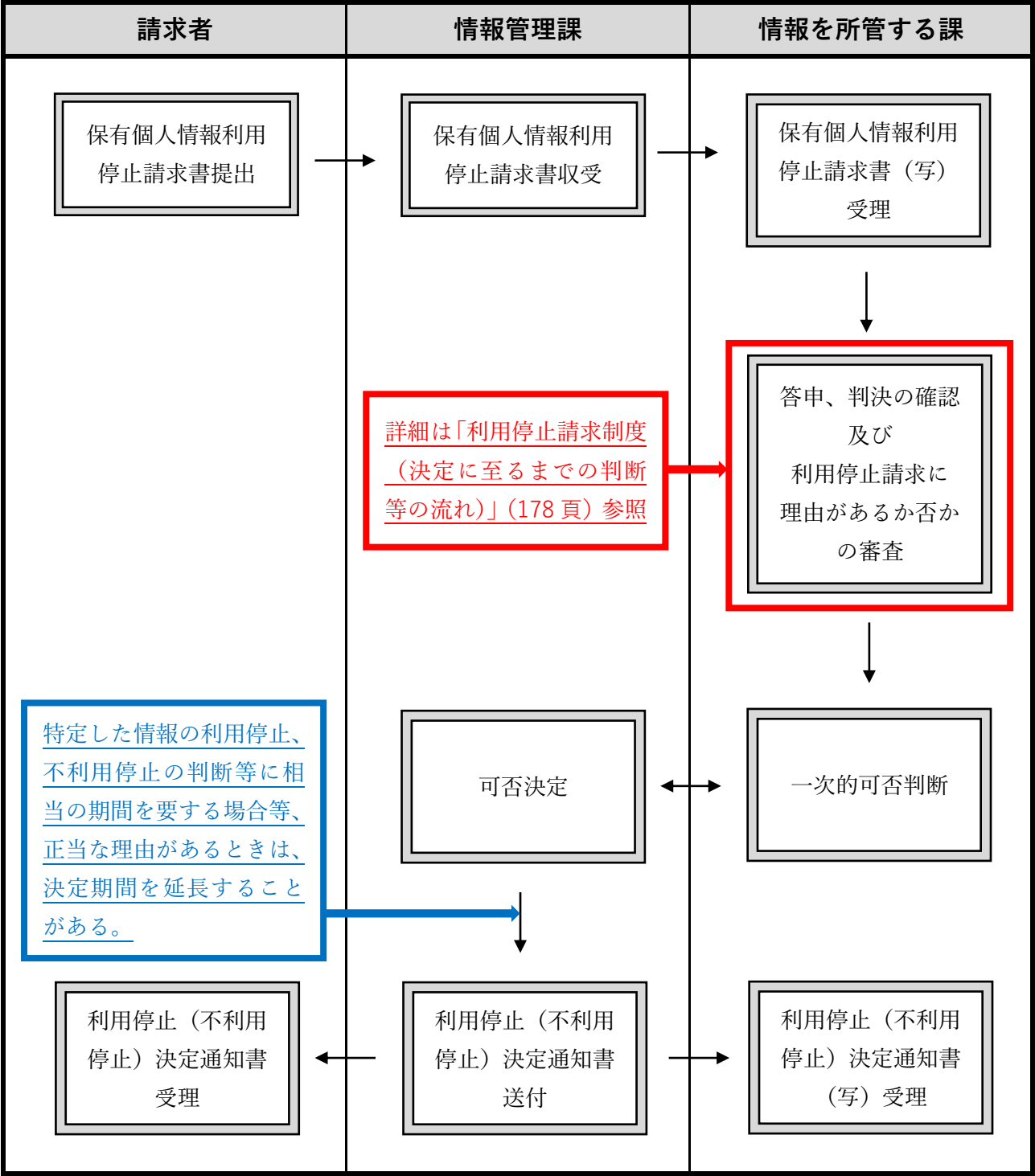
訂正請求制度（手続の流れ）



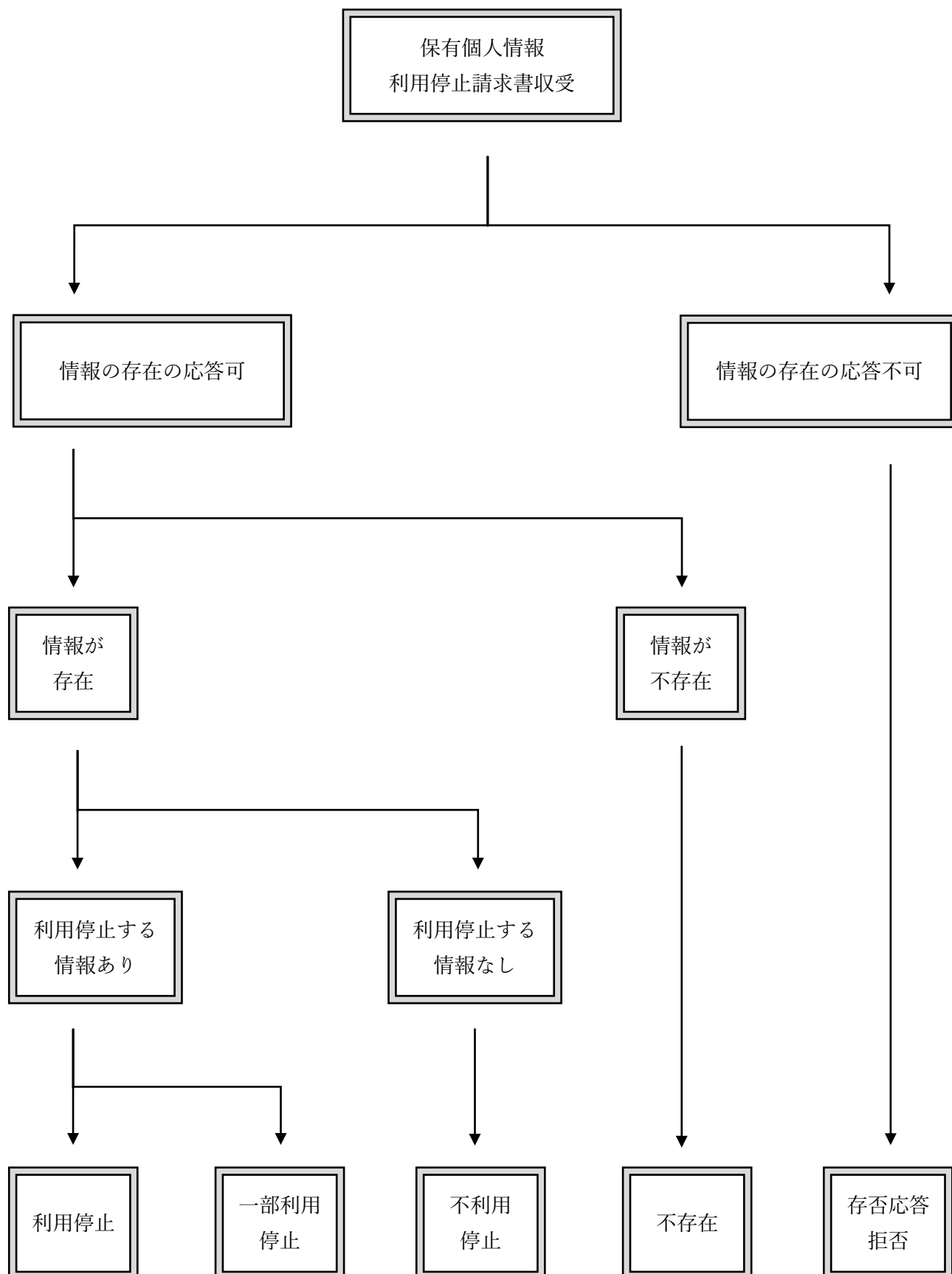
訂正請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）



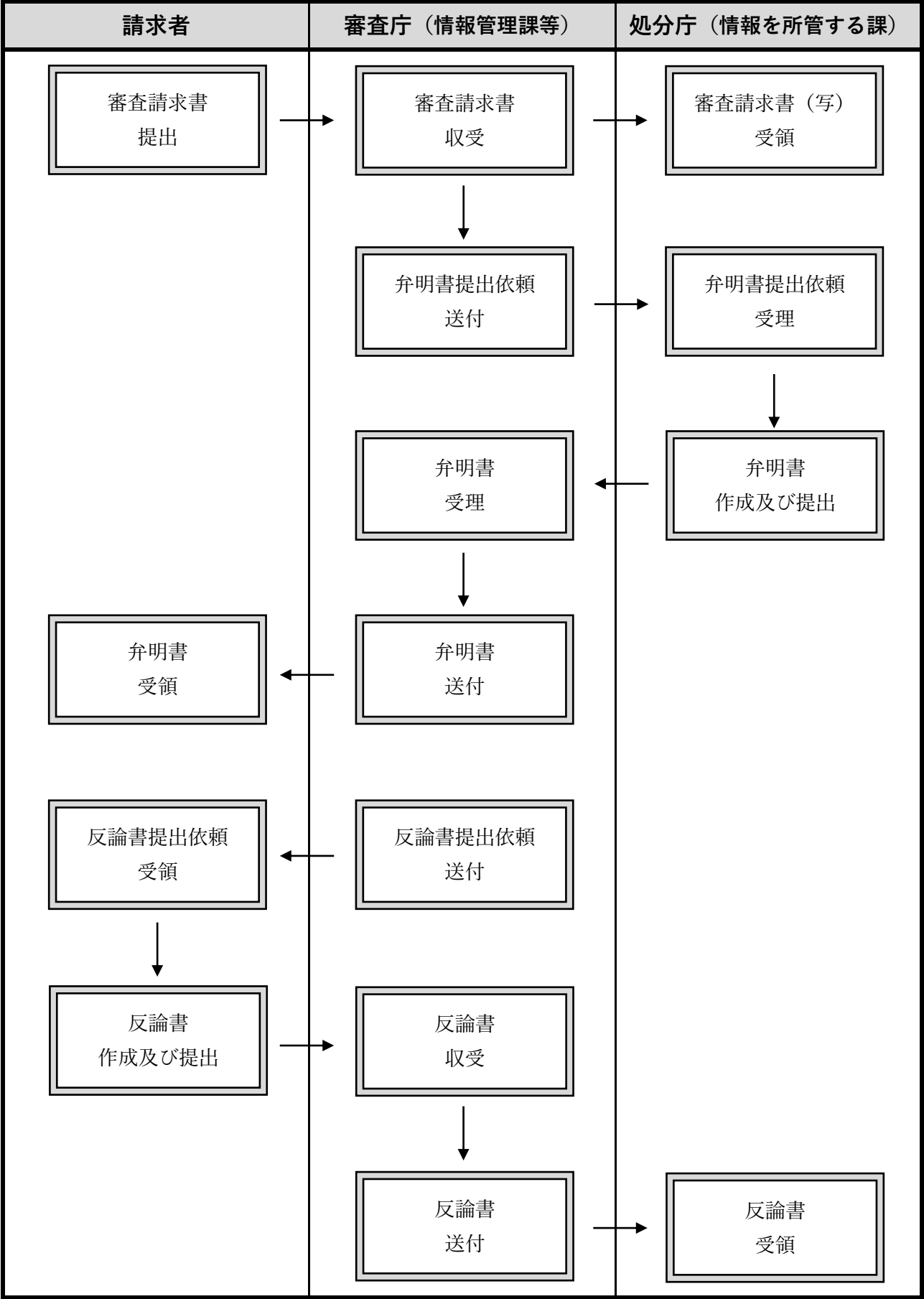
利用停止請求制度（手続の流れ）



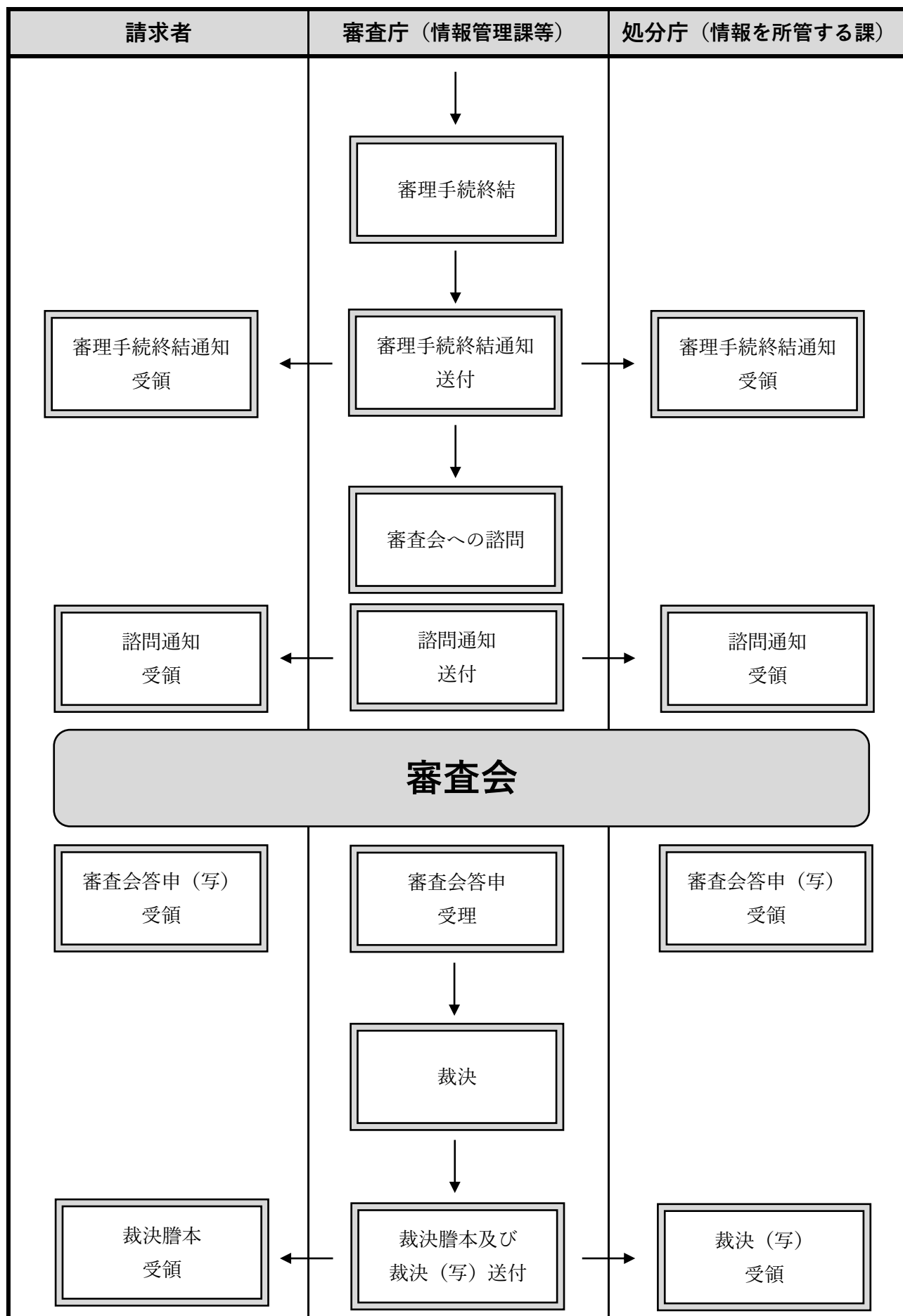
利用停止請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）



審査請求制度（手続の流れ）



（次頁へ続く）



※ 当該図は、基本的な流れであり、審理手続の状況によって内容が変わる場合がある。

4－3 保有個人情報開示請求制度

開示請求の主体

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。

(杉並区個人情報の保護に関する規則)

第 11 条 区の機関は、法第 76 条第 2 項の規定による未成年者の法定代理人による開示請求があった場合であって、当該未成年者が満 15 歳に達しているときは、開示請求に係る保有個人情報が法第 78 条第 1 項第 1 号に掲げる情報に該当するかどうかを判断するに当たって、必要に応じ、当該未成年者に当該保有個人情報の開示についての意思を確認するための書面(第 2 号様式)の提出を求めることができる。

第 12 条 区の機関は、法第 76 条第 2 項の規定による本人の委任による代理人による開示請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該開示請求についての意思を確認するための書面(第 3 号様式)の提出を求めることができる。

趣 旨

区民のみならず外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**の開示請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

なお、規則第 11 条及び第 12 条の規定により、**満 15 歳に達している未成年者の法定代理人又は本人の委任による代理人**からの開示請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、**開示請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解 釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号※等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に、自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

※ 例えば、免許証番号、旅券番号等が該当する。

《参考 Q&A》

Q 未成年者とその法定代理人との利益相反が生じるような場合があり得るところ、未成年者の法定代理人による開示請求について、本人の意思を確認することはできるか。また、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付ける法施行条例の規定を設けることはできるか。

A 法定代理人は、任意代理人とは異なり、本人のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しないため、本人の意思と独立して開示請求を行うことができます。
法第 108 条は、開示の手続に関する事項について、法第 5 章第 4 節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであって開示の手続に関する事項であるとはいえず、そのような規定を法施行条例で定めることは認められません。
もっとも、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号に規定する不開示情報）に該当する場合もあるところ、同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられません。

《参考 Q&A》

Q 本人が意思表示を行うことが困難な場合について、親族等の一定の者による開示請求を認めることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A 法第 76 条は本人又は法定代理人若しくは任意代理人にのみ開示請求を行うことを認めており、これら以外の者による開示請求は認められず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできません。

なお、本人が意思表示を行うことが困難な場合に、法令に基づくことなく利用目的以外の目的のために親族等に本人の保有個人情報を提供することについては、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であれば、法第 69 条第 2 項第 4 号の「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的のために保有個人情報を親族等に提供することができます。

Q 未成年者の法定代理人からの開示請求について、法定代理人である親権者が婚姻中の父母の場合、連名での開示請求を求めることはできるか。

A 法第 76 条第 2 項に基づく未成年者の法定代理人による開示請求において、一律に婚姻中の父母の連名での請求を求めることは、当該未成年者や父母の置かれた状況によっては、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであり、許容されません。その上で、個別の事情に照らして、例えば、当該未成年者とその法定代理人として開示請求を行った親権者との間において利益相反が疑われる場合、その利益相反防止の観点から、法第 78 条第 1 項第 1 号の該当性の判断に当たり当該親権者以外の者に対する照会等を行うことは許容されます。

《参考 Q&A》

Q 法人を任意代理人とする開示請求は可能か。また、可能な場合は、添付書類等はどうに考えればよいか。

A 法においては、法人を任意代理人とする開示請求を制限する規定はありません。よって、法人が任意代理人として法に基づく開示請求を行うことは可能です。ただし、業として代理行為が行われる場合については、関係法令に違反するものでないか確認が必要です。

法人が任意代理人として開示請求を行う場合については、任意代理人の資格を証明する委任状（政令第 22 条第 3 項）が必要となるほか、本人確認書類を提示又は提出する必要があります。

法人が任意代理人として開示請求を行う場合の本人確認書類については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」6-1-2-2【表 1】の（3）任意代理人による開示請求の場合の例や、法人が法定代理人として開示請求を行う場合の例を記載している同表注 12 も踏まえて判断することが必要です。

Q 代理人による開示請求において、本人からの委任の事実を確認する必要があつて補正を求めたが、なお当該委任の事実が疑わしい場合、適切に補正に応じないことをもって不開示決定をすることになるのか。それとも法第 78 条第 1 項第 1 号に該当するとして不開示決定をすることになるか。

A 本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されない場合には、法第 77 条第 3 項の「形式上の不備」があるものとして、同項の規定に基づき、適切な情報提供を行った上で、できる限り補正を求めることが望ましいと考えられます。それでもなお不備が解消されない場合には、法第 82 条第 2 項の不開示決定をすることとなります。

開示請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

趣 旨

開示請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報とされている。ただし、自己を本人とする保有個人情報であっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、開示請求の適用除外とされている。

また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

《参考 Q&A》

Q 死者に関する情報について、遺族から法第 76 条に基づく開示請求があった場合、当該情報を開示できるか。

A 死者に関する情報は、当該情報が同時に生存する個人に関する情報であり、かつ、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により生存する特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合を含む。）に限り、その生存する個人の「個人情報」に該当します。
したがって、死者に関する情報については、開示請求者が遺族であることや、相続手続のために必要であるとの理由のみで、遺族等による開示請求の対象となるものではなく、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「個人情報」に該当するものであり、さらに当該生存する個人の自己を本人とする「保有個人情報」に該当する場合においては、当該生存する個人による開示請求の対象となります。

Q 他の法令に基づき紙で写しを交付している情報について、電磁的記録を保有している場合に、電磁的記録の開示請求を受けたときは、法第 88 条第 1 項の「同一の方法で開示することとされている場合」には該当せず、電磁的記録の開示を実施する必要があるか。

A 法は、他の法令（条例を含む。）の規定による開示の方法が法第 87 条第 1 項本文の開示の方法と同一である場合に限って、法に基づく開示として当該同一の方法による開示をしないこととしています（法第 88 条第 1 項）。そのため、他の法令に基づき紙で写しを交付している場合であっても、電磁的記録の開示について行政機関等が定める方法（法第 87 条第 1 項）による開示を求められたときは、「同一の方法で開示することとされている場合」には当たらないことから、不開示情報に該当するなどの別の理由がない限り、法に基づき電磁的記録について行政機関等が定める方法による開示を実施する必要があります。

開示請求の手続（開示請求書）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

第八十二条

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

趣 旨

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第77条第1項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適

4－3 保有個人情報開示請求制度

法な開示請求となり、法第82条第2項の規定による開示しない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第3項の規定に基づき、補正を求めることとなる。

また、開示請求書には、政令第23条に規定する「開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法」に関する事項を記載することができる。

運 用

◆ 開示請求に係る保有個人情報の特定

開示請求書の記載が、「〇〇課の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、原則、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

《参考 Q&A》

Q 大量の開示請求を行う場合等、濫用的な開示請求について、拒否することは可能か。また、権利濫用に当たる場合を法施行条例で規定することはできるか。

A 権利濫用が許されないことは「法の一般原則」であり、行政機関等の事務事業を停滞させることを目的とするような開示請求の場合には、明文の規定がなくても、権利濫用を理由とする拒否処分を行うことは可能です。ただし、法が個人の権利として開示請求権を認めている趣旨に鑑み、権利濫用の該当性の判断は個別具体的な事情に応じて慎重に行う必要があるところ、法施行条例において形式的な要件を規定し、これに該当することのみを理由として拒否処分を行うことはできません。

一般的に、開示請求対象の保有個人情報が多量であるということのみでは権利濫用とはいえず、請求者が行政機関等に支障を与えることを目的として開示請求を行うような場合でなければ、権利濫用とは認められません。

Q 開示請求をしようとする者が自ら開示請求書を記入することが困難である場合は、窓口等の担当者が代筆をすることは可能か。

A 開示請求者が自ら開示請求書を記入することが困難な場合等には、窓口等の担当者が当該開示請求者に代わって記載することも考えられます。ただし、窓口等の担当者による当該記載は、開示請求者の了解を得た上で行う必要があります。この場合、請求を受ける前に、記載した内容について開示請求者の確認を再度求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する必要があります。

開示請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十七条

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）

第二十二条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

（杉並区個人情報の保護に関する規則）

第 10 条 開示請求をする者から法第 77 条第 2 項の規定により提示され、又は提出された書類が令第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる書類のうち、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等（本人の写真が貼付され、かつ、当該写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は当該写真を特殊加工してあるものに限る。）でない場合には、区の機関は、必要に応じ、同項各号に掲げる書類のうち、2 以上の書類の提示又は提出を求めることができる。

- 2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。
 - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

趣 旨

請求者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による開示請求の場合は、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならず、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

なお、開示請求を行う法定代理人又は任意代理人に対して、開示を受ける前に法定代理人又は任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提示又は提出された書類等から、開示の実施が想定される日に、法定代理人又は任意代理人が、その資格を喪失しているおそれがないかについて確認する必要がある。

《参考 Q&A》

Q 法定代理人の資格の有無の確認について、政令第 22 条第 3 項に規定する書類の提示又は提出に代えて、同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の確認により行うことは許容されるか。

A 政令第 22 条第 3 項において、法定代理人は同項に規定する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならないと定められているところ、同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することで、当該書類の提示又は提出を不要とすることはできません。

他方、なりすましや利益相反防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、本人の権利利益を損なうことのないように対応することが必要です。そのため、同項に規定する書類の提示又は提出を前提として、必要に応じ、当該地方公共団体の機関において管理する戸籍簿を確認することで、代理権の確認をさらに補完することは考えられます。

開示義務

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（審査基準）

（行政手続法）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法が定める不開示情報のうち、地方公共団体において適用する条文は 196～205 頁のとおり）。不開示情報に該当するか否かの判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、慎重に行う必要がある。

また、開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、区の機関は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページ等において公表する必要がある。

不開示情報（個人に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

趣 旨

◆ 第1号（開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）

開示請求制度は、請求者に対して、当該請求者に関する保有個人情報を開示する制度であり、通例は請求者の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも請求者の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

《参考例》

- ・患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報
- ・児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を、親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等に関する情報

◆ 第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

開示請求に係る保有個人情報の中に、請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれている場合であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより請求者以外の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

《参考例》

- ・民間事業者従事職員の氏名のように、特定の個人を識別できるもの
- ・匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

解 釈

- 1 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。
なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。
- 2 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と

4－3 保有個人情報開示請求制度

同種の情報について、請求者が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

- 3 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

《参考 Q&A》

Q 不動産登記情報については法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものとして開示可能か。

A 前提として、不動産登記簿及びその附属書類等に記録されている保有個人情報については、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 155 条又は同法附則第 4 条第 4 項において、個人情報保護法第 5 章第 4 節の規定は適用しないこととされています。上記以外の行政文書について、開示請求に係る保有個人情報として不動産登記情報が含まれている場合、このうちの法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する情報について、同号イからハまでの開示情報に該当するか否かは、当該情報の個別具体的な内容を踏まえて判断する必要があります。

一般的に不動産登記簿に記載されている不動産所有者等の情報については、「法令の規定により」開示請求者が知ることができる情報であると考えられます。また、同号イの「法令」には条例が含まれるところ（法第 61 条第 1 項括弧書き）、例えば、情報公開条例において、当該情報について何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている場合には、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものとして不開示情報から除外され
ると考えられます。

その上で、法第 78 条第 1 項第 2 号イからハまでの開示情報に該当する場合であっても、同項各号（第 2 号を除く。）の不開示情報に該当する場合や、同条第 2 項の規定により法施行条例で定めた不開示情報に該当する場合は、不開示とすることが考えられます。

《参考 Q&A》

Q 本人同席の下での第三者の発言は、法第 78 条第 1 項第 2 号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するか。

A 開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人。以下同じ。）以外の個人（第三者）に関する情報が含まれている場合は、法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について判断する必要があります。

同号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」のうち「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りるとされています。他方、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しません。

この点、「本人同席の下での第三者（開示請求者以外の者）の発言」の内容は、一般的に、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、不開示情報から除かれると考えられますが、個別の事案ごとに適切に判断することが必要です。

不開示情報（法人等に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

趣 旨

法人等及び事業を営む請求者以外の個人の当該事業に関する情報は、区民の生活と密接な関係にあり、事業活動の内容が、区民の生活に重大な影響を及ぼす場合があるため、原則開示であるが、当該情報のうち、営利、非営利活動にかかわらず、企業秘密といわれるものについては、開示することにより著しい不利益を与えると認められるものが含まれていれば、非開示とする。

解 釈

- 1 「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には、様々な種類、性格のものがあつて、その権利利益にも様々なものがあるため、当該法人等又は当該事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は当該事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して、適切に判断することが求められる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- 2 「行政機関等の要請を受けて」とは、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

なお、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、当該法人等又は当該事業を営む個人の側から、開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で、提供を受けた場合には、これに含まれる。

- 3 「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は事業を営む個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は当該事業を営む個人が属する業界における通常の実扱いを意味し、当該法人等又は当該事業を営む個人において、開示しないこととしていることだけでは足りない。

- 4 「開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること」とは、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これに当たらない。

不開示情報（審議、検討等に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

趣 旨

審議、検討等に関する情報については、区の機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して、本号に該当するか否かの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、区民の間に混乱を生じさせ、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

解 釈

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、区の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は区の機関が開催する有識者等を交えた研

研究会等における審議や検討等、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- 2 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮しても、なお適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

不開示情報（事務又は事業に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

趣 旨

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

《参考例》

- ・ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ・ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ・ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ・ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

運 用

◆ 事務又は事業に関する情報の判断基準

区の機関は、請求対象情報が事務又は事業に関する情報に該当するか、開示することにより得られる公益と生じる支障とを比較衡量した上で、客観的に判断する必要がある。**不開示とするには、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等の法的保護に値する高い蓋然性が要求され、ある程度具体的に想定される場合に限定される。**

部分開示

（個人情報の保護に関する法律）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければならない。

- ◆ 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合
- ◆ 開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合

裁量的開示

（個人情報の保護に関する法律）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、区の機関の行政的な判断により、開示することが可能である。ただし、不開示情報に第三者の情報が含まれており、本条に基づき開示しようとする場合には、開示決定に先立ち、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。（詳細は 220 頁参照）。

なお、死者に関する情報は、個人情報に該当しないため、裁量的開示の対象とならない。

保有個人情報の存否に関する情報

(個人情報の保護に関する法律)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

趣 旨

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解 釈

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、児童虐待を受けた児童が、児童相談所で虐待の事実について述べた記録を、虐待した親が法定代理人として開示請求した場合、開示決定又は不開示決定を行うことで、当該児童が児童相談所に虐待の事実を述べたか否かが判明することとなる場合をいう。
- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運 用

◆ 運用上の注意点

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

開示請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
- 2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 一 当該訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該訴訟の出訴期間

趣 旨

開示決定等は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、法第 82 条及び行政手続法第 8 条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

また、区の機関は、開示決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運 用

◆ 開示請求に対する決定等の書面通知及び理由付記

開示請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 291～299 頁参照）。

また、開示請求の対象となる情報に不開示とする箇所がある場合又は当該情報を管理していない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、法第 78 条第 1 項各号**

4－3 保有個人情報開示請求制度

に規定する不開示情報のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

なお、不開示情報に該当するか否かの立証責任は、区の機関の側にあるため、過去の決定を漫然と採用することは許されず、不開示とする理由があるか否かを判断しなければならない。

◆ 開示請求に対する決定等の区分

開示請求に対する決定等の区分は、次の3種類をいう。

1 開示

開示請求に係る情報の全てが不開示情報に該当しない場合

2 一部開示

開示請求に係る情報の一部が不開示情報に該当し、かつ、部分開示が可能な場合

3 不開示（不存在及び存否応答拒否を含む）

開示請求に係る情報の全てが不開示情報に該当する場合、情報の一部が不開示情報に該当し部分開示が不可能な場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

《参考 Q&A》

Q 1 通の開示請求書で、複数の行政文書について開示請求が行われた場合において、そのうちの一部の行政文書の特定が不十分なため、形式上の不備があるものとして法第 77 条第 3 項の規定による補正を求めた場合はどのように対応すべきか。

A 行政機関の長等に対して、1 通の開示請求書により 1 件とみなされる複数の行政文書等（一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書等もしくは相互に密接な関連を有する複数の行政文書等）に記録された保有個人情報について開示請求が行われ、当該複数の保有個人情報について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は 1 通の通知書により行います（開示決定と不開示決定とがある場合はそれぞれ 1 通の通知書により行います。）。ただし、各保有個人情報について、その量や開示・不開示の審査の難易度が異なるとの事情により、開示決定等の期限が異なるような場合には、審査が終了し開示決定等をしたものから順次通知することも可能です。

1 通の開示請求書により、複数の行政文書について開示請求がなされており、請求内容の判読が困難な項目等が混在している場合であっても、請求に係る保有個人情報が特定されたものについては、開示決定等を行う必要があります。他方、特定されないものについては、相当の期間を定めて補正を求めた上で、当該期間内に補正がなされない場合には、形式上の不備として不開示決定を行うことが考えられます。

開示請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 11 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣 旨

区の機関は、原則として開示請求があった日から 14 日以内（法第 83 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 11 条第 1 項にて「14 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、開示請求について一部もしくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、請求者に対して、開示する場合にはその旨、開示する保有個人情報の利用目的及び政令第 24 条第 1 項（465 頁参照）で定める事項を、また、開示しない場合にはその旨を、それぞれ書面により通知しなければならない。ただし、開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、30 日を限度として、延長することができる。

開示請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 12 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

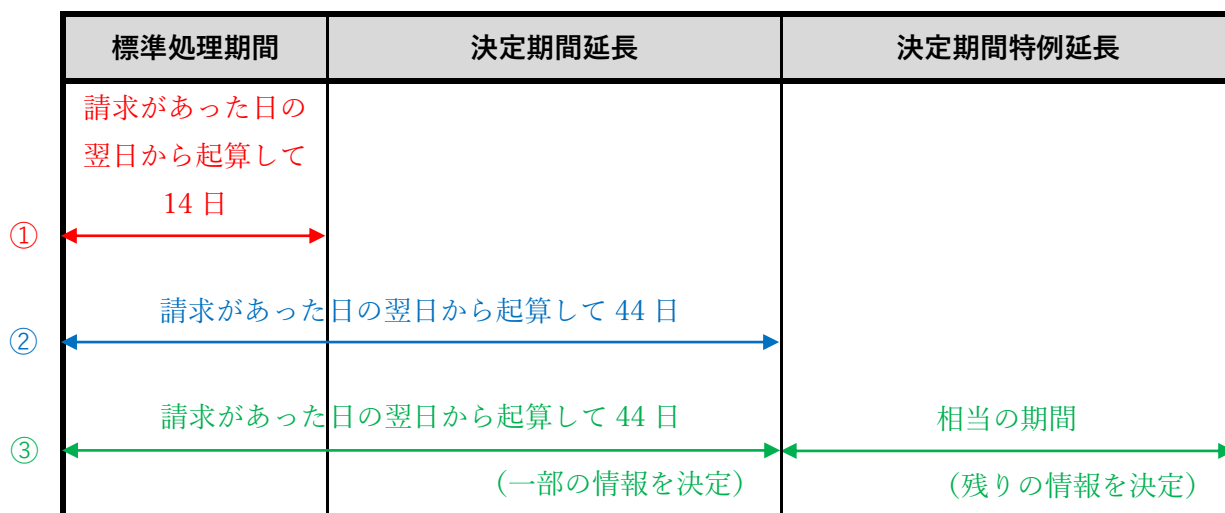
- （1） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

趣 旨

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内（法第 84 条では「60 日以内」と規定しているが、条例第 12 条にて「44 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

4 - 3 保有個人情報開示請求制度

《決定するまでの期間（イメージ図）》



- ◆ 原則として、請求があった日の翌日から起算して 14 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①
- ◆ 標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 44 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②
- ◆ 請求があった日の翌日から起算して 44 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

事案の移送

（個人情報の保護に関する法律）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報が、当該区の機関以外の行政機関の長等から提供されたものであるとき又は他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。移送をした行政機関の長等は、請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について開示決定等を行わなければならない。移送をした区の機関が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなされる。

また、移送を受けた行政機関の長等が開示決定をしたときは、移送をした区の機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

なお、請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

《参考 Q&A》

Q 開示請求について、事案の移送が行われた場合、手数料の取扱いはどうなるのか。

A 開示請求者は移送元に対して開示請求をしているところ、事案の移送の実施については義務ではなく、移送を行うか否かは、移送元が、移送先等の関係行政機関の長等と協議をした上で、開示請求者の意向によらず決定されます。この点、開示請求者は開示請求の手續実施時に確認した内容に基づき手数料を支払うことを想定していると考えられることから、移送元の手数料規定※に従うべきであると考えられます。

なお、当該手数料を移送元と移送先のいずれが収納するかについては、個々の事案によるものと考えられますので、移送元と移送先において適切に協議する必要があります。

※ 区の手数料規定は、新条例第 10 条第 1 項（228 頁参照）。

第三者に対する意見提出の機会の付与（任意的意見聴取）

（個人情報の保護に関する法律）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

趣 旨

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等（区の機関）は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容及び政令第 25 条第 2 号（465 頁参照）で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、反対の意見を提出する場合、反対する理由について根拠を示して記載する等、できる限り区の機関の開示、不開示等の判断に資するような情報の提供が望まれる。

第三者に対する意見提出の機会の付与（必要的意見聴取）

（個人情報の保護に関する法律）

第八十六条

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

趣 旨

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、裁量的開示（207頁参照）により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

なお、意見書提出においては、できる限り行政機関等の開示、不開示等の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取（219頁参照）と同様である。

第三者に対する意見提出の機会の付与（反対意見書を提出した場合の手続）

（個人情報の保護に関する法律）

第八十六条

- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

なお、個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置く場合においては、請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と請求者の利益との比較衡量が必要である。

開示の実施

(個人情報の保護に関する法律)

第二十六条

2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(杉並区個人情報の保護に関する規則)

第 15 条 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号に規定するもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 2 番(以下「A 2 判」という。)以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又は日本産業規格 A 列 3 番(以下「A 3 判」という。)以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

2 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画(次号に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を複写機により A 2 判以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの又は A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを A 2 判以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又は A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

- 3 保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
 - (2) ビデオテープ 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 電磁的記録（前 2 号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、区の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を A 2 判以下の大きさの用紙に白黒で出力したもの又は A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧又は交付
 - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複製したものとの交付（当該電磁的記録に記録された保有個人情報に法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報が含まれている場合を除く。）

趣 旨

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている形態に応じて、規則第 15 条に規定する方法により行わなければならない。

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、政令で定めるところにより、当該開示決定をした区の機関に対し、求める開示の実施方法その他の政令第 26 条第 3 項（466 頁参照）で定める事項を申し出なければならない。

なお、請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はない。

◆ 区の機関が管理している情報の形態ごとの公開方法の一覧

情報の形態	公開の方法
文書又は図画	・ 原本の閲覧 ・ 写しの交付※
マイクロフィルム	・ 視聴 ・ 写しの交付※
電磁的記録 (録音テープ及びビデオテープを除く)	・ 印刷物として出力したものの閲覧又は交付 ・ 電磁的記録の視聴又は光ディスク等に複写したものの交付 (ただし、不開示情報が含まれていない場合に限る)
録音テープ又はビデオテープ	・ 聴取又は視聴

※ 「写しの交付」とは、印刷物として出力したものを交付することをいい、光ディスク等電子記録媒体に複写したものを交付することは含まない。

運 用

◆ 合理的配慮※

職員は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の規定に基づき、障害のある方の求めに応じ、合理的配慮を行うものとする。例えば、目の不自由な方に対し、請求対象情報を交付する場合、窓口にて記載内容の読み上げを行う等、適切な対応を行う必要がある。

※ 合理的配慮とは、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が過重でない範囲で対応することをいう。

《参考 Q&A》

Q 閲覧による開示の実施を行う場合において、開示請求者からその保有個人情報について、開示請求者が持参したカメラにより撮影したいとの求めがあった場合、カメラによる撮影を認めることは許容されるか。

A 文書又は図画の閲覧又は写しの交付の具体的な方法については、法令等において特段の定めはないため、行政機関の長等において、保有個人情報が記録されている文書又は図画の種類等に応じてその方法を定めた上で適切な方法により実施することとなります。

なお、閲覧による開示の実施に際して、開示の実施を受けようとする者が持参したカメラでの撮影等を行うことについては、法上可能であると考えられるところ、開示の実施を受けようとする者から申出があった場合には、区の機関において、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を考慮し、適切に対応することが望ましいと考えられます。

Q 開示請求者が保有個人情報の開示の実施の日時に連絡なしに来庁しない等、開示請求者の都合により開示の実施を行うことができなかった場合、当該開示請求について、どのように取り扱うべきか。

A 開示決定を受けた者は、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならず、当該申出は原則として開示決定の通知があった日から 30 日以内にすることとされています。そして、当該期間中に開示の実施の方法等の申出がない場合には、正当な理由がない限り開示の実施を受けることはできず、開示の実施を受けるためには改めて開示請求を行う必要があります。

なお、開示決定は、適切に行われた開示請求の下、既に瑕疵なく成立した行政処分であり、当該行政処分の通知後にその元となった請求を取り下げることとはできません。よって、このような場合に、開示請求について取下げがあったものとみなす、あるいは職権で開示請求を取り消して手続を打ち切ることは許容されません。

《参考 Q&A》

Q 代理人による開示請求があった場合において、本人が死亡した場合であっても開示の実施を行うことは可能か。

A 法第 76 条第 2 項の規定により、代理人による開示請求が認められているところ、当該代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等へ届け出なければならない（政令第 22 条第 4 項）、この届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなされます（政令第 22 条第 5 項）。これは、代理人による請求を前提として行われている開示請求手続を終了させるものであり、また、代理権を有しない者に開示することにより、本人の権利利益を害する事態が発生しないように、開示請求が取り下げられることとされているものです。

法に基づく開示請求における代理権は、本人が死亡した場合には消滅すると考えられるため、当該場合において、代理人に対し開示の実施を行うことは適切ではありません。この場合、当該代理人へ政令第 22 条第 4 項による届出を促す等の対応が考えられます。なお、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれが懸念される場合には、その資格の有無を確認する必要もあります。

Q 任意代理人が行った開示請求について、開示の実施を任意代理人ではなく本人に対して行うことは可能か。

A 本人の意思を確認した上で、開示の実施を任意代理人ではなく本人に対して行うことは妨げられません。

他の法令による開示の実施との調整

（個人情報の保護に関する法律）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

趣 旨

他の法令において請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定があり、その開示の方法が法第 87 条第 1 項本文に規定する開示の方法と同一の内容である場合には、法に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、法による開示を行わないこととしている。

例えば、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付等、他の法令において情報の開示ができる制度が設けられている場合には、開示請求の対象とはならない。ただし、仮に情報を閲覧できる制度が設けられていたとしても、写しの交付を行う制度が整備されていない場合には、「同一の方法」とはいえないため、開示請求の対象となる。

手数料

（個人情報の保護に関する法律）

第八十九条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）

第二十八条

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 10 条 法第 89 条第 2 項の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）

第 17 条 条例第 10 条第 2 項の保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、別表のとおりとする。

第 18 条 令第 28 条第 4 項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で予納する方法その他区長が別に定める方法とする。

趣 旨

法第 89 条第 2 項では、「開示請求をする者は、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない」と規定しているが、杉並区では条例第 10 条第 1 項のとおり、手数料を無料としている。ただし、保有個人情報の写しの交付等に要する費用及び写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。

≪情報の写しの交付等に要する費用（郵送等に係る費用を除く）≫

開示の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき10円
	フィルム	単色刷り A 3 判を超え A 2 判以下のもの及び多色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき50円
	光ディスク	1 枚につき400円

運 用

◆ 費用の徴収

写しの交付等に要する費用は、情報管理課情報公関係で徴収する。

4 - 4 保有個人情報訂正請求制度

訂正請求の主体

（個人情報の保護に関する法律）

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）

第 19 条

3 区の機関は、法第 90 条第 2 項の規定による代理人による訂正請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該訂正請求についての意思を確認するための書面（第 14 号様式）の提出を求めることができる。

趣 旨

区民のみならず外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

なお、規則第 19 条第 3 項の規定により、**未成年者の法定代理人又は本人の委任による代理人**からの訂正請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、**訂正請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解 釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

訂正請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第 3 項、第 91 条第 1 項第 2 号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項第 2 号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣 旨

訂正請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報（法第 90 条第 1 項ただし書一では「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる」と規定しているため、条例の規定が優先される。また、法第 90 条第 3 項では「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「法第 90 条第 3 項～の規定は、適用しない」と規定しているため、同様に条例の規定が優先される。）である。ただし、自己を本人とする保有個人情報であっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、訂正請求の適用除外とされている。

4－4 保有個人情報訂正請求制度

また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による訂正請求の対象となる。

訂正請求の手続（訂正請求書）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第九十三条

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第 3 項、第 91 条第 1 項第 2 号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項第 2 号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣 旨

訂正請求は、訂正請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第91条第1項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり、法第93条第2項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第91条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる。ただし、条例第17条第1項にて「法第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）～の規定は、適用しない」と規定しているため、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日が記載されていなかったとしても、訂正請求の要件を満たしているものとする。

運 用

◆ 訂正請求に係る保有個人情報の特定

訂正請求書の記載が、情報の特定が可能なほど具体的でない場合や、単に「〇〇を訂正せよ。」、「〇〇を削除せよ。」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのか明確でないことから、原則、訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**

なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不訂正決定を行うことになる。

《参考 Q&A》

Q 訂正請求を行う者に対して、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示を求めることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A 法第 90 条第 1 項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとしているところ、請求者が訂正請求に係る保有個人情報の内容を事実でないとする根拠を示すことを超えて、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出又は提示しなければならないこととすることは、当該請求者に対して一方的に当該請求の内容が事実と合致することの立証責任を課すこととなり、例えば、当該資料を行政機関等のみが保有している場合などにおいて、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであると考えられます。そのため、訂正請求を行う者に対して、当該資料の提出又は提示を求めることはできません。また、法第 108 条は、訂正の手續に関する事項について、法第 5 章第 4 節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、訂正請求を行う者に対して、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示を求めることは、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるため、訂正の手續に関する事項であるとはいえず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできません。

なお、一般に、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、当該行政機関の長等に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があります。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても当該請求に係る保有個人情報の内容が「事実でない」とは認められない場合には、法第 92 条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することとなります。

訂正請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十一条

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

趣 旨

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、訂正請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であつて、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならない。代理人が訂正請求を行う場合には、当該代理人は当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を区の機関に届け出る必要はない。他方で、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、区の機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

訂正義務

（個人情報の保護に関する法律）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（行政手続法）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。訂正請求に理由があるか否かの判断は、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う必要がある。

また、訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページ等において公表する必要がある。

保有個人情報の存否に関する情報

(杉並区個人情報の保護に関する条例)

第 17 条

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

趣 旨

訂正請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで訂正請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解 釈

「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運 用

◆ 運用上の注意点

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

訂正請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することがで

きる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該訴訟の被告とすべき者
- 二 当該訴訟の出訴期間

趣 旨

訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるもので、区の機関は、法第 93 条及び行政手続法第 8 条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

また、区の機関は、訂正決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運 用

◆ 訂正請求に対する決定等の書面通知及び理由付記

訂正請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 317～327 頁参照）。

また、訂正請求に係る情報に不訂正とする箇所がある場合、当該情報を管理していない場合又は当該情報の存否を明らかにしない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、どのような理由で不訂正と判断されたかを了知し得るものでなければならない。**

4 - 4 保有個人情報訂正請求制度

◆ 訂正請求に対する決定等の区分

訂正請求に対する決定等の区分は、次の3種類をいう。

1 訂正

訂正請求に係る情報の全てに訂正する理由があると認められる場合

2 一部訂正

訂正請求に係る情報の一部は訂正する理由があると認められるが、残りの部分は訂正する理由があると認められない場合

3 不訂正

訂正請求に係る情報の全てに訂正する理由があると認められない場合、情報が存在しない場合
又は情報の存否自体を明らかにしない場合

訂正請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 13 条 訂正決定等は、訂正請求があった日から 20 日以内にしなければならない。ただし、法第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣 旨

区の機関は、原則として訂正請求があった日から 20 日以内（法第 94 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 13 条第 1 項にて「20 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。

訂正請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

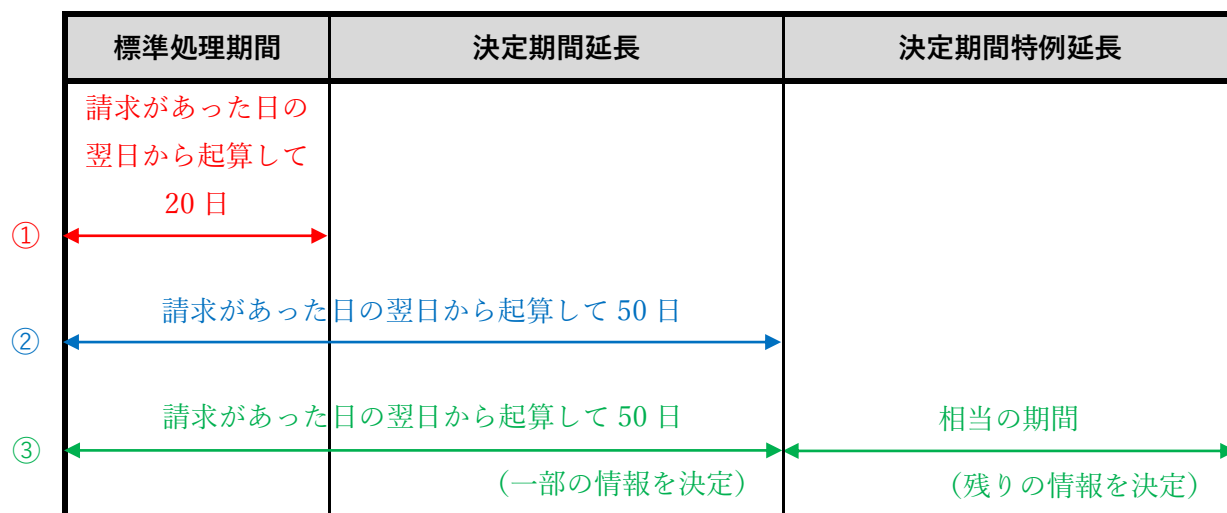
第 14 条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2） 訂正決定等をする期限

趣 旨

訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から相当の期間内（条例第 13 条第 1 項の規定のみを適用している場合は「20 日以内」、条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用している場合は「50 日以内」のことを指す。）に全ての訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。

《決定するまでの期間（イメージ図）》



- ◆ 原則として、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①
- ◆ 標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 50 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②
- ◆ 請求があった日の翌日から起算して 50 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

事案の移送

（個人情報の保護に関する法律）

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正請求に係る保有個人情報、法第 85 条第 3 項の規定により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされたものであるとき、その他、他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。移送をした行政機関の長等は、請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等を行わなければならない。移送をした区の機関が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなされる。

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定をしたときは、移送をした区の機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

なお、請求者との関係において、訂正決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

保有個人情報の提供先への通知

（個人情報の保護に関する法律）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

4－5 保有個人情報利用停止請求制度

利用停止請求の主体

（個人情報の保護に関する法律）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）

第 21 条

3 区の機関は、法第 98 条第 2 項の規定による代理人による利用停止請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該利用停止請求についての意思を確認するための書面（第 22 号様式）の提出を要求することができる。

趣 旨

区民のみならず、外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長し、もしくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、もしくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用停止の請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

4－5 保有個人情報利用停止請求制度

なお、規則第 21 条第 3 項の規定により、**未成年者の法定代理人又は本人の委任による代理人からの利用停止請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、利用停止請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解 釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

利用停止請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第 3 項、第 91 条第 1 項第 2 号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項第 2 号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣 旨

利用停止請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報（法第 98 条第 1 項ただし書一では「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる」と規定しているため、条例の規定が優先される。また、法第 90 条第 3 項では「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「法第 90 条第 3 項～の規定は、適用しない」と規定しているため、同様に条例の規定が優先される。）である。ただし、自己を本人とする保有個人情報で

4－5 保有個人情報利用停止請求制度

あっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、利用停止請求の適用除外とされている。

また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による利用停止請求の対象となる。

利用停止請求の手続（利用停止請求書）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第百一条

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第 3 項、第 91 条第 1 項第 2 号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項第 2 号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣 旨

利用停止請求は、利用停止請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第99条第1項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第101条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第99条第3項の規定に基づき補正を求めることとなる。ただし、条例第17条第1項にて「第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない」と規定しているため、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日が記載されていなかったとしても、利用停止請求の要件を満たしているものとする。

運 用

◆ 利用停止請求に係る保有個人情報の特定

利用停止請求書の記載が、情報の特定が可能なほど具体的でない場合や、単に「〇〇の利用を停止せよ。」、「〇〇を消去せよ。」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の利用の停止、消去又は提供の停止を求めるのか明確でないことから、原則、利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**

なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不利用停止決定を行うことになる。

利用停止請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十九条

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

趣 旨

請求者は、利用停止請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、利用停止請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならない。代理人が利用停止請求を行う場合には、当該代理人は当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、利用停止請求の時点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を区の機関に届け出る必要はない。他方で、利用停止請求後、利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、区の機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

利用停止義務

（個人情報の保護に関する法律）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

趣 旨

行政機関の長等（区の機関）は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。利用停止請求に理由があるか否かの判断は、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う必要がある。

また、利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、同法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、区の機関は利用停止をする義務を負わない。

保有個人情報の存否に関する情報

(杉並区個人情報の保護に関する条例)

第 17 条

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

趣 旨

利用停止請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで利用停止請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解 釈

「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運 用

◆ 運用上の注意点

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

利用停止請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することがで

きる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 一 当該訴訟の被告とすべき者
- 二 当該訴訟の出訴期間

趣 旨

利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、法第 101 条及び行政手続法第 8 条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

また、区の機関は、訂正決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運 用

◆ 利用停止請求に対する決定等の書面通知及び理由付記

利用停止請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 333～339 頁参照）。

また、利用停止請求に係る情報に不利用停止とする箇所がある場合、当該情報を管理していない場合又は当該情報の存否を明らかにしない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、どのような理由で不利用停止と判断されたかを了知し得るものでなければならない。**

◆ **利用停止請求に対する決定等の区分**

利用停止請求に対する決定等の区分は、次の3種類をいう。

1 利用停止

利用停止請求に係る情報の全てに利用停止する理由があると認められる場合

2 一部利用停止

利用停止請求に係る情報の一部は利用停止する理由があると認められるが、残りの部分は利用停止する理由があると認められない場合

3 不利用停止

利用停止請求に係る情報の全てに利用停止する理由があると認められない場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

利用停止請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 15 条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から 20 日以内にしなければならない。ただし、法第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣 旨

区の機関は、原則として利用停止請求があった日から 20 日以内（法第 102 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 15 条第 1 項にて「20 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。

利用停止請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

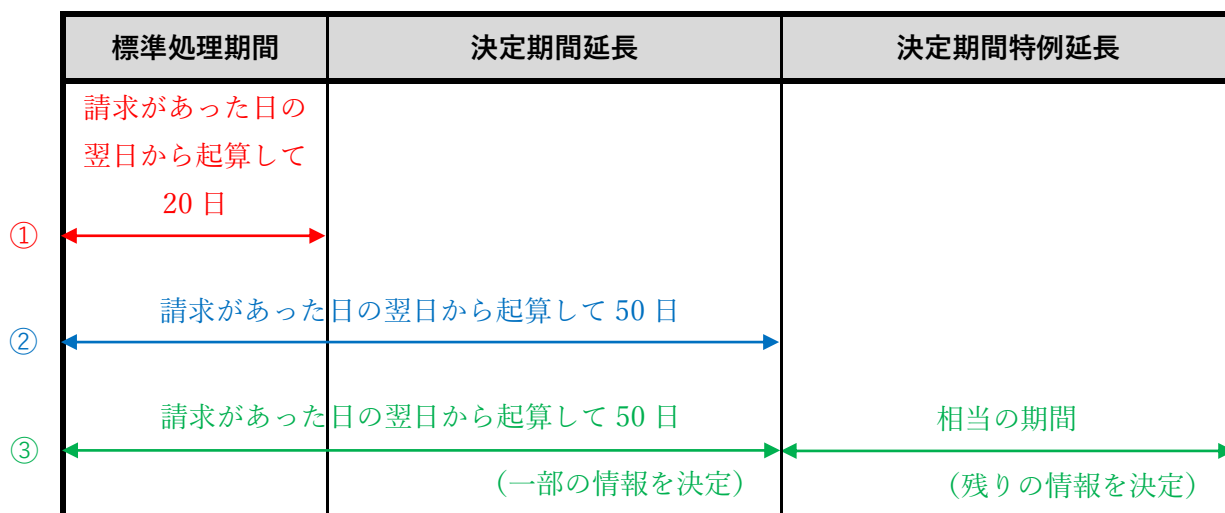
第 16 条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （１） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （２） 利用停止決定等をする期限

趣 旨

利用停止請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、利用停止請求があった日から相当の期間内（条例第 15 条第 1 項の規定のみを適用している場合は「20 日以内」、条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用している場合は「50 日以内」のことを指す。）に全ての利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

《決定するまでの期間（イメージ図）》



- ◆ 原則として、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①
- ◆ 標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 50 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②
- ◆ 請求があった日の翌日から起算して 50 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

4 - 6 審查請求制度

区の機関に対する審査請求制度

（個人情報保護に関する法律）

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

趣 旨

1 法第 106 条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求があった場合の、審理員による審理手続は実施しないことを定めたものである。

地方公共団体の機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、行服法における審理員による審理手続等に関する規定（同法第 9 条第 1 項から第 3 項まで（審理員）、第 17 条（審理員となるべき者の名簿）、第 40 条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第 42 条（審理員意見書）、第 2 章第 4 節（行政不服審査会等への諮問）及び第 50 条第 2 項の規定（行政不服審査会等への諮問を要しない場合の審理員意見書の添付））は、適用しないこととされている（法第 106 条第 1 項）。

また、行服法において審理員が行うこととされているもののうち、適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている（同条第 2 項。読み替えに係る適用表は 423～425 頁参照。）。

なお、条例の定めにより審査庁における審理手続自体を不要とすることは、法第 106 条の規定に反することとなる（法第 108 条）。

4－6 審査請求制度

- 2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、処分行政庁（処分庁等に上級行政庁がない場合。行服法第4条第1号）に対して、審査請求をすることができる（行服法第2条）。

情報公開・個人情報保護審査会への諮問

（個人情報の保護に関する法律）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

趣 旨

法第105条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求があった場合の審査会への諮問の手続及び審査庁が審査会に諮問した場合、その旨を審査請求人等の関係者に通知することを審査庁に義務付けたものである。

4－6 審査請求制度

◆ 審査会への諮問について（法第 105 条第 1 項）

審査請求を受けた行政機関の長等は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について、次のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない（審査会の概要については 27 頁参照）。

- 審査請求が不適法であり、却下する場合（同項第 1 号）
- 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（同項第 2 号）
- 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合（同項第 3 号）
- 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合（同項第 4 号）

◆ 諮問通知について（法第 105 条第 2 項）

諮問をした行政機関の長等は、次の者に諮問をした旨を通知しなければならない。

- 審査請求人及び参加人（同項第 1 号）
- 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（同項第 2 号）
- 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（同項第 3 号）

◆ 地方公共団体への準用について（法第 105 条第 3 項）

本項の規定により、前 2 項（法第 105 条第 1 項及び同第 2 項）の規定が地方公共団体の機関に適用されることとなる。

地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について、法第 105 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、行服法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関（杉並区においては審査会）に対して諮問する。

解 釈

1 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（法第 105 条第 1 項第 1 号）の意味

審査請求が不適法であり却下する場合とは、次の事例が考えられる。

- ① 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間の経過後にされ、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。
- ② 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。
- ③ 存在しない処分についての審査請求であるとき。
- ④ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないとき（行服法第 23 条、第 24 条参照）。

2 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」（法第 105 条第 1 項第 2 号）の意味

- ① 審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。
- ② 「審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、請求者が、審査請求の対象とした保有個人情報の全部を開示することを意味する。
 そのため、請求者が、対象情報の不開示部分の全てに対し審査請求を行っている場合は、対象情報の全部を開示することを意味するが、不開示とされた対象情報のうち一部についてのみ審査請求を行っている場合には、当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するため、審査請求において、開示すべき不開示部分として言及がない被覆箇所についてまで、開示することを意味するものではない。
- ③ 「当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」とは、法第86条の規定により、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、対象情報の開示について当該第三者から反対の意思を表示した意見書が提出されている場合には、情報を開示することが当該第三者の利益を害するおそれがあることから審査会の答申を踏まえることが適当であり、

4－6 審査請求制度

例外として諮問しなければならないこととしている。

3 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合」（法第105条第1項第3号）の意味

- ① 審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。
- ② 本号においては、「反対意見書が提出されている場合を除く」という規定は設けられていない。

4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合」（法第105条第1項第4号）の意味

- ① 審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。
- ② 本号においては、「反対意見書が提出されている場合を除く」という規定は設けられていない。

5 法第105条第2項第1号における「参加人」とは、行服法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で審査請求に係る手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

6 法第105条第2項第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定であり、「請求者」とは、保有個人情報開示等請求を行った請求者のことをいう。保有個人情報開示等請求に係る審査請求は、請求者が当該決定の取消しを求めて提起するものが多いが、請求者への開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等により、自己の利益が害される第三者が当該決定の取消しを求めることもある。この場合、審査請求人である第三者には、法第105条第2項第1号の規定により諮問をした旨が通知され、保有個人情報開示等請求を行った請求者には、法第105条第2項第2号の規定により諮問をした旨の通知がされる。

なお、請求者が審査請求を行い、又は審査請求に参加していれば、法第105条第2項第1号で通知される。

- 7 法第105条第2項第3号の規定は、法第86条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。本規定は、保有個人情報開示請求を行った請求者が、区の機関による、第三者の反対意見書に基づく不開示決定又は部分開示決定（第三者が反対意見書で反対の意思を示した部分を不開示とした決定）を受け、その取消しを求める審査請求をした場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである当該第三者（反対意見書を提出した当該第三者）に参加人として参加する機会を与えるためのものである。

運 用

◆ 審査会への諮問及び審査会の審議を経た裁決について

- 1 請求者が区の機関の開示決定等に不服がある場合、当該決定について審議するための公正な機関（第三者による審査機関）が確立されている必要がある。そこで、公平で客観的かつ統一的な判断を行うため、区長の附属機関として、審査会を設置している。
開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査庁は、法第105条第1項各号に該当するとき以外は審査会に諮問しなければならない。
- 2 審査庁は、不服審査における公正性を担保するため、学識経験者等により構成される公平な第三者機関である審査会に諮問をし、当該審査会の審議を経て、審査請求の裁決をしなければならない。
- 3 審査請求に対する裁決は、対象情報の開示等を求める区民の権利を保障する観点から、応答処分を迅速に行うことが必要である。
そのため、行服法において、審査請求が簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図る趣旨の制度である観点から、審理期間の目安として**標準審理期間**を定めるよう努めることが規定されている。

4 - 6 審査請求制度

杉並区において、法の規定による処分に係る標準審理期間は、審査請求書が到達してから4カ月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- ① 審査請求に不備がある場合の補正に要する期間（審査請求書の記載項目が不足している場合の補正に要する期間等）
- ② 審査庁となるべき行政庁の責めに属さない事項によって審理に要する期間（審査請求人が反論書を作成している期間や、審査請求人又は参加人からの申出による口頭意見陳述の実施に要する期間等）
- ③ 審査会における審議及び手続に要する期間（審査会への諮問後、答申に至るまでの期間等）

なお、標準審理期間とは、通常要すべき標準的な審理期間の目安として定められているものであり、実際の審理期間は審査請求の内容等により変動する可能性があることに留意が必要である。

- 4 審査庁から審査会への諮問の通知は、審査請求人、参加人又は反対意見書を提出した第三者にとって、審査会への意見陳述、意見書又は資料の提出がはじめて可能となる契機である。したがって、審査請求人等にとっては、いつ諮問が行われたかを知ることは重要である。また、諮問の通知を義務付けることによって、当該事案が諮問されないまま留め置かれることを防止する効果もある。そこで、審査庁に対し、審査会に諮問した場合は、審査請求人等にその旨を通知することを義務付けたものである。
- 5 本条により通知すべき対象者は、法第105条第2項第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち本条第1号の審査請求人には、保有個人情報開示等請求を行った請求者本人のほか、請求者への開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、自己の利益が害される利害関係にあることから審査請求をした第三者が含まれる。

第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

（個人情報の保護に関する法律）

第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

趣 旨

- 1 法第 107 条第 1 項第 1 号は、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合である。処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害されたものが行うことができるものと解されており、不開示決定等を受けた請求者に限らず、開示される対象情報に含まれている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。
- 2 法第 107 条第 1 項第 2 号は、審査請求を受けた審査庁が、対象情報の不開示決定又は部分開示決定に対して、審査請求に参加している第三者の意に反して開示する旨の裁決をする場合である。
 第三者が参加人として、審査請求に係る手続において、審査庁又は審査会に対し、対象情報の開示に反対の旨の口頭意見陳述や意見書の提出等を行っている場合に適用される。
 したがって、原処分（審査請求対象となっている保有個人情報開示請求に対する処分）を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、当該第三者が参加人として審査請求に係る手続に参加していないときは、本条の適用はない。

運 用

- 1 第三者が審査請求を行う場合、行服法は処分の執行停止の原則を採用していないので（行服法第 25 条参照）、当該第三者は、審査請求と同時に開示決定等の執行停止の申立てをする必要が生じる。
この場合において、審査庁は、執行停止が必要と判断した場合、開示決定等の執行停止を行う。
- 2 第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決がなされ、直ちに開示が実施されると、当該第三者は開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失うことになる。したがって、裁決と開示の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。
同様に、対象情報の不開示決定に対し、請求者が審査請求を提起し、当該決定を変更又は取り消す旨の裁決がなされた場合においても、裁決と開示の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。
- 3 法第 107 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項と同様に、開示を実施する日までに少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、決定後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない（221 頁参照）。
なお、法第 86 条第 3 項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生じるので、当該決定の日は、審査請求人に送達された日と解される（行服法第 51 条参照）。

4 – 7 様式集

第1号様式（第10条関係）

(表)

保有個人情報開示請求書

請求日 年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

[illegible]

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

☐ その他（ ）

＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

(裏)

3 本人確認等

ア	開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証	☐ 健康保険被保険者証		
	☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）			
	☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
	☐	そ	の	他
	（ ）			
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	（ア）本人の状況	☐ 未成年者（	年	月
		日生）	☐ 成年被後見人	
		☐ 任意代理人委任者		
	（ふりがな）			
	（イ）本人の氏名			
	（ウ）本人の住所又は居所			
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本	☐ 登記事項証明書	☐ その他（
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 委任状	☐ その他（	

4 代理人の資格に関する教示（法定代理人又は任意代理人からの請求の場合のみ使用します。）

個人情報の保護に関する法律施行令第 22 条第 4 項の規定により、開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等に届け出なければなりません。

上記の旨を確認しました。 代理人氏名_____

第2号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



以下の確認書は、別紙「保有個人情報開示請求書」の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの法定代理人である 様からあったあなたに関する保有個人情報の開示請求について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を記入の上、 年 月 日までに返送してください。

なお、開示に同意された場合であっても開示しないことがあります。

法定代理人による開示請求についての意思確認書

私の法定代理人 が私に代わって別紙「保有個人情報開示請求書」の写しのとおり請求した私に関する保有個人情報について開示することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏 名
連絡先

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）

第3号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



以下の確認書は、別紙「保有個人情報開示請求書」の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの任意代理人である 様から請求があったあなたに関する保有個人情報の開示請求について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を記入の上、 年 月 日までに返送してください。

任意代理人による開示請求についての意思確認書

私の任意代理人 が私に代わって別紙「保有個人情報開示請求書」の写しのとおり私に関する保有個人情報について開示請求をすることに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏 名
連絡先

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4－7 様式集

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



開示決定等期間延長決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）第11条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



開示決定等期限特例延長決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）第12条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第12条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



意見照会書（法第86条第1項関係）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所〒

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

連絡先

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第 10 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



意見照会書（法第 86 条第 2 項関係）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等に先立ち、同法第 86 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所〒

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

連絡先

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第 11 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



反対意見書に係る開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 12 号様式 (第 16 条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

(1) 文書番号	_____
(2) 日 付	_____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 ・ 午後

4 「写しの送付」の希望の有無

(1) 有 :

ア 写しの送付に要する費用

同封する郵便切手等の額 (円)

イ 写しの交付等に要する費用

同封する現金 (現金書留によるものに限る。) 又は定額小為替の額 (円)

(2) 無

第13号様式（第19条関係）

(表)

保有個人情報訂正請求書

請求日 年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 を特定するに足る 事項	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			

(裏)

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな）
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所又は居所	〒 _____ _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

4 代理人の資格に関する教示（法定代理人又は任意代理人からの請求の場合のみ使用します。）

訂正請求をした代理人は、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該訂正請求をした行政機関の長等に届け出てください。 上記の旨を確認しました。 代理人氏名 _____

第 14 号様式（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



以下の確認書は、別紙「保有個人情報訂正請求書」の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの代理人である 様からあったあなたに関する保有個人情報の訂正請求について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を記入の上、 年 月 日までに返送してください。

代理人による訂正請求についての意思確認書

私の代理人 が私に代わって別紙「保有個人情報訂正請求書」の写しのとおり私に関する保有自己情報について訂正請求をすることに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏 名
連絡先

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）

第15号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第16号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 17 号様式（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



訂正決定等期間延長決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 18 号様式（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



訂正決定等期限特例延長決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）第 14 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 14 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 19 号様式（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第20号様式（第20条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



訂正実施通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

第 2 1 号様式 (第 2 1 条関係)

(表)

保有個人情報利用停止請求書

請求日 年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)

氏名

住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報を特定するに足 りる事項	
利用停止請求の趣旨及び 理由	(趣旨) ☐ 法第 9 8 条第 1 項第 1 号該当 ⇒ ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第 9 8 条第 1 項第 2 号該当 ⇒ 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(裏)

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな）
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所又は居所	〒 _____ _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

4 代理人の資格に関する教示（法定代理人又は任意代理人からの請求の場合のみ使用します。）

利用停止請求をした代理人は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該利用停止請求をした行政機関の長等に届け出てください。 上記の旨を確認しました。 代理人氏名 _____

第22号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



以下の確認書は、別紙「保有個人情報利用停止請求書」の写しのとおり、 年 月 日付け
であなたの代理人である 様からあったあなたに関する保有個人情報の利用停止請求につ
いて、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で
囲んで、住所又は居所及び氏名を記入の上、 年 月 日までに返送してください。

代理人による利用停止請求についての意思確認書

私の代理人 が私に代わって別紙「保有個人情報利用停止請求書」の写しのとおり私に
関する保有個人情報について利用停止請求をすることに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏 名
連絡先

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）

第23号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第24号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第25号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



利用停止決定等期間延長決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）第15条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第26号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

区の機関名



利用停止決定等期限特例延長決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）第16条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
条例第16条の規定 （利用停止決定等の 期限の特例）を適用す る理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日

4 - 8 関係書式集

保有個人情報開示請求に対し、下記の意見等を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報開示請求に対する意見書

年 月 日付けで依頼のあった保有個人情報開示請求に対する意見等について、下記により提出します。

記

①情報の名称

上記情報の開示等について、該当するものを丸で囲んでください。
※①以外は不開示理由を記入してください。

①開示

②一部開示

③不開示

④不存在

⑤存否応答拒否

【不開示理由】

保有個人情報開示請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報開示請求に伴う決定期間延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第76条に基づく保有個人情報開示請求に対し、杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第1項の規定により、請求があった日から14日以内に開示決定等を行うこととなっていますが、下記理由により、杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第2項の規定に基づく決定期間の延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第1項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

5 担当者

課 担当 内線

保有個人情報開示請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報開示請求に伴う決定期間特例延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第76条に基づく保有個人情報開示請求に対し、令和 年 月 日付けで、杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第2項に基づく期間の延長を依頼しましたが、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、下記理由により、杉並区個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づく決定期間の特例延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第1項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 杉並区個人情報の保護に関する条例第11条第2項の規定による決定期限

年 月 日 ()

5 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

6 担 当 者

課 担当 内線

保有個人情報開示請求に対する取下書

年 月 日

杉並区長 あて

(請求者)
住所
氏名

年 月 日に行った以下の保有個人情報開示請求を取り下げます。

請求対象情報

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報開示請求書の補正について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報開示請求は、下記の理由による不備があるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）第77条第3項の規定により補正を求めますので、年 月 日までに補正書を提出してください。

記

法律第77条第1項第2号の規定により、保有個人情報開示請求書には、「」を記載しなければなりません。

あなたが提出した保有個人情報開示請求書には、「」の記載がないため、保有個人情報開示請求に対する補正書に記載してください。

<提出先・問合せ先>

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係

TEL：3312-2111（代表）

補正書（ひな形）

※ この「補正書（ひな形）」を参考にして、補正書を作成してください。

年 月 日

区の機関 宛

（請求者）
住所
氏名

保有個人情報開示請求に対する補正書

年 月 日付けで申請した保有個人情報開示請求について、年 月 日付けで補正を求められた事項を下記のとおり補正します。

記

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報開示請求の却下について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報開示請求は、却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 保有個人情報開示請求書に記載された「開示を請求する保有個人情報」
- 2 却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問合せは、政策経営部情報管理課情報公関係へ。

電話 3312-2111 (代表)

保有個人情報訂正請求に対し、下記の意見等を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報訂正請求に対する意見書

年 月 日付けで依頼のあった保有個人情報訂正請求に対する意見等について、下記により提出します。

記

①情報の名称

上記情報の訂正等について、該当するものを丸で囲んでください。
※①以外は不訂正理由を記入してください。

①訂正

②一部訂正

③不訂正

④不存在

⑤存否応答拒否

【不訂正理由】

保有個人情報訂正請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報訂正請求に伴う決定期間延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第90条に基づく保有個人情報訂正請求に対し、杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第1項の規定により、請求があった日から20日以内に訂正決定等を行うこととなっていますが、下記理由により、杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第2項の規定に基づく決定期間の延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第1項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

5 担 当 者

課 担当 内線

保有個人情報訂正請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報訂正請求に伴う決定期間特例延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第90条に基づく保有個人情報訂正請求に対し、令和 年 月 日付けで、杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第2項に基づく期間の延長を依頼しましたが、訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、下記理由により、杉並区個人情報の保護に関する条例第14条の規定に基づく決定期間の特例延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第1項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 杉並区個人情報の保護に関する条例第13条第2項の規定による決定期限

年 月 日 ()

5 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

6 担 当 者

課 担当 内線

保有個人情報訂正請求に対する取下書

年 月 日

杉並区長 あて

(請求者)
住所
氏名

年 月 日に行った以下の保有個人情報訂正請求を取り下げます。

請求対象情報

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報訂正請求書の補正について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報訂正請求は、下記の理由による不備があるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）第91条第3項の規定により補正を求めますので、年 月 日までに補正書を提出してください。

記

法律第91条第1項第 号の規定により、保有個人情報訂正請求書には、「 」を記載しなければなりません。

あなたが提出した保有個人情報訂正請求書には、「 」の記載がないため、保有個人情報訂正請求に対する補正書に記載してください。

<提出先・問合せ先>

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係

TEL：3312-2111（代表）

補正書（ひな形）

※ この「補正書（ひな形）」を参考にして、補正書を作成してください。

年 月 日

区の機関 宛

（請求者）
住所
氏名

保有個人情報訂正請求に対する補正書

年 月 日付けで申請した保有個人情報訂正請求について、年 月 日付けで補正を求められた事項を下記のとおり補正します。

記

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報訂正請求の却下について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報訂正請求は、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 保有個人情報訂正請求書に記載された「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」

2 却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問合せは、政策経営部情報管理課情報公開係へ。

電話 3312-2111 (代表)

保有個人情報利用停止請求に対し、下記の意見等を情報管理課長あてに提出したい。	確 認	課 長	係 長	処理者

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報利用停止請求に対する意見書

年 月 日付けで依頼のあった保有個人情報利用停止請求に対する意見等について、下記により提出します。

記

①情報の名称

上記情報の利用停止等について、該当するものを丸で囲んでください。

※①以外は不利用停止理由を記入してください。

①利用停止 ②一部利用停止 ③不利用停止 ④不存在 ⑤存否応答拒否

【不利用停止理由】

保有個人情報利用停止請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第98条に基づく保有個人情報利用停止請求に対し、杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、請求があった日から20日以内に開示決定等を行うこととなっていますが、下記理由により、杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第2項の規定に基づく決定期間の延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

5 担 当 者

課 担当 内線

保有個人情報利用停止請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

個 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間特例延長連絡票

個人情報の保護に関する法律第98条に基づく保有個人情報利用停止請求に対し、令和
年 月 日付けで、杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第2項に基づく期間の延
長を依頼しましたが、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、下記理由に
より、杉並区個人情報の保護に関する条例第16条の規定に基づく決定期間の特例延長を
依頼します。

記

- 1 請求情報の件名
-
- 2 延長の理由
-
- 3 杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定による決定期限
- 年 月 日 ()
- 4 杉並区個人情報の保護に関する条例第15条第2項の規定による決定期限
- 年 月 日 ()
- 5 情報公開係へ提出できる日
- 年 月 日 ()
- 6 担 当 者
- 課 担当 内線

保有個人情報利用停止請求に対する取下書

年 月 日

杉並区長 あて

(請求者)
住所
氏名

年 月 日に行った以下の保有個人情報利用停止請求を取り下げます。

請求対象情報

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報利用停止請求書の補正について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報利用停止請求は、下記の理由による不備があるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）第 99 条第 3 項の規定により補正を求めますので、年 月 日までに補正書を提出してください。

記

法律第 99 条第 1 項第 号の規定により、保有個人情報利用停止請求書には、「」を記載しなければなりません。

あなたが提出した保有個人情報利用停止請求書には、「」の記載がないため、補正書に記載してください。

<提出先・問合せ先>

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係

TEL : 3312-2111（代表）

補正書（ひな形）

※ この「補正書（ひな形）」を参考にして、補正書を作成してください。

年 月 日

区の機関 宛

（請求者）
住所
氏名

保有個人情報利用停止請求に対する補正書

年 月 日付けで申請した保有個人情報利用停止請求について、年 月 日付けで補正を求められた事項を下記のとおり補正します。

記

杉並第 号
年 月 日

様

区の機関名



保有個人情報利用停止請求の却下について

年 月 日付けであなたが申請した保有個人情報利用停止請求は、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 保有個人情報利用停止請求書に記載された「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」

2 却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問合せは、政策経営部情報管理課情報公開係へ。

電話 3312-2111 (代表)

5 關係例規等

個人情報保護に関する法律

平成十五年法律第五十七号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報の保護に関する施策等
 - 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
 - 第二節 国の施策（第八条—第十一条）
 - 第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）
 - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）
- 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
 - 第一節 総則（第十六条）
 - 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）
 - 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
 - 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）
 - 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）
 - 第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）
- 第五章 行政機関等の義務等
 - 第一節 総則（第六十条）
 - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）
 - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
 - 第四節 開示、訂正及び利用停止
 - 第一款 開示（第七十六条—第八十九条）
 - 第二款 訂正（第九十条—第九十七条）
 - 第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）
 - 第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）
 - 第五款 条例との関係（第一百八条）
 - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）
 - 第六節 雑則（第二百二十四条—第二百二十九条）
- 第六章 個人情報保護委員会
 - 第一節 設置等（第三百十条—第一百四十五条）
 - 第二節 監督及び監視
 - 第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）
 - 第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）
 - 第三款 行政機関等の監視（第一百五十六条—第一百六十条）
 - 第三節 送達（第一百六十一条—第一百六十四条）
 - 第四節 雑則（第一百六十五条—第一百七十条）
- 第七章 雑則（第一百七十一条—第一百七十五条）
- 第八章 罰則（第一百七十六条—第一百八十五条）

5 関係例規等

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

5 関係例規等

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

5 関係例規等

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

5 関係例規等

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
（データ内容の正確性の確保等）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

5 関係例規等

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
 - 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号

に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

5 関係例規等

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得さ

5 関係例規等

れたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手続）

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第

一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（事前の請求）

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

（仮名加工情報の作成等）

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別

5 関係例規等

符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人

情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等」を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若

5 関係例規等

しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

5 関係例規等

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

- 一 別表第二に掲げる法人

- 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

- 一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
- 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営
（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

5 関係例規等

- 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
 - 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
 - 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在的事实と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規

5 関係例規等

則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条におい

て同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 関係例規等

- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百七十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

5 関係例規等

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

5 関係例規等

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開

示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

5 関係例規等

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の

5 関係例規等

長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報に第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第一百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第一百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第一百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

5 関係例規等

二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条

5 関係例規等

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）

	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等 (処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人)
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。)
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

5 関係例規等

第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第一百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
 - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第一百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第一百十条各号」とする。

- 一 第一百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第一百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第一百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

5 関係例規等

- 二 第一百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第一百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第一百十六条第一項の基準に適合するものであること。
- 四 第一百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第一百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第一百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第一百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第一百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第一百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第一百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第一百十条各号」とあるのは、「、第一百十条各号並びに第一百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 関係例規等

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第二百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第二百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第二百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第十二条第一項若しくは第十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政

5 関係例規等

機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

(設置)

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三百十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第三百十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（身分保障）

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

5 関係例規等

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者

者又は個人情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人情報関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人情報関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若し

5 関係例規等

くは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第一百三、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 三 第五十五条の規定に違反したとき。
 - 四 前条の命令に従わないとき。
 - 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。
- 2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

5 関係例規等

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条、第一百三条、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
 - 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
 - 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（国会に対する報告）

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（地方公共団体が処理する事務）

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

（適用範囲）

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個

5 関係例規等

人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(連絡及び協力)

第七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第四百三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第四百八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九條 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四條第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十條 第七十六條に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一條 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三條 第七十六條、第七十七條及び第七十九條から第八十一條までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八條及び第七十九條 一億円以下の罰金刑

二 第八十二條 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十條第二項（第三十一條第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の規定に違反した者

二 第五十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五條第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則

（施行期日）

5 関係例規等

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

5 関係例規等

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（通知等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

- 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 関係例規等

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年五月二四日法律第三六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月二七日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和二年六月一二日法律第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報

5 関係例規等

保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 略

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 略

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日
（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

- 第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。
- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
 - 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
 - 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
 - 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
 - 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
 - 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
 - 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
 - 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

5 関係例規等

- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一

項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、

5 関係例規等

又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

- 1 1 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 1 2 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 1 3 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年一月二九日法律第七九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第百六条の十二第二項、第百五十五条の三第二項、第百五十六条の四第二項、第百五十六条の二十の四第二項、第百五十六条の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第百七条第一項及び第百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四

5 関係例規等

条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第三百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六十六条第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第六十六条第四項及び第五項、第七十二条の三第一項及び第二項、第七十二条の四第二項、第七十二条の十二第一項、第七十八條第十項及び第十一項、第八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第九十七條の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七條の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十七條 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

5 関係例規等

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

個人情報保護に関する法律施行令

平成十五年政令第五百七号

内閣は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等（第四条—第十五条）

第三章 行政機関等の義務等（第十六条—第三十二条）

第四章 個人情報保護委員会（第三十三条—第四十条）

附則

第一章 総則

（個人識別符号）

第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

5 関係例規等

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(行政機関)

第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等

(個人情報データベース等)

第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データから除外されるもの)

第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(仮名加工情報データベース等)

第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(匿名加工情報データベース等)

第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人関連情報データベース等)

第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報をも本人の同意なく取得することができる場合)

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二 法第二十七条第五項各号（法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

5 関係例規等

三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第三十五条第一項及び第四十条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の請求等を行うことができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地

三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）

四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、寄附行為その他の基本約款

二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

六 役員の名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者の名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。

4 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日

三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

（地方公共団体等行政文書から除かれるもの）

第十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

（１） 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

（２） 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

（３） 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

5 関係例規等

(行政機関等匿名加工情報ファイル)

第十七条 法第六十条第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(機関ごとに定める行政機関の長)

第十八条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(安全管理措置を講ずべき業務)

第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定に基づき行う業務
 - 二 計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十八条の二（第九号に係る部分に限る。）又は第百六十八条の三第一項の規定に基づき行う業務
 - 三 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 四 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十四条第一項の規定に基づき行う業務
 - 五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定に基づき行う業務
 - 六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
 - 七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 八 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であつて前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの
- 2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

- 二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であつて前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二十条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であつた者

(1) 当該機関以外の行政機関等の職員

(2) 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(3) 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のもののために労務に服するもの

(4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

5 関係例規等

- 7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求における本人確認手続等）

第二十二条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
- 2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。
- 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第八十五条第一項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
- 二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（

入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。)を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
(開示決定の際に通知すべき事項)

第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。)
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十五条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 開示請求の年月日
 - 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 前項各号に掲げる事項
 - 二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
(開示の実施の方法等の申出)

第二十六条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

5 関係例規等

3 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示請求に係る手数料）

第二十七条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料（第三項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円
 - 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円
- 2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。
- 一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書
- 3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ 特許庁

- ロ その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

- 二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次条第一項において同じ。）が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（写しの送付の求め）

第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

- 2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。
- 3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。
- 5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。
- 6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第二十九条 第二十二條（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十條第二項」と、利用停止請求については「第九十八條第二項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第三十条 法第百六條の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第五条	法第二十九條第一項本文	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第一項本文
第六條第一項	弁明書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第六條第二項	法第二十九條第五項	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第五項
第七條第一項	反論書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第三十條第一項の規定により提出する反論書は

5 関係例規等

	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）
	を、法第三十条第二項に規定する	とし、個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）
	を、それぞれ提出しなければならない	とする
第七条第二項	法第三十条第三項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第三項
第八条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第九条	審理員	審査庁
	法第三十七条第二項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十七条第二項
第十条、第十一条及び第十四条第一項	法第三十八条第一項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十八条第一項

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第三十一条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁

二 その長が法第百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。

5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

（権限又は事務の委任）

第三十二条 行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

5 関係例規等

(権限の委任を行う場合の事情)

第三十三条 法第百五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第三十四条 個人情報保護委員会は、法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第三十五条 法第百五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項
 - 二 法第百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項
 - 三 法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条若しくは第百九条、法第百六十三条又は法第百六十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第百五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

- 2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル

庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第一百五十条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第一百五十条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

（証券取引等監視委員会への権限の委任等）

第三十七条 金融庁長官は、法第一百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

（財務局長等への権限の委任）

第三十八条 金融庁長官は、法第一百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所（以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第一百五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（地方公共団体の長等が処理する事務）

5 関係例規等

第四十条 法第二十六条第一項、法第四百四十六条第一項、法第六百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第六百六十三条並びに法第六百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第百五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一〇日政令第三八九号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成二〇年五月一日政令第一六六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者になくなったものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者になくなった後も、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一八日政令第四二七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一〇月五日政令第三二四号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二四日政令第五六号)

この政令は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

- 2 この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行後遅滞なく」とする。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十六条第一項又は第二項の規定により行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務を当該行政機関の職員に委任している場合における当該権限又は事務は、新個人情報保護法施行令第三十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則 (令和四年四月二〇日政令第一七七号) 抄

(施行期日)

5 関係例規等

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条において「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則 （令和五年八月一四日政令第二六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

附 則 （令和六年一月三十一日政令第二二号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行規則

平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- 三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号
（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一项に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一项に規定する被保険者等記号・番号
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保

5 関係例規等

険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
（法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者）

第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- 二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者
- 三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
（個人情報保護委員会への報告）

第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第三号に定める事態について

は、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。)の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）

二 法百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

（他の個人情報取扱事業者への通知）

第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（本人に対する通知）

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（第三者提供に係る事前の通知等）

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る

5 関係例規等

電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法

二 別記様式第二（法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三者に提供される個人データの更新の方法

二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

第十二条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があつた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨
（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第

5 関係例規等

二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

- 4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは

反復して提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供に係る記録事項）

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - 二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

（第三者提供を受ける際の確認）

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規

5 関係例規等

定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨
 - 二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
 - 三 個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨
 - ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項
 - ハ 第一号ハに掲げる事項
 - ニ 当該個人関連情報の項目
 - 四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものに

については、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認)

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成)

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第三十一条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- 二 個人関連情報を提供した年月日（前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
- 三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

5 関係例規等

四 当該個人関連情報の項目

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十九条 法第三十一条第三項において準用する法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

（本人が請求することができる開示の方法）

第三十条 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十一条第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（電磁的方法）

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第三十五条 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第三十六条 法第四十三条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

5 関係例規等

(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十七条 法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第三十八条 前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

2 前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

(軽微な変更)

第三十九条 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

第四十条 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表)

第四十一条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第四十六条 法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第四十七条 法第七十一条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第七十一条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該外国の名称

5 関係例規等

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第七十一条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(電磁的方法)

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末

機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）

第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項

二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

（提案の募集の方法）

第五十三条 法第百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第五十四条 法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理

5 関係例規等

に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 法第百十二条第三項第一号（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第八によるものとする。

7 行政機関の長等は、法第百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者）

第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数）

第五十六条 法第百十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第五十七条 法第百十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第百十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第五十八条 法第百十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第五十九条 法第百十四条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十五条（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第百十四条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額
- 二 手数料等の納付方法
- 三 手数料等の納付期限
- 四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第百十四条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

（行政機関への手数料の納付の方法）

第六十条 令第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法
- 二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条 法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情

5 関係例規等

報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

(準用)

第六十四条 第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条までの規定は、法第百十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)

第六十五条 法第百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第六十六条 法第百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 法第百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第六十七条 法第百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

第六十八条 法第百六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第百五十三条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
- 二 法第百四十八条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
- 三 法第百四十八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第百五十四条の規定による命令又は法第百五十五条第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第六十九条 個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができ

る。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

(条例を定めたときの届出)

第七十条 法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 削除

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第三条 第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第四条 法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(改正法附則第二条の規定による通知の方法)

第六条 第七条第一項の規定（通知に関する部分に限る。）は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

(改正法附則第二条の規定による届出の方法)

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

5 関係例規等

附 則 （平成三〇年五月九日個人情報保護委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年五月一三日個人情報保護委員会規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一〇月一日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、公布の日より施行する。

附 則 （令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年三月二四日個人情報保護委員会規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（改正法附則第二条の規定による通知等の方法）

第二条 第七条の規定は、改正法附則第二条の規定による通知及び届出について準用する。

2 第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

（個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第三条 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第四条 法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第五条 第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則 （令和三年一〇月二九日個人情報保護委員会規則第四号）

（施行期日）

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下この条及び附則第三条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日から施行する。ただし、附則

第三条の規定は、整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（個人情報保護委員会規則の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号）

（整備法附則第七条第三項の規定による通知等の方法）

第三条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による届出について準用する。

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第四条 別表第二法人等（法別表第二に掲げる法人、法第五十八条第二項の規定により法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第五条 別表第二法人等において、法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第六条 別表第二法人等において、新規則第二十四条第一項（同項第三号を除く。）に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則 （令和四年四月二〇日個人情報保護委員会規則第四号）

（施行期日）

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

5 関係例規等

(整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法)

第二条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。

(整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法)

第三条 新規則第十一条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による届出について準用する。

(第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第四条 特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により新個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置)

第五条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二條に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二條第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置)

第六条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置)

第七条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第八条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合にお

るものに限る。)を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則 (令和五年一二月二七日個人情報保護委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第一 (第八条第三項関係)

[略]

別記様式第二 (第十一条第二項関係)

[略]

別記様式第三 (第十一条第二項関係)

[略]

別記様式第四 (第十一条第三項関係)

[略]

別記様式第五 (第四十条関係)

[略]

別記様式第六 (第四十四条第三項関係)

[略]

別記様式第七 (第五十四条第一項関係)

[略]

別記様式第八 (第五十四条第六項関係)

[略]

別記様式第九 (第五十九条第一項関係)

[略]

別記様式第十 (第五十九条第一項関係)

[略]

別記様式第十一 (第五十九条第三項関係)

[略]

別記様式第十二 (第六十四条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係)

[略]

別記様式第十三 (第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係)

[略]

別記様式第十四 (第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第三項関係)

[略]

別記様式第十五 (第七十条関係)

[略]

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例

昭和61年12月 1 日

条例第40号

〔注〕平成28年 3 月から改正経過を注記した。

改正	平成13年 3 月 7 日条例第11号	平成15年12月 8 日条例第40号
	平成17年 3 月18日条例第 6 号	平成28年 3 月16日条例第10号
	平成28年 3 月16日条例第11号	令和 5 年 3 月15日条例第 6 号

(設置等)

第1条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで（第10条第5項及び第6項を除く。）の規定は、適用しない。

全部改正〔令和5年条例6号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 決定等 杉並区情報公開条例第10条第3項に規定する公開決定等をいう。
- (3) 情報 杉並区情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。

一部改正〔令和5年条例6号〕

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

(定足数)

第6条 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

6 前2項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

一部改正〔平成28年条例10号・令和5年6号〕

(答申書の送付等)

5 関係例規等

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

追加〔平成28年条例10号〕

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

追加〔平成28年条例10号〕

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成28年条例11号〕

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号）抄

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月8日条例第40号）抄

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第6号）抄

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

4 第4条の規定による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分及び新個人情報保護条例の規定による処分についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた旧情報公開条例の規定による処分及び旧個人情報保護条例の規定による処分についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号）抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」とい

う。)第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)～(3) (略)

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例

昭和 61 年 12 月 1 日

条例第 41 号

〔注〕平成27年12月から改正経過を注記した。

改正 平成13年 9 月 25 日 条例第44号

平成16年 3 月 19 日 条例第17号

平成27年12月 8 日 条例第37号

令和 5 年 3 月 15 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）に基づく情報公開制度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基条例」という。）に基づく住民基本台帳事務並びに杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「防犯カメラ条例」という。）に基づく防犯カメラの設置等に関する事務の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いの適正を確保するため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成27年条例37号・令和 5 年 6 号〕

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると区長が認めるものについて、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項

(2) 電子計算組織（区が管理するものに限る。以下同じ。）の管理運用に関する基本方針

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用、特定個人情報の取扱い並びに電子計算組織の管理運用に関する重要事項について、区長に建議することができる。

一部改正〔平成27年条例37号・令和 5 年 6 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員21人以内で組織する。

(1) 区民 10人以内

(2) 区議会議員 6 人以内

(3) 学識経験者 5 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成27年条例37号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(部会)

第7条の2 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則(平成13年9月25日条例第44号)抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成16年3月19日条例第17号)抄

1 この条例は、平成16年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成27年12月8日条例第37号)

1 この条例は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日以後最初に委嘱するこの条例による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

附 則(令和5年3月15日条例第6号)抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

杉並区個人情報の保護に関する条例

令和5年3月15日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に確実に保護されるべきものであることを踏まえ、杉並区（以下「区」という。）の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に係る取組を推進し、その保護の水準の維持向上を図ることにより、区民等の権利利益を保護しなければならない。

(区の機関の責務)

第4条 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な対策を講じ、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等を図るものとする。

2 区民等の福祉の向上並びにその生命及び身体の保護に資するため、情報通信技術を活用するに当たっては、区の機関は、個人情報の確実な保護を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、区民等の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(業務の登録等)

第6条 区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区の機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 区の機関は、個人情報登録簿を閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

(委託等の記録)

第7条 区の機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(労働者派遣の記録)

第8条 区の機関は、保有個人情報に係る業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(目的外利用等の記録)

第9条 区の機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は区の機関以外のものへ提供したときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第10条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第13条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第14条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第15条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に

5 関係例規等

算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第16条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(訂正請求等の対象)

第17条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

- 2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

(審議会への諮問等)

第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

- 2 区長は、毎年1回以上、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況を杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(運用状況等の公表)

第19条 区長は、毎年1回以上、法の運用状況及び規則で定める事項について公表しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）は、廃止する。
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」とい

う。)第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報を収集し、又は旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報(以下「旧管理個人情報」という。)を管理し、若しくは利用していた同条第7号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において当該旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託者である者、同項の受託業務に従事している者、同項の指定管理者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託者であった者、当該受託業務に従事していた者、当該指定管理者であった者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第2項に規定する派遣労働者である者又はこの条例の施行前において当該派遣労働者であった者

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者(次項において「職員等」という。)が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧管理個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 杉並区自治基本条例(平成14年杉並区条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

9 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例(昭和61年杉並区条例第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

11 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例(昭和61年杉並区条例第41号)の一部を次のように改

5 関係例規等

正する。

〔次のよう〕 略

- 12 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

- 13 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

- 14 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

杉並区個人情報の保護に関する規則

令和5年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

(安全管理措置の基準の策定等)

第3条 区長は、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めるものとする。

2 区の機関は、前項の基準に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の安全管理のための体制の整備)

第4条 区長は、区の機関において、前条第1項の基準に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理が図られるよう、保有個人情報の管理の責任者の設置その他の必要な体制の整備を行う。

(個人情報ファイル簿の公表)

第5条 区の機関は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを区政資料室に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、杉並区公式ホームページへ掲載する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(業務の登録等)

第6条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の取得の方法

(2) 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを接続する電気通信回線を通じて受信する方法により個人情報を取得する場合にあっては、当該方法により取得する個人情報の項目

(3) 保有個人情報の記録の方法

(4) 保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する場合にあっては、当該電子計算組織の名称及び当該電子計算組織に記録する保有個人情報の項目

(5) 条例第7条から第9条までの規定により記録する事項

2 第5条の規定は、個人情報登録簿の閲覧及び公表について準用する。

(委託等の記録)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 業務の名称

イ 委託先の区分

ウ 委託の期間

5 関係例規等

- エ 委託の内容
- オ 個人情報の取扱いに係る委託の条件
- カ 委託先が取り扱う個人情報の項目
- キ 委託先との個人情報の授受の方法

(2) 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 公の施設の名称
- イ 指定管理者の区分
- ウ 指定管理者の指定期間
- エ 公の施設の管理の業務の内容
- オ 個人情報の取扱いに係る管理の基準
- カ 指定管理者が取り扱う個人情報の項目
- キ 指定管理者との個人情報の授受の方法

(労働者派遣の記録)

第8条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣元事業主の区分
- (3) 労働者派遣の期間
- (4) 派遣労働者が従事する業務の内容
- (5) 保有個人情報の取扱いに係る条件
- (6) 派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
- (7) 派遣労働者との保有個人情報の授受の方法

(目的外利用等の記録)

第9条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的外利用（利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することをいう。以下同じ。）をした場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 目的外利用をされた保有個人情報に係る業務の名称
 - イ 目的外利用をした業務の名称
 - ウ 目的外利用が法第69条第1項の法令に基づく場合又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる場合のいずれに該当するかの別
 - エ 法第69条第1項の法令に基づく場合に該当し、目的外利用をした場合にあっては、当該法令の名称
 - オ 法第69条第2項第2号に該当し、目的外利用をした場合にあっては、同号の相当の理由
 - カ 目的外利用の方法
 - キ 目的外利用をした保有個人情報の項目
- (2) 外部提供（保有個人情報を区の機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。）をした場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 外部提供をした保有個人情報に係る業務の名称
 - イ 外部提供を受ける者の名称
 - ウ 外部提供を受ける者の当該個人情報の利用の目的

- エ 外部提供が法第69条第1項の法令に基づく場合又は同条第2項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる場合のいずれに該当するかの特
- オ 法第69条第1項の法令に基づく場合に該当し、外部提供をした場合にあっては、当該法令の名称
- カ 法第69条第2項第3号に該当し、外部提供をした場合にあっては、同号の相当の理由
- キ 法第69条第2項第4号に該当し、外部提供をした場合にあっては、同号に該当する理由
- ク 外部提供の方法
- ケ 法第70条の規定により講ずることを求めた措置の内容
- コ 外部提供をした保有個人情報の項目
- サ 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により保有個人情報の外部提供をした場合にあっては、当該方法により外部提供をした保有個人情報の項目

(開示請求の手續)

第10条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)とする。

- 2 開示請求をする者から法第77条第2項の規定により提示され、又は提出された書類が令第22条第1項第1号に掲げる書類のうち、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等(本人の写真が貼付され、かつ、当該写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は当該写真を特殊加工してあるものに限る。)でない場合には、区の機関は、必要に応じ、同項各号に掲げる書類のうち、2以上の書類の提示又は提出を求めることができる。

(未成年者の意思の確認)

第11条 区の機関は、法第76条第2項の規定による未成年者の法定代理人による開示請求があった場合であつて、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示請求に係る保有個人情報が法第78条第1項第1号に掲げる情報に該当するかどうかを判断するに当たって、必要に応じ、当該未成年者に当該保有個人情報の開示についての意思を確認するための書面(第2号様式)の提出を求めることができる。

(本人の意思の確認)

第12条 区の機関は、法第76条第2項の規定による本人の委任による代理人による開示請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該開示請求についての意思を確認するための書面(第3号様式)の提出を求めることができる。

(開示決定等の通知)

第13条 法第82条第1項の規定による通知は、開示決定通知書(第4号様式)によるものとする。

- 2 法第82条第2項の規定による通知は、不開示決定通知書(第5号様式)によるものとする。
- 3 条例第11条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長決定通知書(第6号様式)によるものとする。
- 4 条例第12条の規定による通知は、開示決定等期限特例延長決定通知書(第7号様式)によるものとする。
- 5 法第85条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(第8号様式)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、意見照会書(法第86条第1項関係)(第9号様式)に

5 関係例規等

よるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、意見照会書（法第86条第2項関係）（第10号様式）によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る開示決定通知書（第11号様式）によるものとする。

（開示の実施の方法）

第15条 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

（1） 文書又は図画（次号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に規定するもの）

（2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又は日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

2 保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

（1） 文書又は図画（次号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機によりA2判以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの

（2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA2判以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

3 保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（1） 録音テープ 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

（2） ビデオテープ 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴

（3） 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、区の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA2判以下の大きさの用紙に白黒で出力したもの又はA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付（当該電磁的記録に記録された保有個人情報に法第78条第1項に規定する不開示情報が含まれている場合を除く。）

（開示の実施の方法等の申出）

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第12号様式）によるものとする。

(写しの交付等に要する費用)

第17条 条例第10条第2項の保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、別表のとおりとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第18条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で予納する方法その他区長が別に定める方法とする。

(訂正請求の手続)

第19条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(第13号様式)とする。

2 第10条第2項の規定は、訂正請求の手続について準用する。

3 区の機関は、法第90条第2項の規定による代理人による訂正請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該訂正請求についての意思を確認するための書面(第14号様式)の提出を求めることができる。

(訂正決定等の通知)

第20条 法第93条第1項の規定による通知は、訂正決定通知書(第15号様式)によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、不訂正決定通知書(第16号様式)によるものとする。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長決定通知書(第17号様式)によるものとする。

4 条例第14条の規定による通知は、訂正決定等期限特例延長決定通知書(第18号様式)によるものとする。

5 法第96条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(第19号様式)によるものとする。

6 法第97条の規定による通知は、訂正実施通知書(第20号様式)によるものとする。

(利用停止請求の手続)

第21条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)とする。

2 第10条第2項の規定は、利用停止請求の手続について準用する。

3 区の機関は、法第98条第2項の規定による代理人による利用停止請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該利用停止請求についての意思を確認するための書面(第22号様式)の提出を求めることができる。

(利用停止決定等の通知)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、利用停止決定通知書(第23号様式)によるものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、不利用停止決定通知書(第24号様式)によるものとする。

3 条例第15条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長決定通知書(第25号様式)によるものとする。

4 条例第16条の規定による通知は、利用停止決定等期限特例延長決定通知書(第26号様式)によるものとする。

(デジタル化推進本部)

第23条 条例第18条の規定による杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び報告事項に関すること、区の機関が管理する電子計算組織による処理の年間運営計画に関すること並びに当該電子計算組織による処理業務その他当該電子計算組織の運営に関する重要事項の審議については、別に定めるところにより設置する杉並区デジタル化推進本部において行うものとする。

5 関係例規等

(運用状況等の公表)

第24条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報登録簿への業務の登録の状況
- (2) 保有個人情報に係る業務の外部への委託の状況
- (3) 指定管理者の指定の状況
- (4) 保有個人情報に係る業務についての労働者派遣の役務の提供の受入れの状況
- (5) 目的外利用の状況
- (6) 外部提供の状況
- (7) 保有個人情報の区の機関が管理する電子計算組織への記録の状況
- (8) 区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織との電気通信回線による接続の状況
- (9) 区の機関が管理する電子計算組織による主な事務処理の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第19条の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 次に掲げる事項の公表 杉並区公式ホームページ及び杉並区広報へ掲載する方法
 - ア 法の運用状況のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受理の状況並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する措置の状況
 - イ 前項第1号から第8号までに掲げる事項
 - ウ その他区長が必要と認める事項
- (2) 前号に掲げる事項以外の事項の公表 杉並区公式ホームページへ掲載する方法
(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 杉並区個人情報保護条例施行規則（昭和62年杉並区規則第27号）は、廃止する。
- 3 区の機関は、この規則の施行の際、現に行っている業務について、保有個人情報を保有しているときは、この規則の施行後遅滞なく、条例第6条第1項各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録するとともに、第7条各号に掲げる事項、第8条各号に掲げる事項及び第9条各号に掲げる事項を記録しなければならない。
- 4 区の機関は、この規則の施行の際、現に行っている業務について、前項の規定により個人情報登録簿に登録するまでの間、附則第2項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式により作成された個人情報登録票、旧規則第2号様式により作成された外部委託記録票、旧規則第2号の2様式により作成された労働者派遣記録票、旧規則第3号様式により作成された目的外利用記録票、旧規則第4号様式により作成された外部提供記録票、旧規則第5号様式により作成された電算入力記録票及び旧規則第5号の2様式により作成された外部結合記録票を、条例附則第2項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号。以下「旧条例」という。）第8条第4項及び旧規則第8条の規定の例により縦覧に供しなければならない。
- 5 区の機関は、この規則の施行の際、現に旧規則第1号の2様式により作成された個人情報ファイ

ル記録票を、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第177号）附則第2条において読み替えて適用する令第21条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成するまでの間、旧条例第10条の2第3項の規定の例により縦覧に供しなければならない。

別表（第17条関係）

開示の実施の方法	金額
文書、図画又は電磁的記録をA3判以下の用紙に白黒で複写、印刷又は出力したものの交付	1枚につき10円
文書、図画又は電磁的記録をA2判の用紙に白黒で複写、印刷若しくは出力したもの又はA3判以下の用紙にカラーで複写、印刷若しくは出力したものの交付	1枚につき50円
電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき400円

備考

- 1 両面に複写され、印刷され、又は複写された用紙については、片面を1枚として算定する。
- 2 開示を受ける者による用紙及び光ディスクの持参は、認めないものとする。

第1号様式

（第10条関係）

第2号様式

（第11条関係）

第3号様式

（第12条関係）

第4号様式

（第13条関係）

第5号様式

（第13条関係）

第6号様式

（第13条関係）

第7号様式

（第13条関係）

第8号様式

（第13条関係）

第9号様式

（第14条関係）

第10号様式

（第14条関係）

第11号様式

（第14条関係）

第12号様式

（第16条関係）

第13号様式

5 関係例規等

(第19条関係)

第14号様式

(第19条関係)

第15号様式

(第20条関係)

第16号様式

(第20条関係)

第17号様式

(第20条関係)

第18号様式

(第20条関係)

第19号様式

(第20条関係)

第20号様式

(第20条関係)

第21号様式

(第21条関係)

第22号様式

(第21条関係)

第23号様式

(第22条関係)

第24号様式

(第22条関係)

第25号様式

(第22条関係)

第26号様式

(第22条関係)

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準

令和 5 年 3 月 31 日

杉並第71119号

(目的)

第 1 条 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第 66条第 1 項、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号。以下「条例」という。）及び杉並区個人情報の保護に関する規則（令和 5 年杉並区規則第21号。以下「規則」という。）に基づき、杉並区（以下「区」という。）の機関が講じる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置の実施等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、条例及び規則で使用する用語の例による。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 課 杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第 5 号。以下「会計事務規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する課をいう。

(2) 課長 会計事務規則第 2 条第 2 号に規定する課長をいう。

(3) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 区の職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時及び非常勤職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第 88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者であって、区の機関の事務又は事業に従事している者

ウ 区の機関から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者

エ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

(4) 情報システム 電子計算組織、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(対象範囲)

第 3 条 この基準の対象となるのは、条例第 3 条に定める区の機関とする。

(個人情報保護統括責任者等)

第 4 条 区長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者、個人情報保護担当者及び個人情報保護監査責任者を設置しなければならない。

2 個人情報保護統括責任者は、政策経営部デジタル戦略担当部長とし、区における保有個人情報の管理に関する事務を統括する。

3 個人情報保護統括管理者は、政策経営部情報管理課長とし、個人情報保護統括責任者を補佐するとともに、全庁的な個人情報の安全管理措置の運用及び職員研修計画の策定並びに研修実施に関する事務を担当する。

5 関係例規等

- 4 個人情報保護管理責任者は、各課の課長（議会事務局次長を除く。）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長とし、所管する課における個人情報の安全管理措置の実施手順書の策定及び保有個人情報の適切な管理に関する事務を担当する。
- 5 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理責任者が所管する課の職員から指名する。
- 6 前項の規定により指名される個人情報保護担当者は、個人情報保護管理責任者を補佐し、個人情報保護管理責任者が所管する課における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。
- 7 個人情報保護監査責任者は、政策経営部情報管理課長とし、保有個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第5条 個人情報保護統括管理者は、次に掲げる事項を踏まえた職員研修計画を策定し、これに基づき研修を実施しなければならない。

- （1） 保有個人情報を取り扱う職員等に対しては、保有個人情報の取扱いに係る理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修であること。
 - （2） 保有個人情報を取り扱う情報システムを管理する職員等に対しては、保有個人情報を適切に管理するための情報システムの管理、運用及び安全管理措置に関する研修であること。
 - （3） 個人情報保護管理責任者及び個人情報保護担当者に対しては、所管する課における保有個人情報の適切な管理のための研修であること。
- 2 個人情報保護管理責任者は、所管する課の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護統括管理者が実施する研修への参加の機会を付与しなければならない。

（職員等の責務）

第6条 職員等は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等のほか、個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

（アクセス制限）

第7条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上での必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する職員等は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第8条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う職員等が業務上の目的で次に掲げる行為を行うに当たり、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる範囲を必要最小限に限定しなければならない。

- （1） 保有個人情報の複製
 - （2） 保有個人情報の送信
 - （3） 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付及び持ち出し
 - （4） その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 職員等は、前項に掲げる行為を行うときは、個人情報保護管理責任者の指示に従わなければならない。

(誤りの訂正等)

第9条 職員等は、保有個人情報の内容に誤りがあることを知ったときは、個人情報保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第10条 職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等へ保管し、又は施錠等を行わなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出すときは、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第11条 個人情報保護管理責任者は、職員等による保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(委託先への保有個人情報の引渡し)

第12条 職員等は、委託先に保有個人情報を引き渡すに当たり、誤った相手方への引渡しを防止するため、委託契約の相手方であることを証するものの提示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第13条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）が不要となったときは、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法による当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託するとき（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を提出させる等の方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第14条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外的環境の把握)

第15条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制御)

第16条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。第17条から第27条まで、第29条及び第30条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定

5 関係例規等

する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、パスワード等の管理に係るルール等を整備（その定期又は随時の見直しを含む。第31条第4項において同じ。）し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス記録）

第17条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（アクセス状況の監視）

第18条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含み、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示される機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者権限の設定）

第19条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された場合における被害を最小化し、又は内部からの不正操作等を防止するため、当該管理者権限を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

（外部からの不正アクセスの防止）

第20条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第21条 個人情報保護管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「漏えい等」という。）の発生を防止するため、ソフトウェアに関する公開されたぜい弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第22条 職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行うときは、その対象を必要最小限にとどめ、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて随時に、前項の規定による消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

（暗号化）

第23条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化（適切なパスワードの設定、その漏えい防止の措置等を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化の処理を行わなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第24条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その漏えい等を防止するため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第25条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第26条 個人情報保護管理責任者は、端末の盗難又は紛失を防止するため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、個人情報保護管理責任者が必要と認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第27条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第28条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報の照合等を行わなければならない。

(バックアップの実施)

第29条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第30条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(入退管理)

第31条 保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する部屋その他の区域（以下「サーバ室等」という。）を管理する個人情報保護管理責任者は、サーバ室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化又は部外者が立ち入る場合の職員等の立会いのほか、監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。

2 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講じなければならない。

3 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

4 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、サーバ室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に係る

5 関係例規等

ルール等を整備し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(サーバ室等の管理)

第32条 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 サーバ室等を管理する個人情報保護管理責任者は、災害等に備え、サーバ室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第33条 個人情報保護管理責任者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げるサイバーセキュリティに関する対策の基準等を踏まえ、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保しなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第34条 職員等は、保有個人情報の漏えい等の安全管理上問題となる事案が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた個人情報保護管理責任者は、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行うことができる措置については、直ちに行わなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた個人情報保護管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに個人情報保護統括責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに個人情報保護統括責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた個人情報保護統括責任者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに区長に報告しなければならない。

5 個人情報保護管理責任者は、第1項に規定する事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している他の課等に再発防止措置の内容を共有しなければならない。

(法に基づく報告及び通知)

第35条 前条に定めるもののほか、個人情報保護統括責任者は、漏えい等が発生した場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、同条に規定する措置を講じるとともに、速やかに所定の手続を行い、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第36条 個人情報保護統括責任者は、漏えい等が発生した場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であって、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、個人情報保護統括責任者は、発生した事案が区民等の不安を招くおそれが

ある場合、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行わなければならない。

（監査実施計画の立案及び実施への協力）

第37条 個人情報保護監査責任者は、監査の実施に当たり、監査実施計画を策定し、杉並区デジタル・セキュリティ部会（杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領（令和5年3月31日杉並70067号）第1条に規定する部会をいう。以下「部会」という。）に報告しなければならない。

2 監査を受ける職員等は、監査の実施に協力しなければならない。

（監査結果の報告）

第38条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第4条から第36条までに規定する措置の状況その他の保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を取りまとめ、部会に報告しなければならない。

（自己点検の実施）

第39条 個人情報保護管理責任者は、所管する課における第4条から第34条までに規定する措置の状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施し、その結果を個人情報保護統括管理者に報告しなければならない。

2 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（個人情報の安全管理措置）により実施する。

（自己点検結果の報告）

第40条 個人情報保護統括管理者は、前条の規定により個人情報保護管理責任者が実施した自己点検結果及びその結果に基づく改善策を取りまとめ、部会に報告しなければならない。

（評価及び見直し）

第41条 個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者及び個人情報保護管理責任者は、監査又は自己点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

（個人情報の保有等に伴う措置）

第42条 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、個人情報を保有するとき又は保有個人情報の利用目的を変更するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象となる個人の範囲を確認すること。
- （2） 保有する個人情報の利用目的をできる限り特定すること。
- （3） 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないことを確認すること。
- （4） 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲であることを確認すること。
- （5） 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときは、利用目的を明示する方法を確認すること。（法第62条各号のいずれかに該当する場合を除く。）
- （6） 本人以外から個人情報を取得するときは、根拠法令又は相当の理由を確認すること。

2 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、個人情報を保有するときは、前項に掲げる事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得）により実施する。

（委託等に伴う措置）

5 関係例規等

第43条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容を確認すること。
- (2) 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めること。
- (3) 契約の締結に当たり、次に掲げる事項を契約書等に明記すること。

ア 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項

イ 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項（当該再委託先が、委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も同様とする。）

ウ 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項（当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。）

エ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項

オ 個人情報の複製等の制限に関する事項

カ 個人情報の安全管理措置に関する事項

キ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

ク 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項

ケ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

コ 保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合にあっては、契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

サ 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。）

シ 関係法令の遵守に関する事項

- (4) 委託先又は指定管理者における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認すること。
- (5) 委託先又は指定管理者に取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。
- (6) 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うこと。
- (7) 委託先が再委託を行う場合にあっては、委託先に第1号から第5号までの措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者が前号の措置を実施すること。（保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合（再々委託以降に委託を行う場合を含む。）を含む。）
- (8) 指定管理者が委託を行う場合において、指定管理者が講じる措置については、前号の規定の例による。
- (9) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人

を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。

(10) 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずること。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（外部委託・指定管理者）により実施する。
（労働者派遣に伴う措置）

第44条 労働者派遣の役務の提供を受ける場合において、個人情報保護管理責任者が講じる措置については、前条第1項第1号、第3号、第5号、第9号及び第10号の規定の例による。

2 個人情報保護管理責任者は、労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、前項の規定により講じる措置について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（労働者派遣）により実施する。
（目的外利用又は外部提供に伴う措置）

第45条 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、目的外利用又は外部提供を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 目的外利用又は外部提供する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。

(2) 法令に基づき目的外利用又は外部提供を行う場合にあっては、当該法令の規定を確認すること。

(3) 法令に基づかない目的外利用又は外部提供を行う場合にあっては、法第69条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当すること及びその理由を確認すること。

(4) 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき次号及び第6号に規定する措置を講ずること。

(5) 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすこと。

(6) 前号に定めるもののほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずること。

(7) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。

(8) 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に該当する場合を除き、法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得ること。

5 関係例規等

(9) 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供すること。

(10) 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合において、当該第三者に対し講じる措置については、同項の規定の例による。

2 個人情報保護管理責任者は、業務を行うに当たり、目的外利用又は外部提供を行うときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（目的外利用・外部提供）により実施する。
（電子計算組織への記録に伴う措置）

第46条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。

(2) 保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たり、次の事項を確認すること。

ア 記録する保有個人情報の件数

イ 操作員数

ウ 操作員の種別

エ データ処理件数

オ 操作端末の種別

(3) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて必要な措置を講ずること。

(4) アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定すること。

(5) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定すること。

2 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（電算入力）により実施する。
（電子計算組織の結合に伴う措置）

第47条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を処理するため、外部結合（区の機関が管理する電子計算組織と区の機関以外のものが管理する電子計算組織とを電気通信回線で接続することをいう。以下同じ。）を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 外部結合によって提供する保有個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。

(2) 外部結合によって取得する個人情報の範囲及びその妥当性を確認すること。

(3) 外部結合の相手方を確認すること。

(4) 外部結合の方法を確認すること。

(5) 法令に基づき外部結合による保有個人情報の提供を行う場合にあっては、当該法令の規定を確認すること。

(6) 法令に基づかない外部結合による保有個人情報の提供を行う場合にあっては、保有個人情報を外部結合によって提供する相当の理由を確認すること。ただし、外部提供のために保有個人情

報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第69条第2項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当すること及びその理由を確認すること。

- (7) 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、次号及び第9号に規定する措置を講ずること。
- (8) 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすこと。
- (9) 前号に定めるもののほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずること。
- (10) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。
- (11) 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法令に基づく場合及び法第69条第2項第4号に該当する場合を除き、法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得ること。
- (12) 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供すること。
- (13) 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合において、当該第三者に対し講じる措置については、同項の規定の例による。

2 個人情報保護管理責任者は、外部結合を行うときは、前項に規定する事項について自己点検を行わなければならない。

3 前項に規定する自己点検は、別に定める自己点検表（外部結合）により実施する。

（部会への報告）

第48条 個人情報保護管理責任者は、第42条から前条までの規定により実施した自己点検の結果について、これらの規定により作成した自己点検表を添えて部会に報告し、その内容について承認を受けなければならない。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

杉並区区政イノベーション推進本部設置要綱

令和6年3月26日

杉並第72075号

(設置)

第1条 この要綱は、区民サービスの更なる向上を図るため、区における区政経営改革、協働及び行政のデジタル化を総合的に推進することを目的として、杉並区区政イノベーション本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化の総合的な推進に関すること。
- (2) 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化に係る施策の調整に関すること。
- (3) その他区政経営改革、協働及び行政のデジタル化に関する重要事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(本部長)

第4条 本部に本部長を置き、区長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

(副本部長)

第5条 本部に副本部長を置き、政策経営部を担任する副区長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部長は、必要に応じ会議を招集し、議事を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 本部の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、政策経営部区政イノベーション担当部長をもって充てる。

4 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同項中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事会員」とする。

(部会)

第8条 区政経営改革、協働及び行政のデジタル化の総合的な推進に関する個別事項について検討を行うため、本部に次の部会を置く。

- (1) 業務改革部会
- (2) 協働推進部会
- (3) デジタル・セキュリティ部会
- (4) 施設マネジメント部会
- (5) 組織部会
- (6) 内部統制評価部会

- 2 前項に定めるもののほか、本部長は、本部に必要な部会を置くことができる。
- 3 部会長は、本部員又は幹事会員の中から本部長が指名する。
- 4 部会員は、部会長が関係職員の中から指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、会務を総括する。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(検討グループ)

第9条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に検討グループを置くことができる。

- 2 検討グループの長及び構成員は、部会長が関係職員の中から指名する。
- 3 検討グループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、政策経営部企画課及び政策経営部情報管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 杉並区政経営改革推進本部設置要綱（昭和60年8月28日庁議決定第7号）、杉並区協働推進本部設置要綱（平成25年2月19日杉並第55225号）、杉並区デジタル化推進本部設置要綱（令和4年3月31日杉並第67431号）、杉並区住民情報系システム標準化検討部会設置要領（令和3年7月5日杉並第18628号）、杉並区働き方改革検討部会設置要領（令和5年5月12日杉並第8358号）及び杉並区地理情報システム構築・運用部会設置要領（平成19年10月16日杉並第48292号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

区長
副区長
教育長
政策経営部長
政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部施設マネジメント担当部長
政策経営部事業調整担当部長
総務部長
総務部危機管理室長
区民生活部長
区民生活部文化・スポーツ担当部長
産業振興センター所長
保健福祉部長
保健福祉部高齢者担当部長
保健福祉部健康担当部長

5 関係例規等

杉並保健所長
子ども家庭部長
都市整備部長
都市整備部まちづくり担当部長
都市整備部土木担当部長
環境部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局教育政策担当部長
教育委員会事務局学校整備・支援担当部長
教育委員会事務局生涯学習担当部長

別表第2（第7条関係）

政策経営部区政イノベーション担当部長
政策経営部企画課長
政策経営部区政経営改革担当課長
政策経営部公民連携担当課長
政策経営部施設マネジメント担当課長
政策経営部財政課長
政策経営部情報管理課長
政策経営部デジタル戦略担当課長
政策経営部情報システム担当課長
総務部総務課長
総務部人事課長
教育委員会事務局庶務課長

杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領

令和 5 年 3 月 31 日

杉並第70067号

改正 令和 5 年 4 月 1 日杉並第9961号

令和 6 年 3 月 28 日杉並第72285号

(設置)

第 1 条 杉並区区政イノベーション本部設置要綱（令和 6 年 3 月 26 日杉並第72075号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、杉並区デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政のデジタル化の総合的な推進に関する個別事項の検討に関すること。
- (2) 杉並区情報セキュリティ基本方針及び杉並区情報セキュリティ対策基準（平成29年 3 月 24 日杉並第63727号）の策定等に関すること。
- (3) 情報セキュリティマネジメント・サイクルの維持に関すること。
- (4) リスクマネジメントのための環境整備に関すること。
- (5) 情報セキュリティ内部監査に関すること。
- (6) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）の規定による杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び報告事項に関すること。
- (7) 電子計算組織による処理の年間運営計画に関すること。
- (8) 電子計算組織による処理業務その他電子計算組織の運営に関する重要事項に関すること。
- (9) その他行政のデジタル化に関する事項

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会長は、政策経営部区政イノベーション担当部長とする。

2 副部会長は、政策経営部情報管理課長及び政策経営部デジタル戦略担当課長とする。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(部会の構成員)

第 4 条 部会は、部会長及び副部会長のほか、部会長が指名する次に掲げる職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

政策経営部企画課長

総務部総務課長

区民生活部管理課長

保健福祉部管理課長

子ども家庭部管理課長

都市整備部管理課長

環境部環境課長

教育委員会事務局庶務課長

5 関係例規等

その他部会長が特に必要と認める者 6名以内
(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて会議の内容を杉並区政イノベーション本部に報告する。
(庶務)

第6条 部会の庶務は、政策経営部情報管理課において処理する。
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日杉並第9961号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日杉並第72285号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

主要参考文献

- ◆ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」
令和４年１月（令和６年１１月一部改正） 個人情報保護委員会
- ◆ 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」
令和４年２月（令和６年１２月一部改正） 個人情報保護委員会事務局
- ◆ 「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」
令和４年２月（令和６年３月更新） 個人情報保護委員会事務局
- ◆ 「令和３年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた
基本的な考え方について 答申」
令和４年１１月 杉並区情報公開・個人情報保護審議会

個人情報保護制度の事務手引

令和 7 年 4 月 初版第 1 刷発行

編集・発行 杉並区政策経営部情報管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1 丁目 1 5 番 1 号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

07-0002

SUGINAMI
CITY